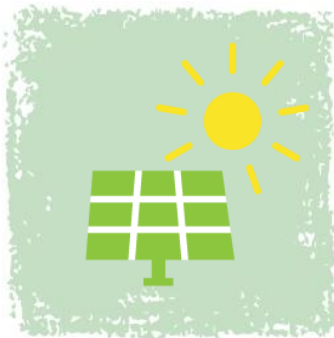




第3次井原市環境基本計画

令和8（2026）年3月



豊かな自然と歴史・文化が調和した 持続可能なまち いばら

～みんなでつなぐ 星がきらめく 明るい未来～

はじめに

私たちのまち井原市は、温和な気候に恵まれ、小田川の清流と里山や田園の風景に囲まれた豊かな自然環境の中で発展してきました。こうした恵まれた自然環境を守り、さらに良いものとして将来の世代に引き継いでいくために、平成17（2005）年3月に「井原市環境基本条例」を制定するとともに、平成18（2006）年3月に「井原市環境基本計画」を策定し、環境施策に取り組んできたところです。その取り組みが評価された一つとして、令和3（2021）年11月に本市美星町は、星空版の世界遺産とも言われる国際ダークスカイ協会（現：ダークスカイ・インターナショナル）の「星空保護区・コミュニティ部門」でアジア初の認定を受けました。



一方、世界に目を向けますと地球温暖化が原因と考えられる異常気象の多発、生物多様性の損失、さらにはプラスチックごみによる海洋汚染問題など新たな課題が生じています。こうした環境を取り巻く様々な事象の変化に的確に対応していく必要性から、このたび「第3次井原市環境基本計画」を策定しました。

本計画の目指す環境像である、「豊かな自然と歴史・文化が調和した 持続可能なまち いばら ～みんなでつなぐ 星がきらめく 明るい未来～」の実現に向け、「脱炭素」、「資源循環」、「安全・安心」、「自然共生」、「環境学習・環境保全活動」の5つを基本目標の柱とし、環境問題の解決に向けた総合的かつ包括的な施策を盛り込んでいます。

「脱炭素」の分野については、「井原市地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）」を本計画に包含しています。国の目標に準じて平成25（2013）年度を基準として温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度までに46.5%削減、令和32（2050）年度にはカーボンニュートラルの達成を目指すこととしており、「ゼロカーボンシティの実現」に向けて、市民・事業者・行政等が一体となって取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力や貴重なご意見を賜りました井原市環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました市民・事業者の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

令和8（2026）年3月

井原市長

大 吉 勲

目次

第1章 計画の基本的事項

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 計画策定の背景・目的 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 6 |
| 3 | 計画の期間 | 7 |
| 4 | 対象とする環境の範囲 | 7 |

第2章 井原市の概況及び環境の現状・課題

| | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 地域の概況 | 8 |
| 2 | アンケート調査結果の概要 | 16 |
| 3 | 環境の現状 | 23 |
| 4 | 環境の課題 | 44 |

第3章 井原市が目指すもの

| | | |
|---|--------|----|
| 1 | 目指す環境像 | 49 |
| 2 | 基本目標 | 49 |
| 3 | 計画の体系 | 51 |

第4章 環境施策の展開

| | | |
|-------|--------------------------------|----|
| 基本目標1 | 【脱炭素】「井原市地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）」 | 53 |
| 基本目標2 | 【資源循環】 | 82 |
| 基本目標3 | 【安全・安心】 | 88 |
| 基本目標4 | 【自然共生】 | 94 |
| 基本目標5 | 【環境学習・環境保全活動】 | 98 |

第5章 計画の推進

| | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 計画の推進主体 | 100 |
| 2 | 計画の推進体制 | 101 |
| 3 | 計画の進行管理 | 101 |

資料編

| | | |
|-----|------------------------|-----|
| 資料1 | 計画の策定経過 | 102 |
| 資料2 | 井原市環境基本条例 | 103 |
| 資料3 | 井原市環境美化条例 | 107 |
| 資料4 | 井原市環境審議会委員等名簿 | 110 |
| 資料5 | 第3次井原市環境基本計画策定検討会議設置要綱 | 111 |
| 資料6 | 環境に関するアンケート調査結果 | 112 |
| 資料7 | 環境基準 | 147 |
| 資料8 | 用語解説 | 153 |

注)「*」がついている用語については、資料編の用語解説で解説しています。

1 計画策定の背景・目的

「環境基本計画」とは、「環境基本法」第15条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が定める基本的な計画のことです。平成6(1994)年12月に「第一次環境基本計画」が閣議決定され、5回の見直しを経て現在の「第六次環境基本計画」の推進が図られています。また、同計画では、地方公共団体に対して「国に準じた施策やその他の独自の環境の保全に関する施策について、環境の保全に関する総合的な計画の策定などにより、これを総合的かつ計画的に進めることが期待される」とされています。

本市においては、平成17(2005)年3月に「井原市環境基本条例」を制定するとともに、平成18(2006)年3月に「井原市環境基本条例」に基づく「井原市環境基本計画」を策定しました。その後、平成28(2016)年3月に「第2次井原市環境基本計画」(以下、「第2次計画」という。)を策定し、「美しい自然と歩むまち 歴史・文化の薫るまち 井原～みんなで学び、創る 持続可能な社会～」を目指す環境像として、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今日の環境問題は、自動車や工場、野焼きからの排出ガスやばい煙等による大気汚染をはじめとした公害問題、廃棄物の不法投棄、有害鳥獣による農林水産被害等の私たちの周辺で見られるものから、地球温暖化に伴う気候変動や生物多様性*の損失といった地球規模での対応が求められるものまで、複雑かつ多様化しています。

特に、近年、地球温暖化を起因とした気候変動による影響が深刻化しており、世界中で異常高温や気象災害等が多発しています。とりわけ、日本の年平均気温の上昇は世界平均よりも速く進行しており、真夏日や猛暑日の日数並びに大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害や品質低下など、様々な地域や分野において影響を与えています。こうした中で、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出削減に向けた取組の重要性が増しています。

これらの背景を踏まえ、第2次計画の計画期間が令和7(2025)年度で満了となることや、環境を取り巻く様々な動向に対応するため、新たに「第3次井原市環境基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。また、気候変動問題への対策として、本市においても、温室効果ガス排出量の更なる削減が求められることから、市域全体の温室効果ガス排出量の削減を推進するための計画である「井原市地球温暖化対策推進実行計画(区域施策編)」を本計画に包含するかたちで策定します。

(1) 国際的な動向

1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて、持続可能な世界を目指すための令和 12 (2030) 年までの国際的な目標として、「持続可能な開発目標」(SDGs) (以下、「SDGs」という。) が設定されました。SDGs は、「経済」、「社会」、「環境」の分野における 17 のゴール (目標) を掲げています。

SDGs の 17 のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国際連合広報センター

2) パリ協定

平成 27 (2015) 年 12 月の「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議」(COP21) において、令和 2 (2020) 年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組である、「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ、 2°C より十分低く保ち、 1.5°C に抑える努力をすること、更に、21 世紀後半には温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目標としています。この目標を達成するためには、今後 10 年間に温室効果ガス排出量を急速かつ大幅に削減する必要があるとされています。

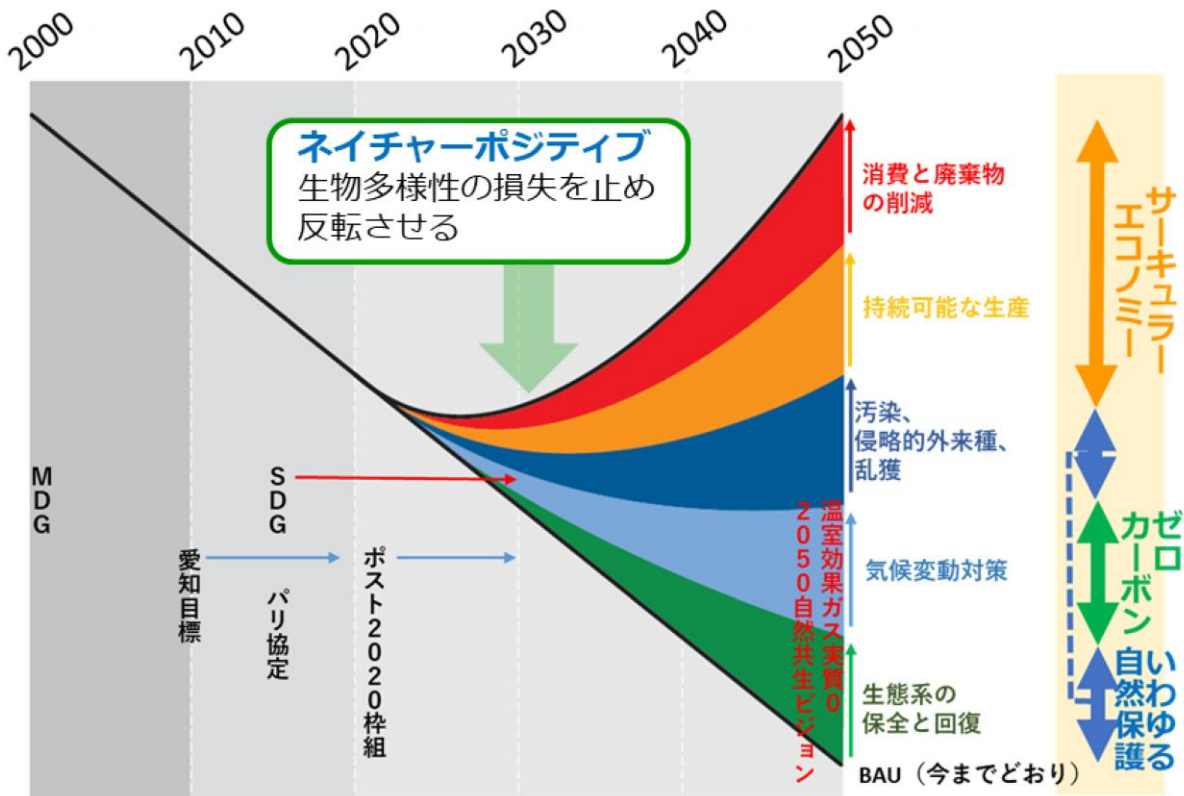
3) 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

令和元（2019）年6月のG20大阪サミットにおいて、G20各国における共通の国際的なビジョンとして、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。同ビジョンでは、「令和32（2050）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減する」ことを目標として掲げています。また、海洋プラスチックごみの流出の多くが新興国・途上国とも言われており、これらの国々を含む世界全体での取組が重要であることから、G20各国における共通の国際的なビジョンとして共有されるとともに、他国や国際機関等にも共有が呼びかけられました。

4) 昆明・モントリオール生物多様性枠組

令和4（2022）年12月にカナダのモントリオールで開催された「生物多様性条約第15回締約国会議」（COP15）において、生物多様性*に関する新たな国際的な目標として、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組では、令和32（2050）年のビジョンとして「自然と共生する世界」が掲げられ、令和12（2030）年までに自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる「ネイチャーポジティブ」を実現することを目標としています。

ネイチャーポジティブのイメージ



資料：「ネイチャーポジティブ経済の実現に向けて」（環境省）

(2) 国の動向

1) 第六次環境基本計画

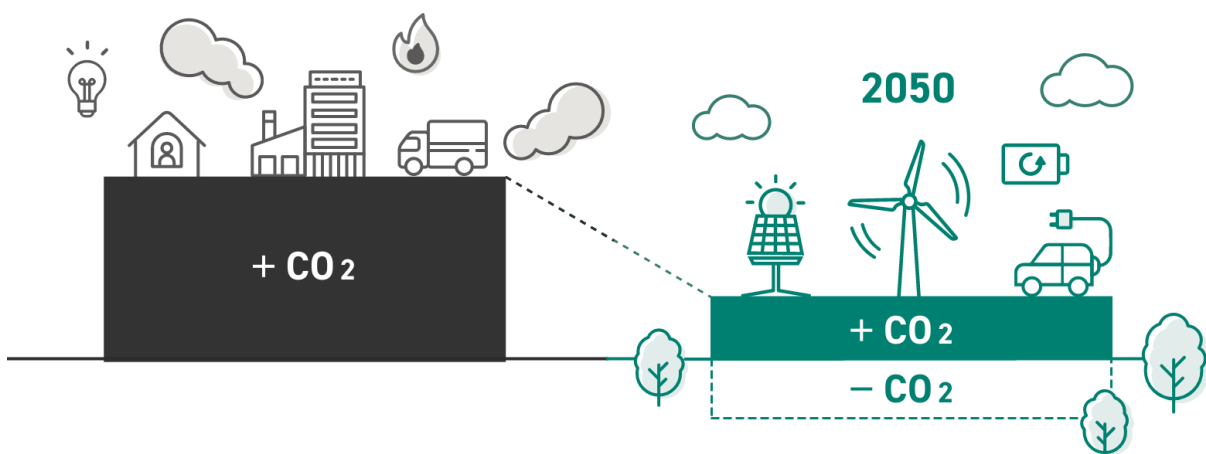
令和 6 (2024) 年 5 月に「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。同計画では、「人類の活動は地球の環境収容力 (プラネタリー・バウンダリー) * を超えつつある」こと、地球が「気候変動、生物多様性*の損失及び汚染という 3 つの危機に直面している」ことを指摘しています。これらの課題に対し、環境保全を通じた「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング (高い生活の質) *、経済厚生の上昇」を最上位の目的とし、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すとしています。

また、令和 12 (2030) 年頃までの 10 年間に行う対策は、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いとされることから、今後の環境政策の展開に当たっては、「勝負の 2030 年」として、取組の十全性を確保することや、「カーボンニュートラル (脱炭素)」、「サーキュラーエコノミー (循環経済)」、「ネイチャーポジティブ (自然再興)」等の施策をシナジー (相乗効果) が発揮されるよう統合的に推進するとしています。

2) 地球温暖化対策計画

令和 7 (2025) 年 2 月に地球温暖化対策に関する政府の総合計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。同計画では、令和 32 (2050) 年までに、温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを実現するため、令和 12 (2030) 年度以降の削減を着実に進めていくとしており、新たに令和 17 (2035) 年度及び令和 22 (2040) 年度における温室効果ガス排出量の削減目標が設定されるとともに、目標の達成のための対策が強化されました。

カーボンニュートラルのイメージ

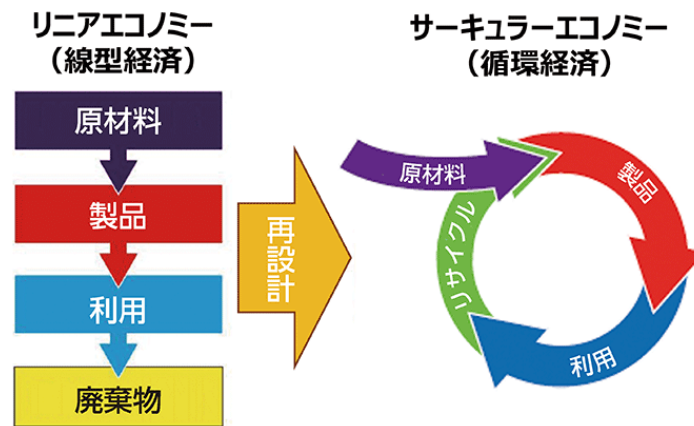


資料：環境省ホームページ

3) 第五次循環型社会形成推進基本計画

令和 6 (2024) 年 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。同計画では、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済や社会様式につながる一方通行型のリニアエコノミーから、資源の投入量・消費量を抑えながら既存の資源を有効活用する、循環型のサーキュラーエコノミーへの移行を推進することが鍵としています。

サーキュラーエコノミーのイメージ



資料：「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(環境省)

4) 生物多様性国家戦略 2023-2030

「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」を踏まえ、令和 5 (2023) 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。同計画では、令和 12 (2030) 年までのネイチャーポジティブの実現を目標としており、生物多様性*が社会・経済・暮らしの基盤であることを一人ひとりが認識し、個人・団体を問わずあらゆる主体が連携して取り組む必要性を示すとともに、目標の達成に向けた戦略と行動目標を設定しています。

(3) 県の動向

1) 岡山県環境基本計画 (エコビジョン 2040)

令和 7 (2025) 年 2 月に「岡山県環境基本計画 (エコビジョン 2040)」が改訂されました。同計画では、令和 22 (2040) 年頃に目指す姿を「より良い環境に恵まれた持続可能な社会～山から海まで豊かな岡山を次世代へ～」としており、実現に向け、4 つの「基本目標」と 2 つの「横断的な視点」のそれぞれにおいて、重点的な取組である「重点プログラム」と、その努力目標である「指標」を設定しています。

■基本目標

- ・気候変動対策 (緩和・適応) の推進
- ・循環型社会の形成
- ・安全・安心な生活環境の保全と創出
- ・自然と共生した社会の形成

■横断的な視点

- ・環境の未来を支える担い手づくり
- ・環境の未来を創る経済振興

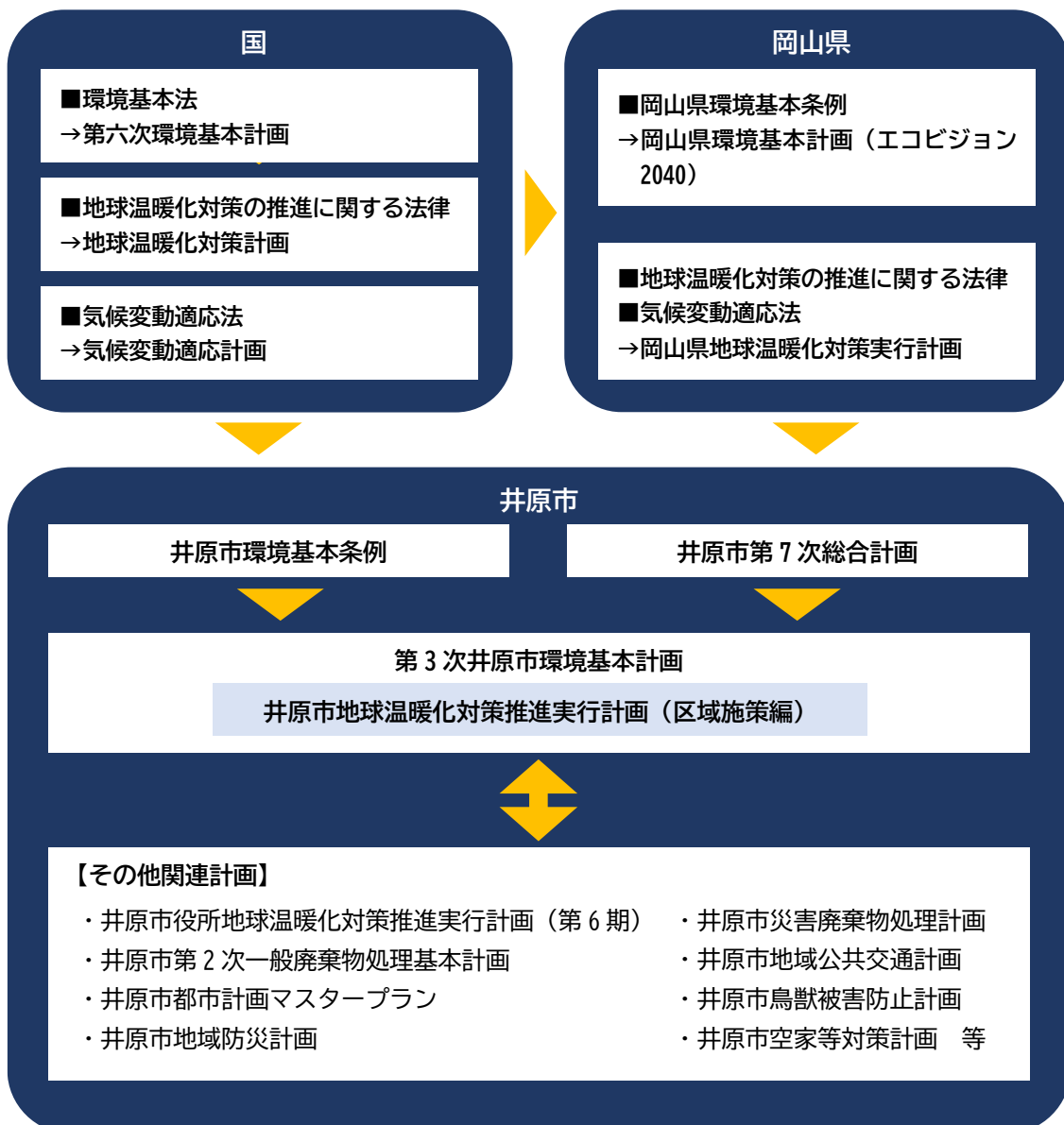
2 計画の位置づけ

本計画は、「井原市環境基本条例」に基づき策定し、「井原市第7次総合計画」を環境面から総合的かつ計画的に推進するものです。

また、本計画に包含する「井原市地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）」については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項の規定により、中核市未満の市町村においても策定に努めるよう求める計画であり、区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策を定めるものです。

本計画の策定に当たっては、国の「第六次環境基本計画」、「地球温暖化対策計画」、「気候変動適応計画」や県の「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）」、「岡山県地球温暖化対策実行計画」の内容を踏まえるとともに、本市の「井原市第7次総合計画」及びその他関連計画との整合を図ります。

本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。

ただし、今後の社会情勢や環境を取り巻く動向の変化を踏まえ、令和 12（2030）年度に中間見直しを行います。

4 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、以下に示すとおりです。

| 区分 | 環境の範囲 | |
|-----------------|---|---|
| 脱炭素 | <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー ・気候変動 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー |
| 資源循環 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の 3R* | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理 等 |
| 安全・安心 | <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染 ・騒音・振動 ・有害化学物質 ・歴史・文化財 ・公園・緑地 | <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁 ・悪臭 ・水循環 ・景観 ・空き家 等 |
| 自然共生 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林 ・動植物 ・有害鳥獣 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地 ・外来生物 |
| 環境学習・ 環境保全活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動 等 |

1 地域の概況

(1) 位置・地勢

本市は、岡山県の西南部に位置し、北は高梁市、南は笠岡市、東は総社市及び小田郡矢掛町、西は広島県福山市及び同県神石郡神石高原町に接しています。一級河川高梁川支流の小田川が、市の南部を西から東へ貫流し、その流域の平野部に市街地が形成されています。北部は、標高 200m～400m の丘陵地帯で吉備高原へと続いています。

本市の面積は、243.54km²で、地形的には井原市街地を除いては、ほとんどが山々に囲まれた農山村です。

本市の位置



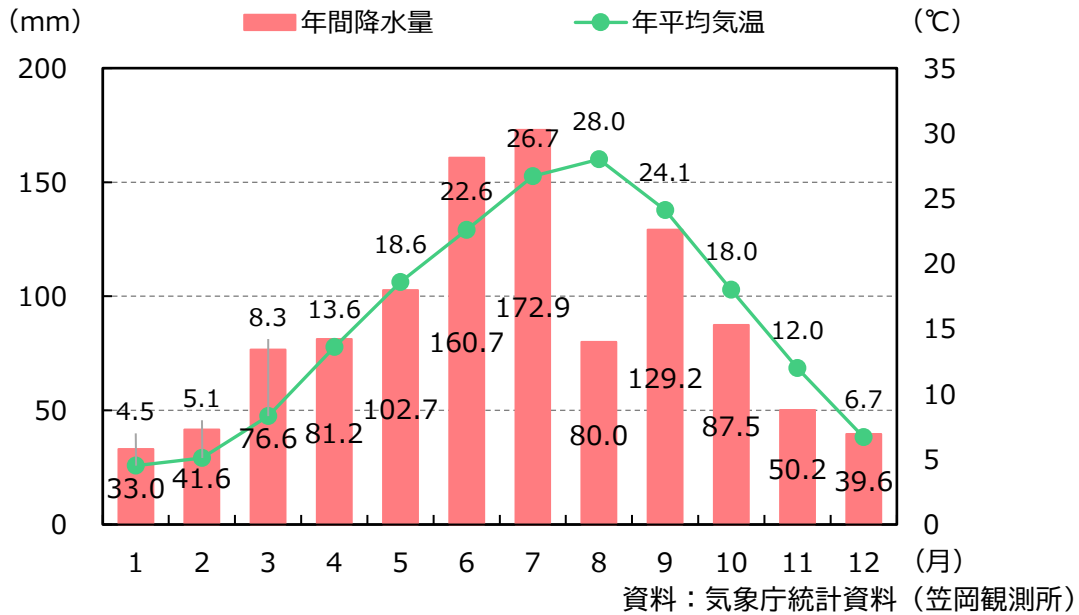
本市の地勢



(2) 気象

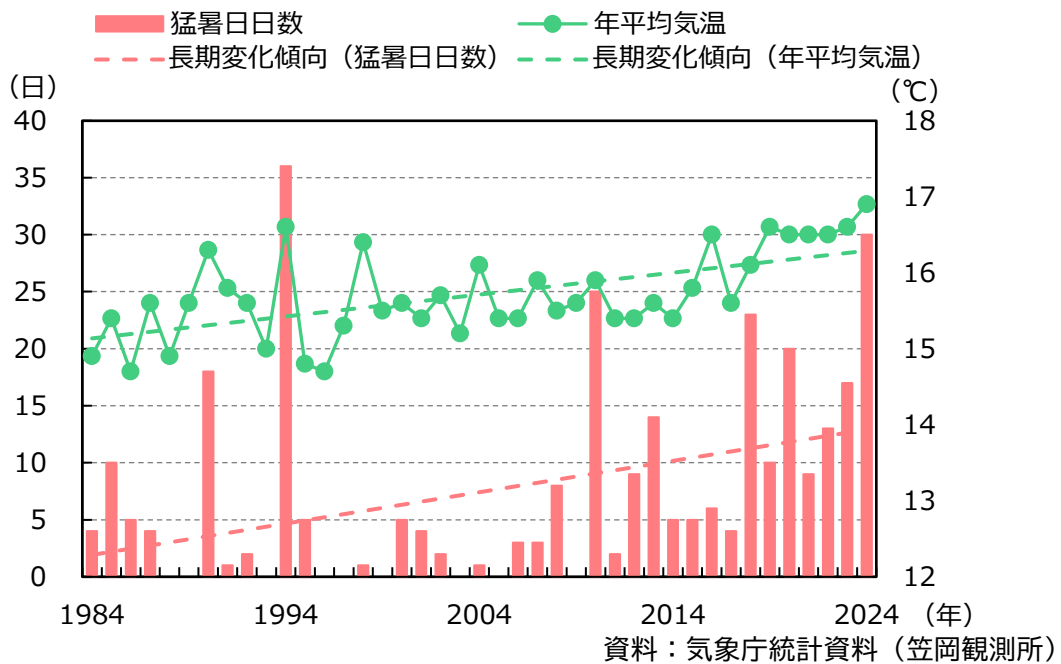
笠岡観測所の平成3(1991)年から令和2(2020)年の30年間における年平均気温及び年間降水量の平年値は、それぞれ15.7℃、1,055.2mmとなっています。月別に見ると、平均気温は、8月が28.0℃と最も高く、1月が4.5℃と最も低くなっています。降水量は7月が172.9mmと最も多く、1月が33.0mmと最も少なくなっています。

月別の年平均気温及び年間降水量の平年値



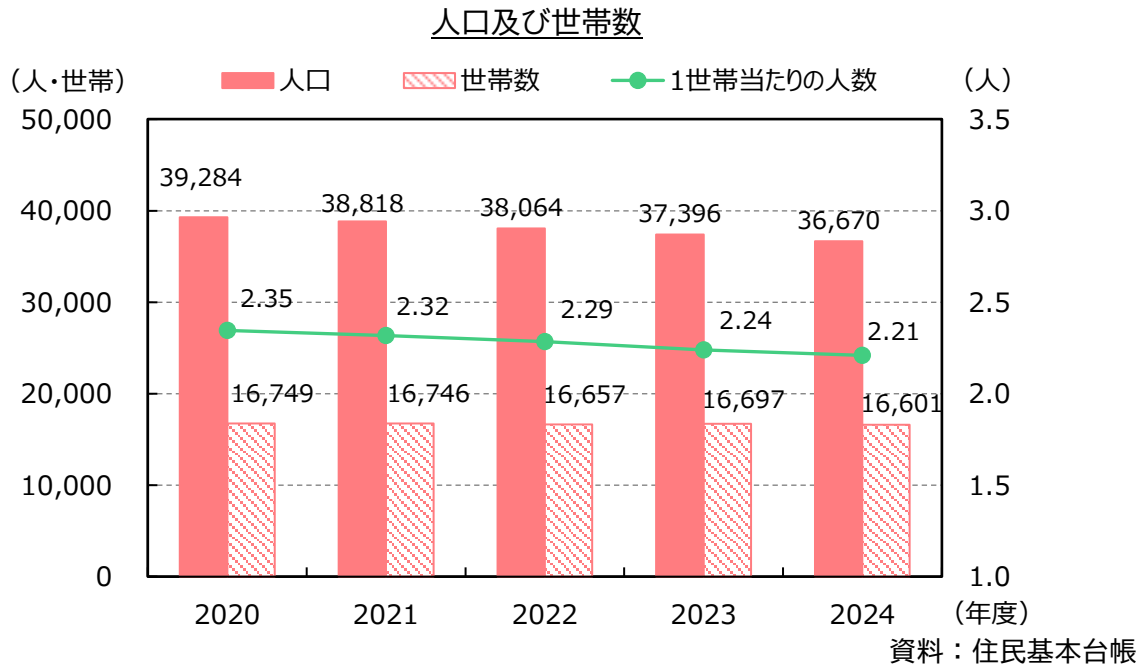
また、猛暑日日数及び年平均気温は、令和6(2024)年ではそれぞれ30日、16.9℃となっており、増加・上昇傾向で推移しています。

猛暑日日数及び年平均気温

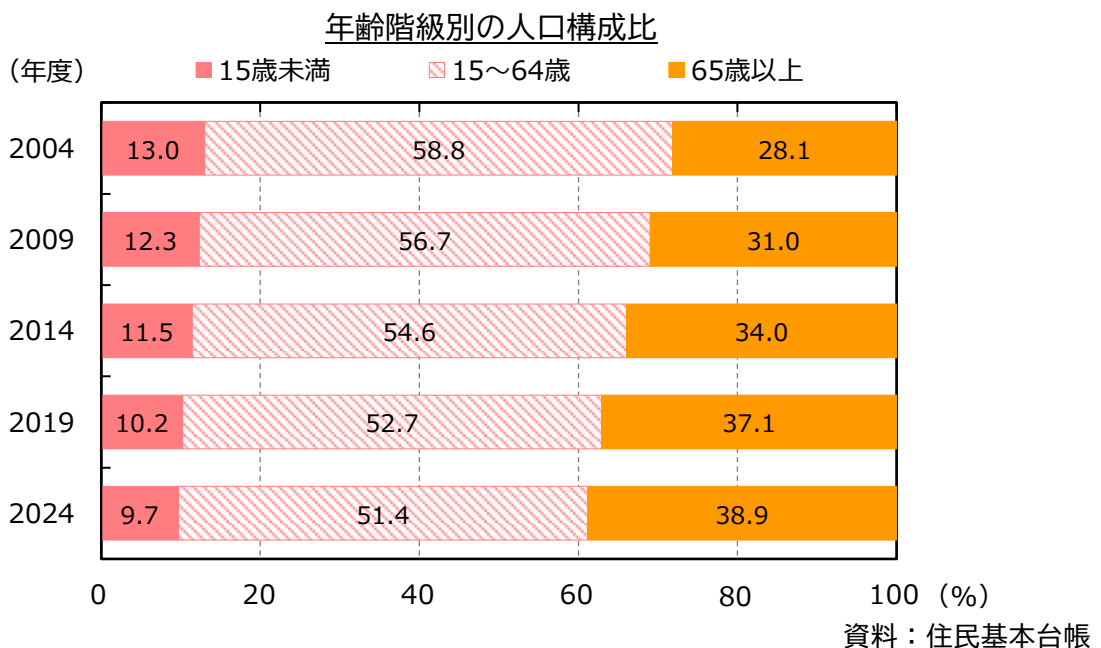


(3) 人口及び世帯数

本市の人口及び世帯数は、令和6（2024）年度ではそれぞれ36,670人、16,601世帯となっており、人口は減少傾向、世帯数は横ばいで推移しています。また、1世帯当たりの人数は2.21人となっており、減少傾向で推移しています。

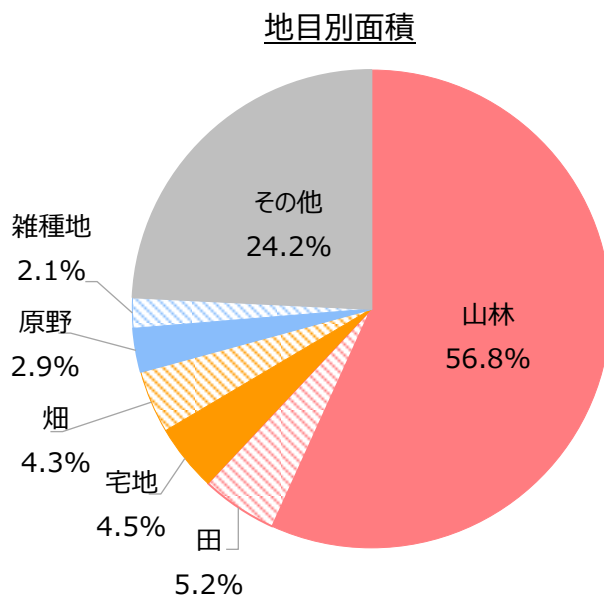


年齢階級別の人口構成比を見ると、令和6（2024）年度では15歳未満が9.7%、15～64歳が51.4%、65歳以上が38.9%となっており、15歳未満は減少傾向、65歳以上の割合は増加傾向で推移していることから、少子高齢化が進行しています。



(4) 土地利用

本市の地目別面積の割合は、山林が 56.8%と最も高く、次いで田が 5.2%、宅地が 4.5%と続いています。

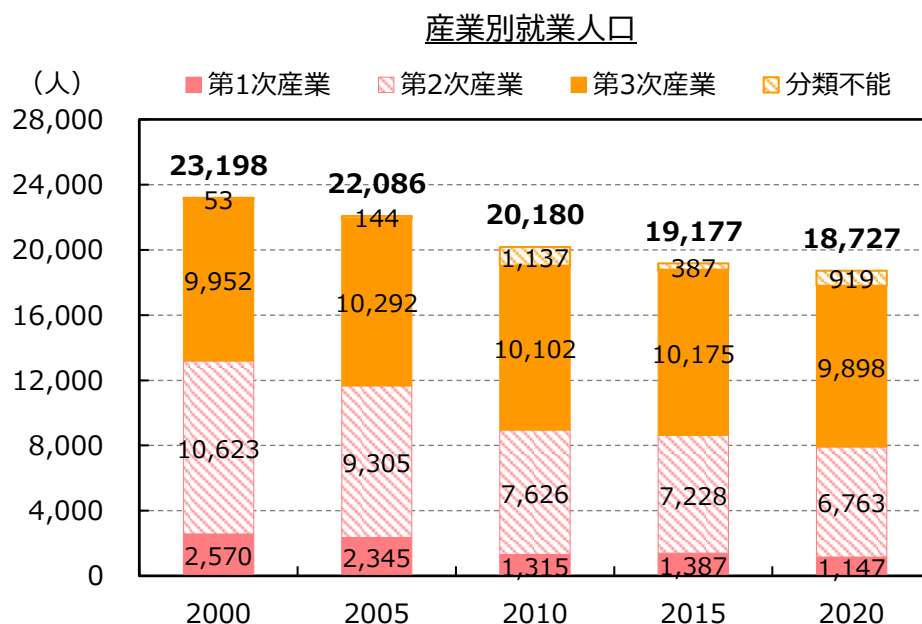


資料：井原市 data eye

(5) 産業

1) 産業別就業人口

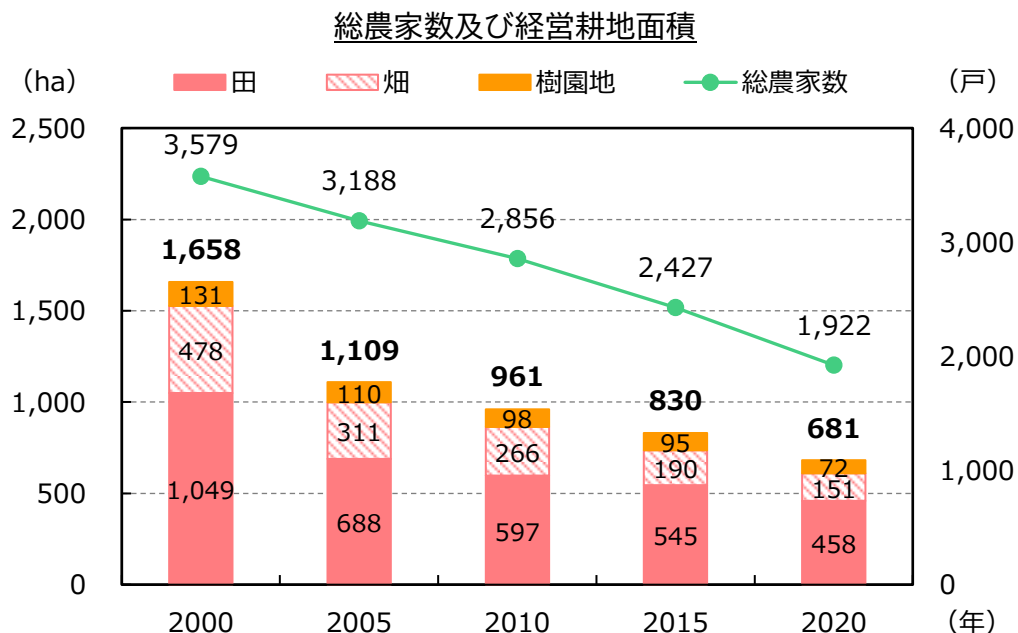
本市の産業別就業人口は、令和 2 (2020) 年では第 1 次産業が 1,147 人、第 2 次産業が 6,763 人、第 3 次産業が 9,898 人となっており、第 1 次産業及び第 2 次産業は減少傾向、第 3 次産業は横ばいで推移しています。



資料：国勢調査

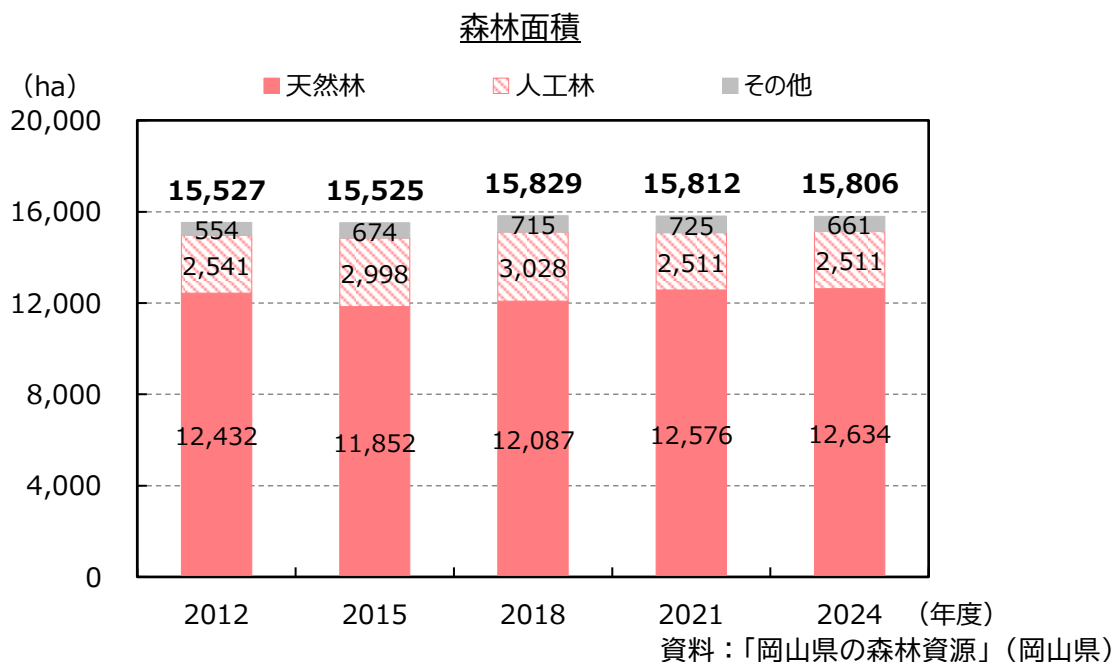
2) 農業

本市の総農家数及び経営耕地面積は、令和 2 (2020) 年ではそれぞれ 1,922 戸、681ha となっており、ともに減少傾向で推移しています。経営耕地面積の内訳としては、田が 458ha (67.3%)、畑が 151ha (22.2%)、樹園地が 72ha (10.6%) となっています。

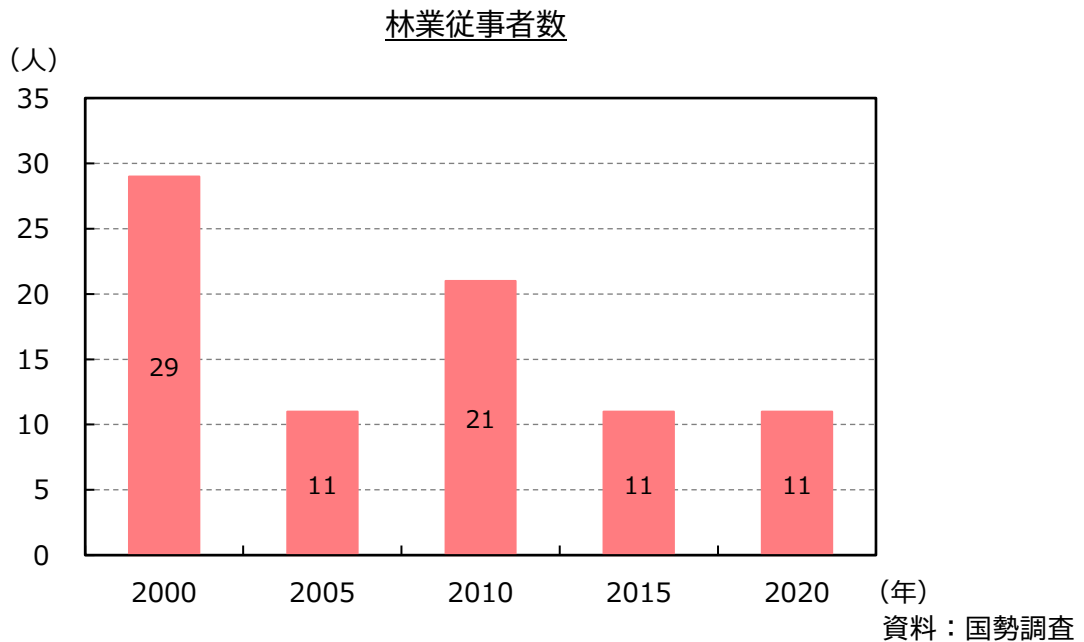


3) 林業

本市の森林面積は、令和 6 (2024) 年度では 15,806ha となっており、総面積 (24,354ha) の 64.9% を占め、ほぼ横ばいで推移しています。内訳としては、天然林が 12,634ha (79.9%)、人工林が 2,511ha (15.9%)、その他が 661ha (4.2%) となっています。

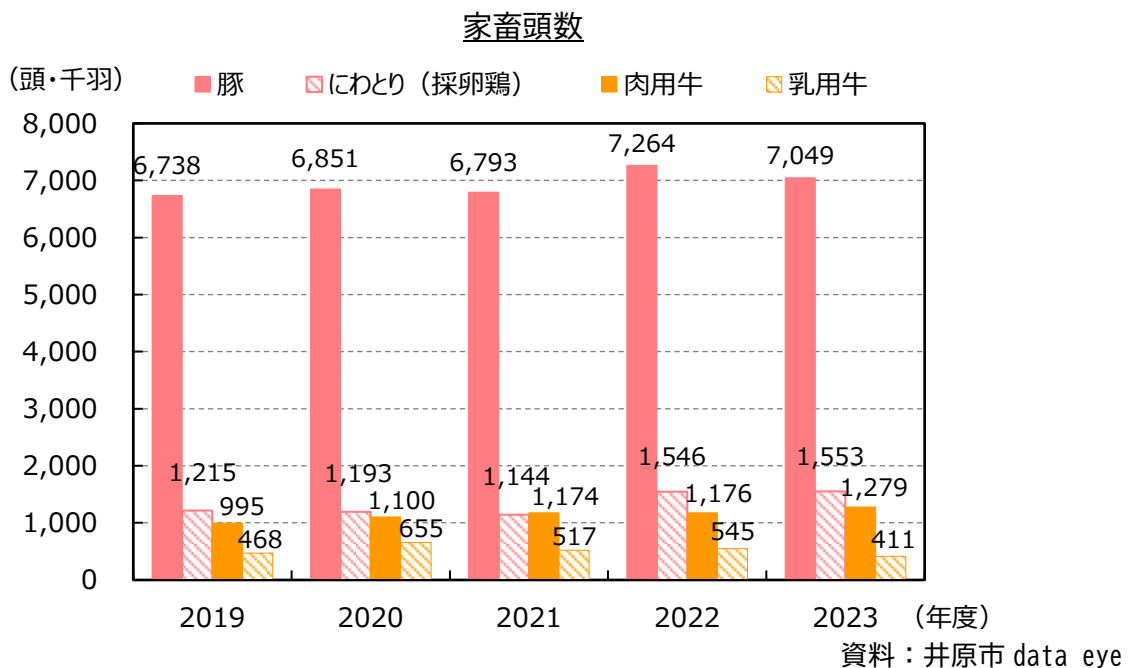


また、本市の林業従事者数は、令和 2（2020）年では 11 人となっており、減少傾向で推移しています。



4) 畜産業

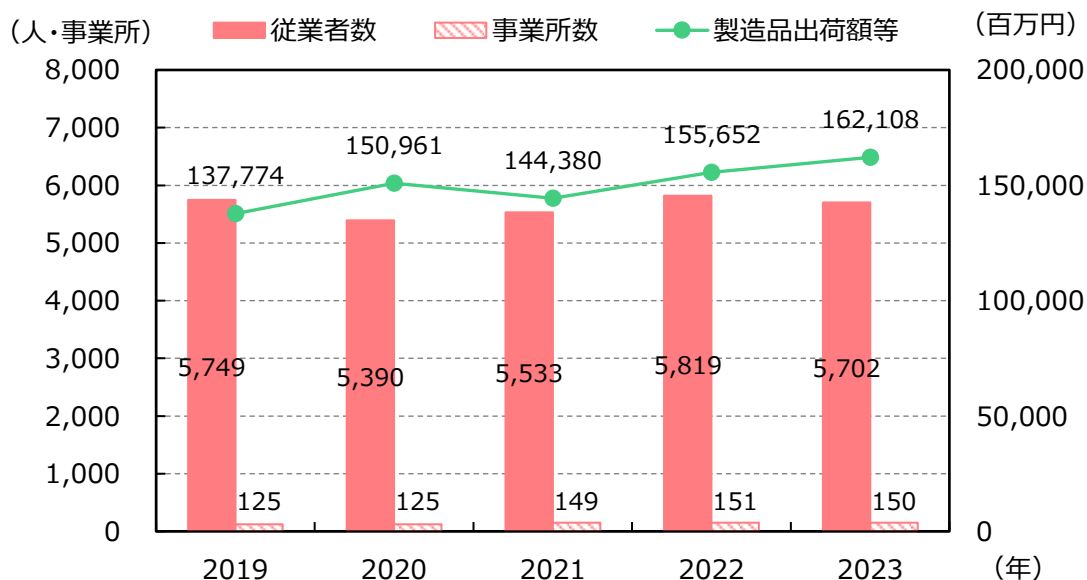
本市の家畜頭数は、令和 5（2023）年度では豚が 7,049 頭、にわとり（採卵鶏）が 1,553 千羽、肉用牛が 1,279 頭、乳用牛が 411 頭となっており、にわとり（採卵鶏）及び肉用牛は増加傾向、豚及び乳用牛は横ばいで推移しています。



5) 工業

本市の工業における従業者数、事業所数及び製造品出荷額等は、令和 5（2023）年ではそれぞれ 5,702 人、150 事業所、162,108 百万円となっており、従業者数は横ばい、事業所数及び製造品出荷額等は増加傾向で推移しています。

工業における従業者数、事業所数及び製造品出荷額等

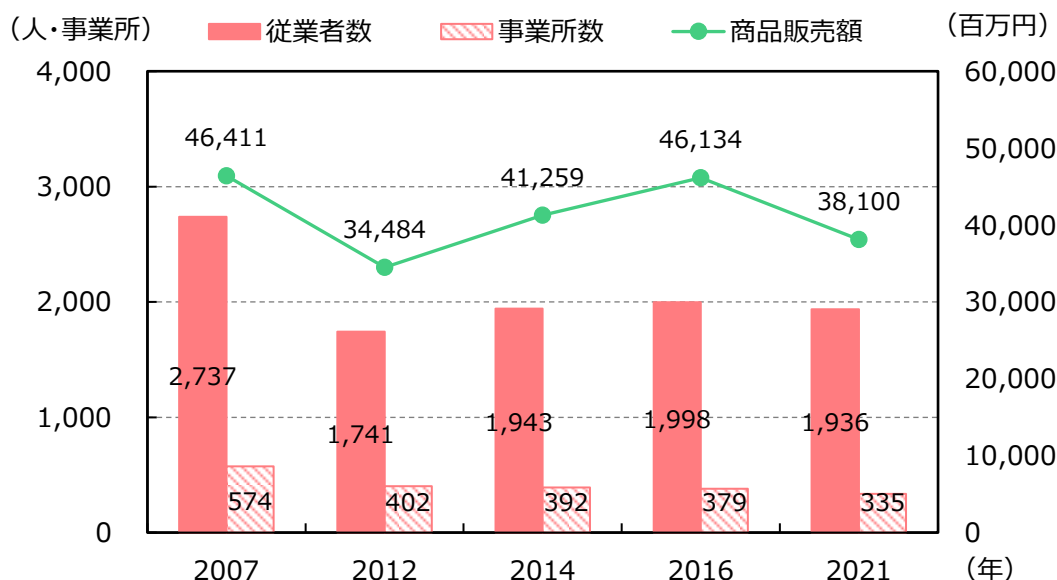


資料：経済構造実態調査、工業統計

6) 商業

本市の商業における従業者数、事業所数及び商品販売額は、令和 3（2021）年ではそれぞれ 1,936 人、335 事業所、38,100 百万円となっており、従業者数は平成 24(2012)年に減少に転じた後、横ばい、事業所数は減少傾向、商品販売額は平成 26（2014）年から平成 28（2016）年にかけて増加した後、減少に転じています。

商業における従業者数、事業所数及び商品販売額



資料：商業統計調査、経済センサス

(6) 観光・レクリエーション

1) 観光客

本市の主な観光・レクリエーション施設における観光客数は、新型コロナウイルスの影響により、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度において多くの施設で減少が見られますが、令和元(2019)年度と比較すると、令和5(2023)年度は平櫛田中美術館、美星天文台、星の郷アクティブヴィラ、経ヶ丸オートキャンプ場では増加しています。また、平櫛田中美術館では、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度にかけて休館したため、令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度は0人となっています。

主な観光・レクリエーション施設における年間観光客数

| 区分 | 施設名 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 有料観光施設 | 平櫛田中美術館 | 13,572 | 7,596 | 0 | 0 | 23,222 |
| | 華鳩大塚美術館 | 6,335 | 4,954 | 5,249 | 4,720 | 5,499 |
| | 中世夢が原 | 14,096 | 7,637 | 10,116 | 11,775 | 11,708 |
| | 美星天文台 | 16,836 | 10,623 | 9,084 | 15,161 | 18,399 |
| 公的宿泊施設 | 星の郷アクティブヴィラ | 1,322 | 823 | 1,347 | 3,410 | 3,422 |
| キャンプ場 | 経ヶ丸グリーンスポーツ | 3,206 | 8 | 30 | 8 | 362 |
| | 経ヶ丸オートキャンプ場 | 10,684 | 8,823 | 9,516 | 11,955 | 10,986 |

資料：「観光客・その流れと傾向-岡山県観光客動態調査報告書」(岡山県)

平櫛田中美術館



星の郷アクティブヴィラ



経ヶ丸オートキャンプ場



2 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

本計画の策定に伴い実施したアンケート調査について、実施概要を下表に示します。

アンケート調査の実施概要

| 区分 | 調査対象 | 調査期間 | 調査方法 | 有効回収数 (有効回収率) |
|-----|-----------------------|------------------------------|---------------------------|------------------|
| 市民 | 市内の 18 歳以上の男女 1,000 人 | 令和 7 年 8 月 7 日～ 8 月 22 日 | 郵送による配布・ 回収及びウェブ 調査 | 360 件 (36.0%) |
| 中学生 | 市内の中学 2 年生 275 人 | 令和 7 年 8 月 29 日 ～9 月 12 日 | ウェブ調査 | 246 件 (89.5%) |
| 事業者 | 市内の 101 事業者 | 令和 7 年 8 月 7 日～ 8 月 22 日 | 郵送による配布・ 回収及びウェブ 調査 | 57 件 (56.4%) |

注) 市民・事業者における調査期間以降の回収分については、9 月 5 日までの回収分を反映しています。

(2) 調査結果の概要

本計画の策定に伴い実施したアンケート調査について、調査結果の概要を示します。
なお、調査結果の詳細については資料編に掲載しています。

1) 地域の環境の満足度【市民・中学生】

- ・地域の環境の満足度について、「満足」または「やや満足」と回答があった割合は、市民・中学生ともに「空気のきれいさ」が最も高くなっています。
- ・一方で、「不満」または「やや不満」と回答があった割合は、市民では「公共交通機関の便利さ」が、中学生では「まちの清潔さ」及び「公共交通機関の便利さ」が最も高くなっています。

地域の環境の満足度（上位 5 項目）

| 順位 | 市民 | 順位 | 中学生 |
|----|----------------------|----|----------------------|
| 1 | 空気のきれいさ (77.6%) | 1 | 空気のきれいさ (90.3%) |
| 2 | 星空のきれいさ (74.0%) | 2 | 山林や水田等の緑の豊かさ (89.5%) |
| 3 | 家のまわりの悪臭の少なさ (71.4%) | 3 | 星空のきれいさ (87.5%) |
| 4 | 山林や水田等の緑の豊かさ (68.9%) | 4 | 家のまわりの静かさ (80.9%) |
| 5 | 家のまわりの静かさ (67.8%) | 5 | 家のまわりの悪臭の少なさ (79.6%) |

地域の環境の満足度（下位5項目）

| 順位 | 市民 | 順位 | 中学生 |
|----|-----------------------|----|-----------------------|
| 1 | 公共交通機関の便利さ（53.7%） | 1 | まちの清潔さ（22.0%） |
| 2 | 河川や池の水のきれいさ（26.7%） | | 公共交通機関の便利さ（22.0%） |
| 3 | 自然災害に対する安全性の高さ（26.4%） | 3 | 河川や池の水のきれいさ（17.5%） |
| 4 | まちの清潔さ（22.8%） | 4 | 公園の数や広さ（16.3%） |
| 5 | 公園の数や広さ（21.9%） | 5 | 自然災害に対する安全性の高さ（12.6%） |

2) 地域の環境の重要度【市民・中学生】

- ・地域の環境の重要度について、「重要」または「やや重要」と回答があった割合は、市民では「家のまわりの悪臭の少なさ」が、中学生では「空気のきれいさ」が最も高くなっています。
- ・一方で、「重要ではない」または「あまり重要ではない」と回答があった割合は、市民では「動植物とのふれあいの多さ」が、中学生では「星空のきれいさ」が最も高くなっています。

地域の環境の重要度（上位5項目）

| 順位 | 市民 | 順位 | 中学生 |
|----|-----------------------|----|---------------------|
| 1 | 家のまわりの悪臭の少なさ（87.0%） | 1 | 空気のきれいさ（91.1%） |
| 2 | 空気のきれいさ（86.4%） | 2 | 家のまわりの悪臭の少なさ（90.6%） |
| | まちの清潔さ（86.4%） | | 廃棄物の不法投棄の少なさ（90.7%） |
| 4 | 自然災害に対する安全性の高さ（85.6%） | 4 | 公共交通機関の便利さ（90.2%） |
| 5 | 家のまわりの静かさ（84.7%） | 5 | 家のまわりの静かさ（89.9%） |

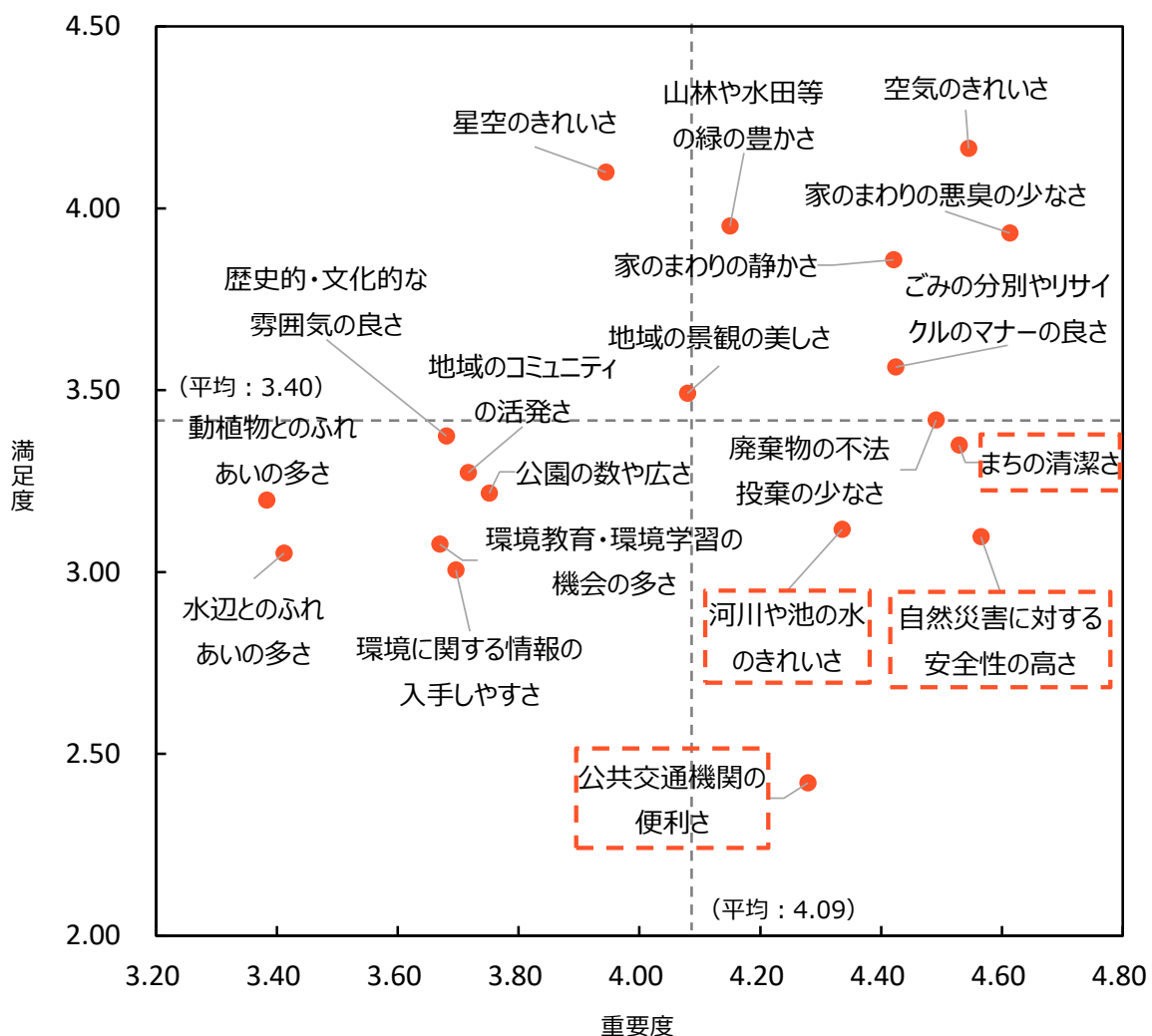
地域の環境の重要度（下位5項目）

| 順位 | 市民 | 順位 | 中学生 |
|----|-----------------------|----|-----------------------|
| 1 | 動植物とのふれあいの多さ（11.4%） | 1 | 星空のきれいさ（10.6%） |
| 2 | 水辺とのふれあいの多さ（10.5%） | 2 | 公園の数や広さ（9.7%） |
| 3 | 星空のきれいさ（8.4%） | 3 | 動植物とのふれあいの多さ（8.9%） |
| 4 | 地域コミュニティの活発さ（7.8%） | 4 | 水辺とのふれあいの多さ（8.5%） |
| 5 | 環境に関する情報の入手しやすさ（6.7%） | 5 | 環境に関する情報の入手しやすさ（6.9%） |

3) 地域の環境の重要度と満足度の相関関係【市民】

- ・地域の環境の重要度及び満足度の相関関係について、重要度及び満足度がともに平均より高い項目は、「空気のきれいさ」、「家のまわりの悪臭の少なさ」、「山林や水田等の緑の豊かさ」、「家のまわりの静かさ」、「ごみの分別やりサイクルのマナーの良さ」、「廃棄物の不法投棄の少なさ」となっています。
- ・重要度が平均より高く、満足度が平均より低い項目は、「公共交通機関の便利さ」、「自然災害に対する安全性の高さ」、「河川や池の水のきれいさ」、「まちの清潔さ」となっています。

地域の環境に対する重要度及び満足度の相関関係



注) 赤枠は重要度が平均より高く、満足度が平均より低い項目を示しています。

4) 環境保全への取組状況【市民・事業者】

- ・環境保全への取組状況について、市民において「実施している」または「時々実施している」と回答があった割合は、「できるだけ自動車利用を控え、公共交通機関を利用している」が、事業者において「取り組んでいる」と回答があった割合は、「フードバンク*活動への協力など、食品ロス*の削減に努めている」が最も低くなっています。

環境保全への取組状況（下位5項目）

| 順位 | 市民 | 順位 | 事業者 |
|----|------------------------------------|----|---|
| 1 | できるだけ自動車利用を控え、公共交通機関を利用している（13.8%） | 1 | フードバンク活動への協力など、食品ロスの削減に努めている（15.8%） |
| 2 | 再生可能エネルギー割合が高い電力を選択している（26.6%） | 2 | 石油由来のプラスチック製品からバイオマス*プラスチック製品等への転換に努めている（17.5%） |
| 3 | 生ごみ処理容器等による生ごみの堆肥化をしている（29.2%） | 3 | 環境フェア等の環境保全に関する地域のイベントに参加・協力している（19.3%） |
| 4 | できるだけ徒歩や自転車での移動を心がけている（32.5%） | 4 | 従業員を対象とした環境保全に関する教育を行っている（21.1%） |
| 5 | 風呂の残り湯を洗濯に使うなど、節水に努めている（49.7%） | 5 | 専門機関による省エネ診断*等を受診して、設備改修を行っている（24.6%） |

5) 地球温暖化対策に取り組みにくい、または取り組まない要因【市民】

- ・地球温暖化対策に取り組みにくい、または取り組まない要因について、「具体的に何をしたらよいか分からないから」の回答割合が最も高く、61.9%となっています。

地球温暖化対策に取り組みにくい、または取り組まない要因（上位5項目）

| 順位 | 市民 |
|----|--|
| 1 | 具体的に何をしたらよいか分からないから（61.9%） |
| 2 | 取り組むための資金を調達する余裕がないから（31.7%） |
| 3 | 個人で頑張っても、社会全体で見るとほとんど変わらないと思うから（30.0%） |
| 4 | 我慢をして不自由な生活をするより、便利で快適に生活したいから（29.2%） |
| 5 | 環境問題を身近なこととして感じていないから（20.0%） |

6) 環境学習や環境保全活動等への今後の参加意向【市民・中学生】

- ・環境学習や環境保全活動等への今後の参加意向について、市民において「参加したい」と回答があった割合は、「道路や河川、公園等の清掃活動」が、中学生において「参加したい」または「都合が合えば参加したい」と回答があった割合は、「動植物の観察会や保護活動」が最も高くなっています。
- ・市民においては、「道路や河川、公園等の清掃活動」以外の項目については、「あまり参加したくない」または「参加したくない」と回答があった割合が50%以上となっています。

環境学習や環境保全活動等への今後の参加意向（上位5項目）

| 順位 | 市民 | 順位 | 中学生 |
|----|---------------------------|----|---------------------------|
| 1 | 道路や河川、公園等の清掃活動 (45.9%) | 1 | 動植物の観察会や保護活動 (59.8%) |
| 2 | 地域におけるリサイクル活動 (38.9%) | 2 | 地域におけるリサイクル活動 (59.3%) |
| 3 | ごみ処理施設の見学会 (36.4%) | | 花や木を植える緑化活動 (59.3%) |
| | 花や木を植える緑化活動 (36.4%) | 4 | 道路や河川、公園等の清掃活動 (59.0%) |
| 5 | バザーやフリーマーケット (36.1%) | 5 | バザーやフリーマーケット (53.3%) |

7) デコ活の認知度【市民・中学生・事業者】

- ・カーボンニュートラルの実現に向けた国民運動である「デコ活」の認知度について、市民・中学生・事業者ともに「聞いたことがない」の回答割合が最も高く、ともに50%以上となっています。

デコ活の認知度

| 区分 | 内容を知っている | 内容をよく知らないが、聞いたことがある | 聞いたことがない | 無回答 |
|-----|----------|---------------------|----------|------|
| 市民 | 3.9% | 20.8% | 69.7% | 5.6% |
| 中学生 | 3.3% | 12.2% | 84.1% | 0.4% |
| 事業者 | 5.3% | 33.3% | 59.6% | 1.8% |

8) 本市が今後重点的に進めるべき取組【市民】

- ・本市が今後重点的に進めるべき取組について、「公共交通機関の利便性向上・利用促進」の回答割合が最も高くなっています。

本市が今後重点的に進めるべき取組（上位 10 項目）

| 順位 | 市民 |
|----|-----------------------------|
| 1 | 公共交通機関の利便性向上・利用促進（44.2%） |
| 2 | 有害鳥獣による農林水産被害の防止対策（33.1%） |
| 3 | 空き家や空き地の適正管理（32.2%） |
| 4 | 耕作放棄地の発生抑制・解消（28.1%） |
| 5 | 地球温暖化に伴う気候変動への適応策の検討（26.1%） |
| | ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策（26.1%） |
| 7 | 地産地消の推進（25.8%） |
| 8 | ごみの減量化やリサイクルの推進（25.0%） |
| 9 | 公園や緑地の整備（19.2%） |
| 10 | ごみの野外焼却の防止対策（15.0%） |

9) 本市に今後期待する支援等【事業者】

- ・事業者が本市に今後期待する支援等について、「環境保全に取り組むための公的融資や補助制度の充実」の回答割合が最も高く、73.7%となっています。

本市に今後期待する支援等（上位 5 項目）

| 順位 | 事業者 |
|----|---------------------------------------|
| 1 | 環境保全に取り組むための公的融資や補助制度の充実（73.7%） |
| 2 | 他事業者での先駆的な取組事例の情報提供（38.6%） |
| 3 | 市内の環境の現状に関する情報提供（36.8%） |
| 4 | 公共施設での率先した取組の実施及びその効果の情報提供（33.3%） |
| 5 | 本市や他事業者と連携して環境保全に取り組むための仕組みづくり（22.8%） |

10) 目指す環境像【市民・中学生】

- ・本市が本計画で新たに設定する目指す環境像のキーワードについて、市民から提案があったものでは、「美しい自然」や「星空」、「歴史・文化」といった本市の特色にふれたものや、「一緒に」、「協力」等の協働を図っていくもの、「未来」、「つなげる」といった次世代への継承に関するもの等が挙げられました。

本市が目指す環境像（キーワード）

| 環境の範囲 | 主な意見・提案 |
|-------------|---------------------------------|
| 脱炭素 | ・地球にやさしい ・持続可能 ・気候変動 等 |
| 資源循環 | ・3R* ・ポイ捨て 等 |
| 安全・安心 | ・美しい風景・景観 ・歴史・文化 ・快適・安全 等 |
| 自然共生 | ・美しい自然 ・星空 ・農作物 等 |
| 環境学習・環境保全活動 | ・一緒に ・協力 ・未来へつなぐ 等 |
| その他 | ・明るい未来 ・活気 ・わかりやすさ 等 |

- ・中学生では、「川の水、空気がきれいで、うるさい音や嫌なにおいのないまち」の回答割合が最も高く、58.5%となっています。

本市が目指す環境像（上位5項目）

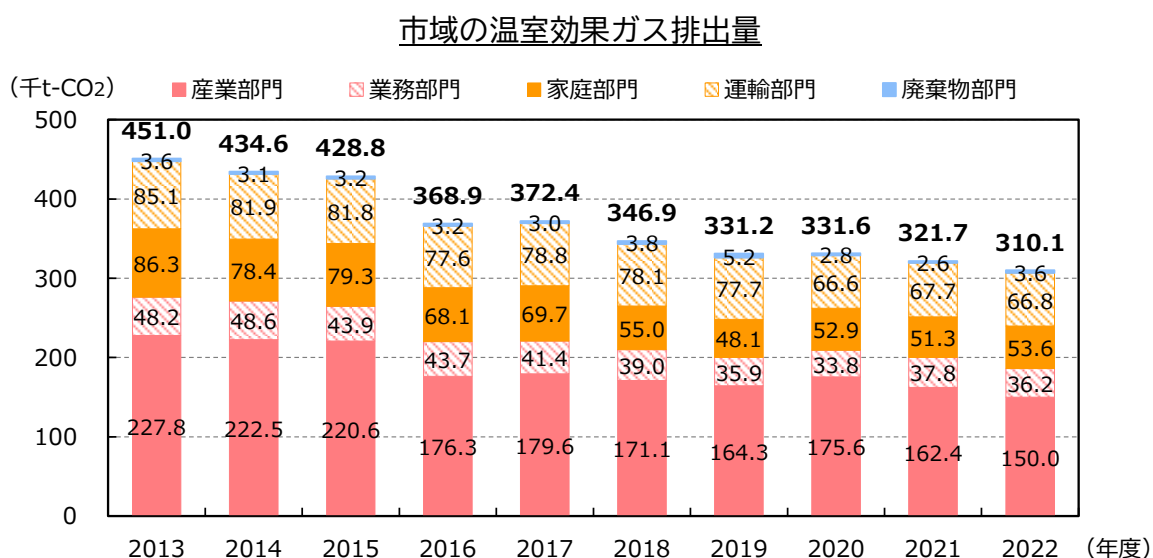
| 順位 | 中学生 |
|----|--|
| 1 | 川の水、空気がきれいで、うるさい音や嫌なにおいのないまち（58.5%） |
| 2 | 災害に強く、安全・安心に暮らせるまち（34.6%） |
| 3 | 鉄道やバス等の公共交通機関が充実した交通の便が良いまち（34.1%） |
| 4 | 市民のマナーが良く、清掃や美化活動に積極的に取り組むごみのないきれいなまち（28.5%） |
| 5 | 美しい景色や街並みが見られるまち（25.2%） |

3 環境の現状

(1) 脱炭素

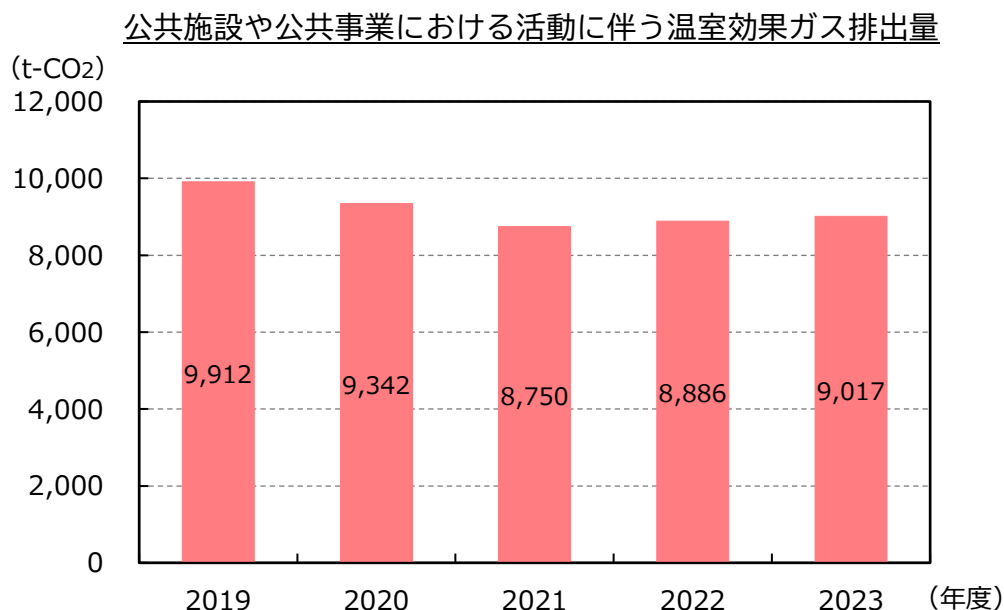
1) 市域の温室効果ガス排出量

市域の温室効果ガス排出量は、令和 4（2022）年度では 310.1 千 t-CO₂ となっており、減少傾向で推移しています。



2) 公共施設や公共事業における活動に伴う温室効果ガス排出量

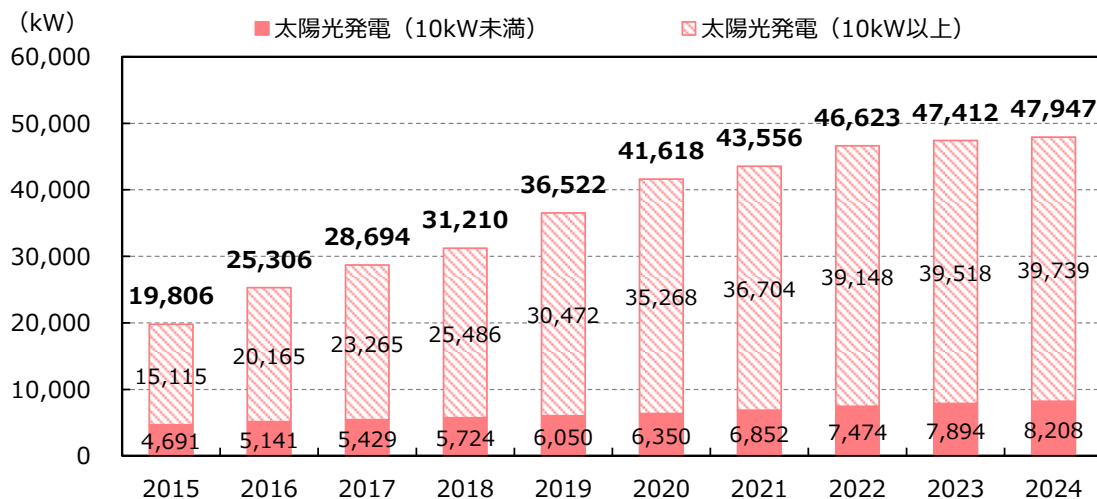
市役所等の公共施設での事務作業や水道事業等の公共事業の実施に伴う温室効果ガス排出量は、令和 5（2023）年度では 9,017 t-CO₂ となっており、ほぼ横ばいで推移しています。



3) 再生可能エネルギー

本市におけるFIT*・FIP*制度による再生可能エネルギーの累積導入容量は、令和6(2024)年度で47,947kWとなっており、増加傾向で推移しています。内訳としては、太陽光発電(10kW未満)が8,208kW(17.1%)、太陽光発電(10kW以上)が39,739kW(82.9%)となっています。

再生可能エネルギーの導入容量(累計)



資料：資源エネルギー庁

また、本市では、市民向けに太陽光発電システム、蓄電池、太陽熱温水器・太陽熱利用システムの導入に係る補助を行っており、令和6(2024)年度では、それぞれ31件、33件、5件となっています。

再生可能エネルギー設備の補助件数

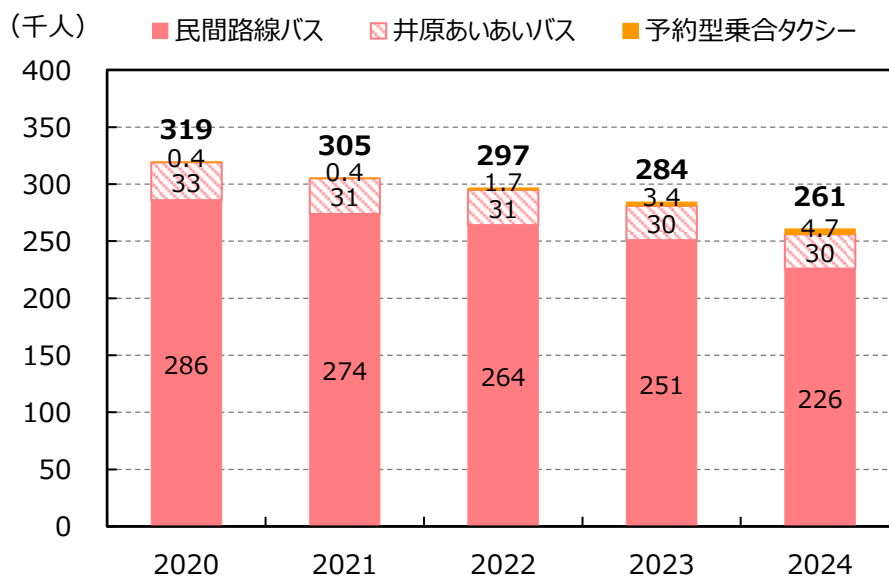
| 項目 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|------------------|------|------|------|------|------|
| 太陽光発電システム | 36 | 28 | 36 | 41 | 31 |
| 蓄電池 | 29 | 45 | 41 | 48 | 33 |
| 太陽熱温水器・太陽熱利用システム | 19 | 8 | 18 | 19 | 5 |

資料：井原市資料

4) 公共交通

市内の民間路線バス、井原あいあいバス、予約型乗合タクシーの利用者数は、令和6(2024)年度では261千人となっており、減少傾向で推移しています。内訳としては、民間路線バスが226千人(86.7%)、井原あいあいバスが30千人(11.5%)、予約型乗合タクシーが4.7千人(1.8%)となっています。

民間路線バス、井原あいあいバス、予約型乗合タクシーの年間利用者数

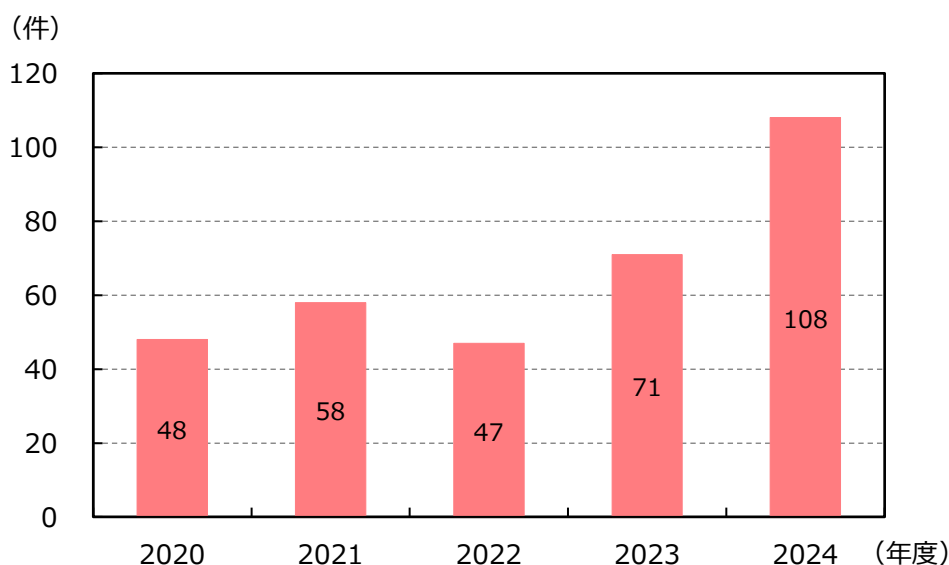


資料：井原市資料

5) 気候変動適応策

井原地区消防組合管内における熱中症患者の搬送件数は、令和6(2024)年度では108件となっており、増加傾向で推移しています。

熱中症患者の搬送件数



資料：井原地区消防組合資料

本市では、熱中症特別警戒アラートの発表期間中に熱中症予防のために避難できる場所を提供するため、一部の公共施設及び民間施設をクーリングシェルター*として開放しています。

クーリングシェルターとして開放している施設の一覧【令和7（2025）年3月末時点】

| 施設 | |
|------------|------------|
| 井原市役所 | 芳井支所 |
| 美星支所 | 井原図書館 |
| 井原保健センター | アクティブライフ井原 |
| 芳井生涯学習センター | 井原公民館 |
| 出部公民館 | 高屋公民館 |
| 大江公民館 | 稲倉公民館 |
| 木之子公民館 | 県主公民館 |
| 荏原公民館 | 野上公民館 |
| 青野公民館 | 西江原公民館 |
| ゆめタウン井原店 | 天満屋ハピーズ井原店 |

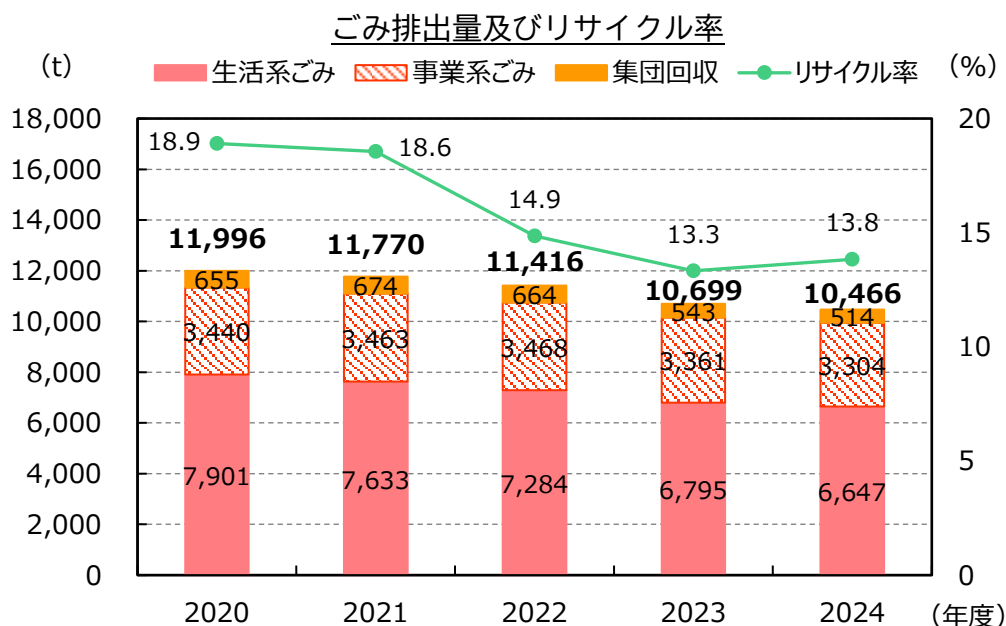
資料：井原市資料

（2）資源循環

1) ごみ排出量及びリサイクル率

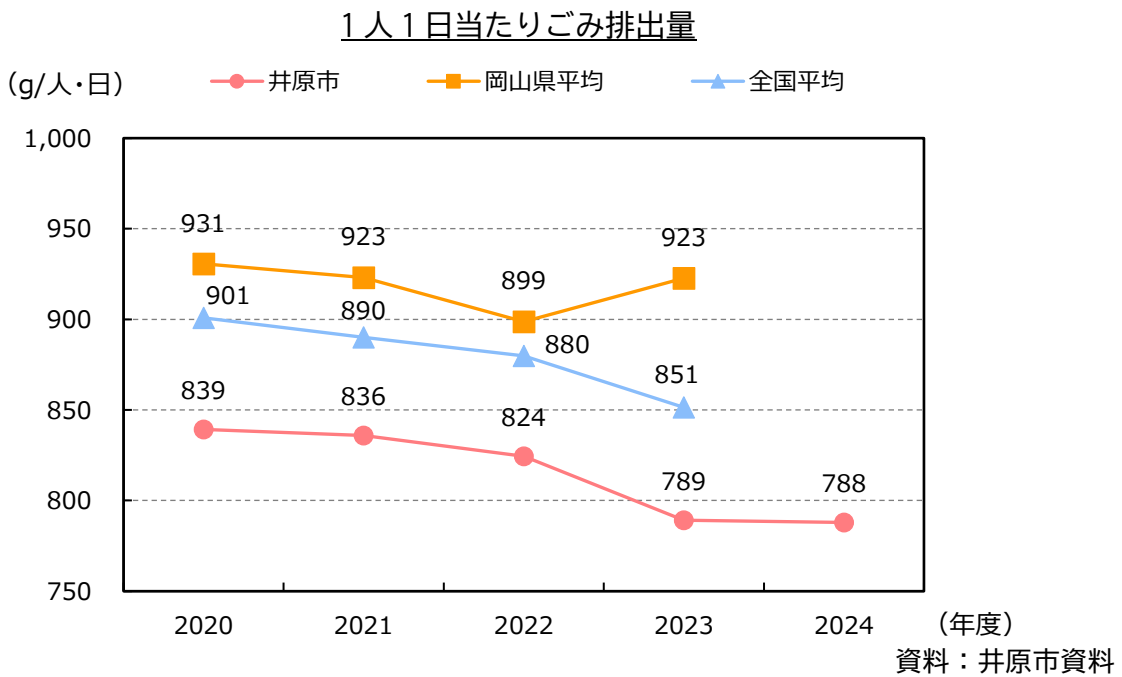
本市のごみ排出量は、令和6（2024）年度では10,466tとなっており、減少傾向で推移しています。内訳としては、生活系ごみが6,647t（63.5%）、事業系ごみが3,304t（31.6%）、集団回収が514t（4.9%）となっています。

本市のリサイクル率は、令和6（2024）年度では13.8%となっており、低下傾向で推移しています。なお、令和3（2021）年度までは井原クリーンセンターで発生した焼却灰をセメント固化により資源化していましたが、井笠広域一般廃棄物埋立処分場の稼働後は埋め立てるようになったため、令和4（2022）年度においてリサイクル率が大きく低下しています。



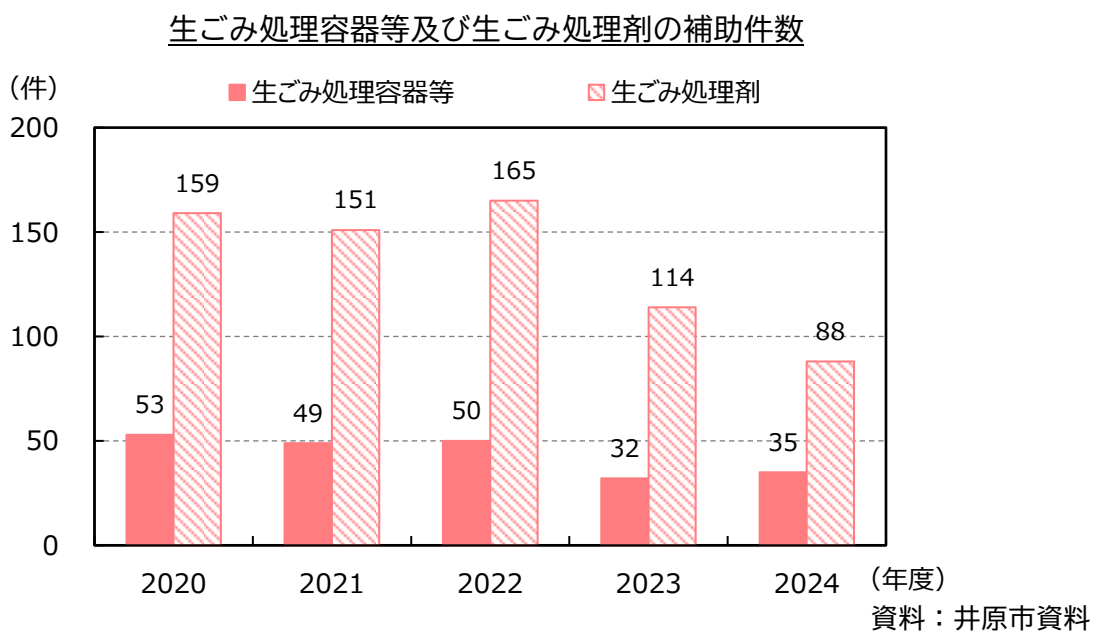
資料：井原市資料

また、1人1日当たりごみ排出量は、令和6（2024）年度では788g/人・日で、減少傾向で推移しており、岡山県平均及び全国平均と比べ、少なくなっています。

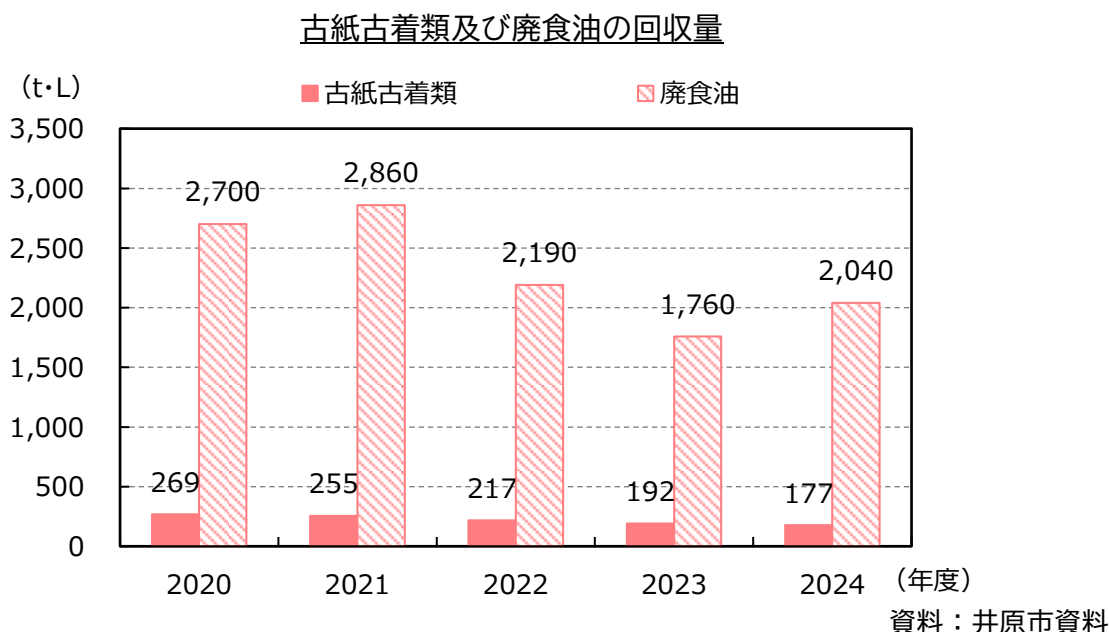


2) ごみ減量化

本市では、生ごみ処理容器等のごみ減量化に資する機器の購入に対する補助や、生ごみ処理剤の給付補助を行っており、補助件数は、令和6（2024）年度ではそれぞれ35件、88件となっています。生ごみ処理容器等については、補助金額の上限は変動していませんが、販売価格の上昇に伴い、1件当たりの補助金額が上昇したため、令和5（2023）年度以降に減少しています。



また、本市では、古紙古着類及び廃食油の回収を行っています。回収量は、令和 6 (2024) 年度ではそれぞれ 177t、2,040L となっています。古紙古着類の回収量は減少傾向で推移しており、廃食油は令和 4(2022)年度に減少に転じましたが、令和 6(2024) 年度には増加しています。



(3) 安全・安心

1) 大気環境

本市では、井原測定局において光化学オキシダント (Ox) *の測定が県により行われています。その他の大気汚染物質については、近隣の笠岡市の寺間測定局、茂平測定局において二酸化硫黄 (SO₂) *、浮遊粒子状物質 (SPM) *、二酸化窒素 (NO₂) *、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) *等の測定が行われており、令和 2 (2020) 年度以降は、光化学オキシダント (Ox) 以外において環境基準*を達成しています。

光化学オキシダント(Ox)は過去 5 年度全てにおいて環境基準を超過していますが、全国における 2023 年度の光化学オキシダント(Ox)の環境基準達成率は、一般局(1,143 局)では 0.1%であり、全国的にも低い水準となっています。

光化学オキシダント (Ox) (昼間 1 時間値の最高値) の測定結果

(単位：ppm)

| 測定局 | 環境基準 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 井原市 (井原) | 0.06 以下 | 0.133 | 0.122 | 0.116 | 0.098 | 0.120 |

注) 着色箇所は環境基準を超過していることを示しています。

資料：「岡山県環境白書」(岡山県)

二酸化硫黄 (SO₂) * (日平均値の 2%除外値) の測定結果

(単位 : ppm)

| 測定局 | 環境基準 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 笠岡市 (寺間) | 0.04 以下 | 0.005 | 0.005 | 0.004 | 0.004 | 0.004 |

資料 : 「岡山県環境白書」 (岡山県)

浮遊粒子状物質 (SPM) * (日平均値の 2%除外値) の測定結果

(単位 : mg/m³)

| 測定局 | 環境基準 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 笠岡市 (寺間) | 0.10 以下 | 0.053 | 0.053 | 0.042 | 0.042 | 0.049 |
| 笠岡市 (茂平) | | 0.045 | 0.044 | 0.033 | 0.037 | 0.040 |

資料 : 「岡山県環境白書」 (岡山県)

二酸化窒素 (NO₂) * (日平均値の年間 98%値) の測定結果

(単位 : ppm)

| 測定局 | 環境基準 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 笠岡市 (寺間) | 0.06 以下 | 0.015 | 0.015 | 0.014 | 0.015 | 0.015 |
| 笠岡市 (茂平) | | 0.019 | 0.020 | 0.019 | 0.022 | 0.019 |

資料 : 「岡山県環境白書」 (岡山県)

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) * (年平均値【上段】、日平均値の年間 98%値【下段】) の測定結果

(単位 : ^{マイクロ}μg/m³)

| 測定局 | 環境基準 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|----------|-------|------|------|------|------|------|
| 笠岡市 (茂平) | 15 以下 | 15.3 | 15.0 | 13.5 | 14.3 | 13.3 |
| | 35 以下 | 34.3 | 34.1 | 27.3 | 33.4 | 31.4 |

注) 着色箇所は環境基準を超過していることを示しています。

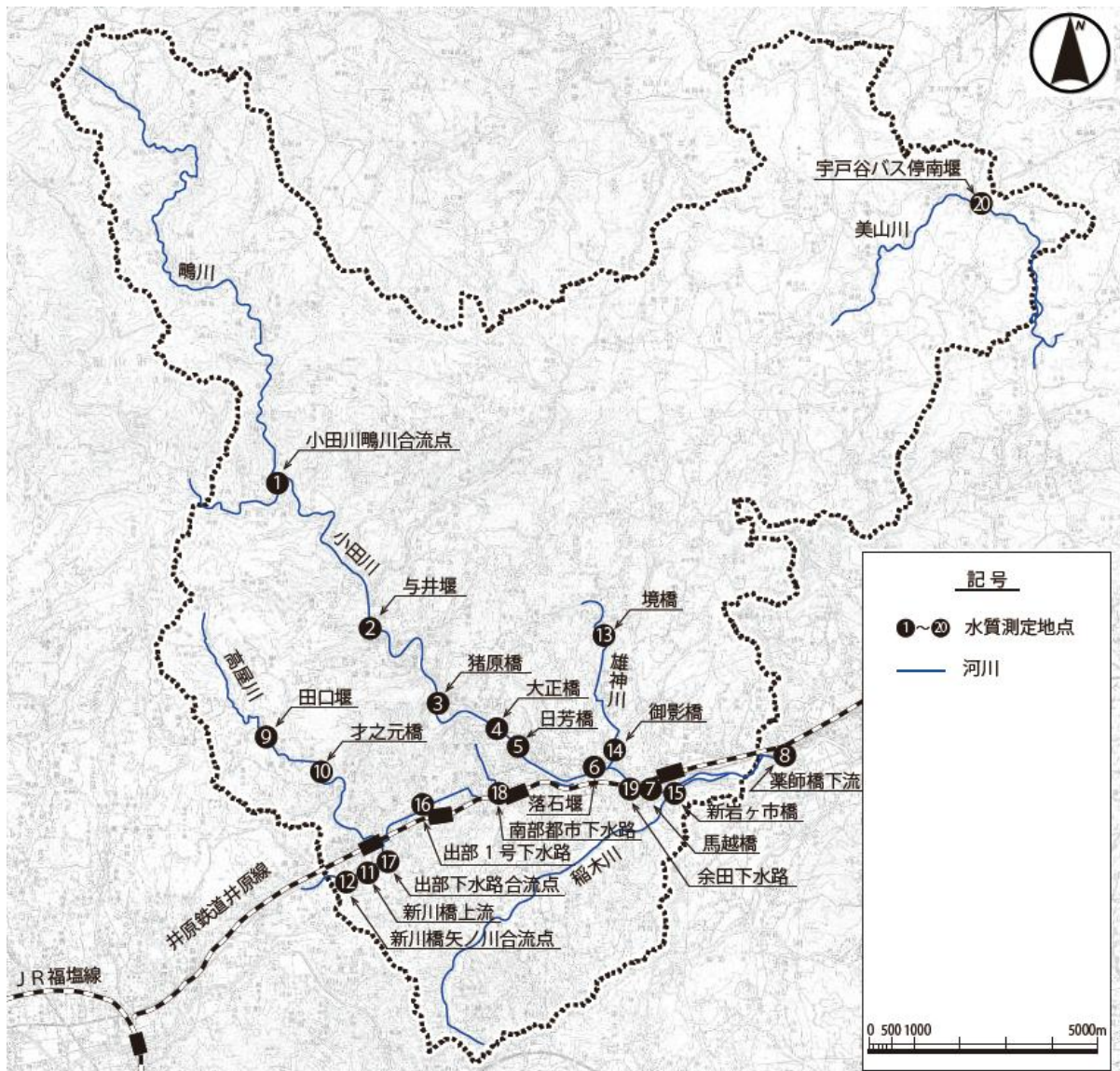
資料 : 「岡山県環境白書」 (岡山県)

2) 水環境

本市では、小田川水系（8地点）、高屋川水系（4地点）及びその他（8地点）の20地点において水素イオン濃度（pH）*、生物化学的酸素要求量（BOD）*、浮遊物質（SS）*、溶存酸素量（DO）*、大腸菌数の水質測定を行っています。

類型指定*については、小田川水系及び高屋川水系はA・B類型に指定されています。なお、その他の水系については、環境基準*の類型指定がされていませんが、B・E類型に準ずるとして評価しています。

水質測定地点



河川における有機汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）*については、小田川水系では、落石堰において令和 3（2021）年度及び令和 5（2023）年度は環境基準*を超過していますが、落石堰以外の測定地点では環境基準を達成しています。高屋川水系では、全ての測定地点において環境基準を達成しています。その他では、出部 1 号下水路において令和 2（2020）年度は環境基準を超過していますが、出部 1 号下水路以外の測定地点では環境基準を達成しています。

加えて、県により毎年地点を変えて地下水質の測定が行われており、過去 5 年度において環境基準を達成しています。

生物化学的酸素要求量（BOD）（75%値）の測定結果（小田川水系）

（単位：mg/L）

| No. | 測定地点 | 類型 | 環境基準 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|-----|----------|----|--------|------|------|------|------|------|
| 1 | 小田川鴨川合流点 | A | 2.0 以下 | 1.0 | 1.0 | 1.1 | 1.2 | 1.0 |
| 2 | 与井堰 | A | 2.0 以下 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 3 | 猪原橋 | A | 2.0 以下 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.9 |
| 4 | 大正橋 | B | 3.0 以下 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.3 | 1.4 |
| 5 | 日芳橋 | B | 3.0 以下 | 1.0 | 1.3 | 1.2 | 1.1 | 1.3 |
| 6 | 落石堰 | B | 3.0 以下 | 1.5 | 3.3 | 1.2 | 5.1 | 2.1 |
| 7 | 馬越橋 | B | 3.0 以下 | 1.4 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.0 |
| 8 | 薬師橋下流 | B | 3.0 以下 | 1.3 | 1.7 | 1.7 | 1.5 | 1.6 |

注) 着色箇所は環境基準を超過していることを示しています。

資料：井原市資料

生物化学的酸素要求量（BOD）（75%値）の測定結果（高屋川水系）

（単位：mg/L）

| No. | 測定地点 | 類型 | 環境基準 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|-----|-----------|----|--------|------|------|------|------|------|
| 9 | 田口堰 | A | 2.0 以下 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 10 | 才之元橋 | A | 2.0 以下 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 11 | 新川橋上流 | A | 2.0 以下 | 1.1 | 1.5 | 1.2 | 1.5 | 1.2 |
| 12 | 新川橋矢ノ川合流点 | A | 2.0 以下 | 1.5 | 1.4 | 1.8 | 1.6 | 1.2 |

資料：井原市資料

生物化学的酸素要求量（BOD）（75%値）の測定結果（その他）

（単位：mg/L）

| No. | 測定地点 | 類型 | 環境基準 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|-----|-----------|----|---------|------|------|------|------|------|
| 13 | 境橋 | b | 3.0 以下 | 1.3 | 1.1 | 1.2 | 1.0 | 1.0 |
| 14 | 御影橋 | b | 3.0 以下 | 1.5 | 1.4 | 1.6 | 1.5 | 1.4 |
| 15 | 新岩ヶ市橋 | b | 3.0 以下 | 2.3 | 1.9 | 2.3 | 1.8 | 1.7 |
| 16 | 出部 1 号下水路 | e | 10.0 以下 | 10.7 | 7.7 | 3.5 | 2.6 | 5.6 |
| 17 | 出部下水路合流点 | e | 10.0 以下 | 2.7 | 2.2 | 1.7 | 1.7 | 1.3 |
| 18 | 南部都市下水路 | e | 10.0 以下 | 1.0 | 1.1 | 1.0 | 1.1 | 1.1 |
| 19 | 余田下水路 | e | 10.0 以下 | 1.0 | 1.0 | 1.1 | 1.1 | 1.7 |
| 20 | 宇戸谷バス停南堰 | b | 3.0 以下 | 1.2 | 1.0 | 1.2 | 1.1 | 1.0 |

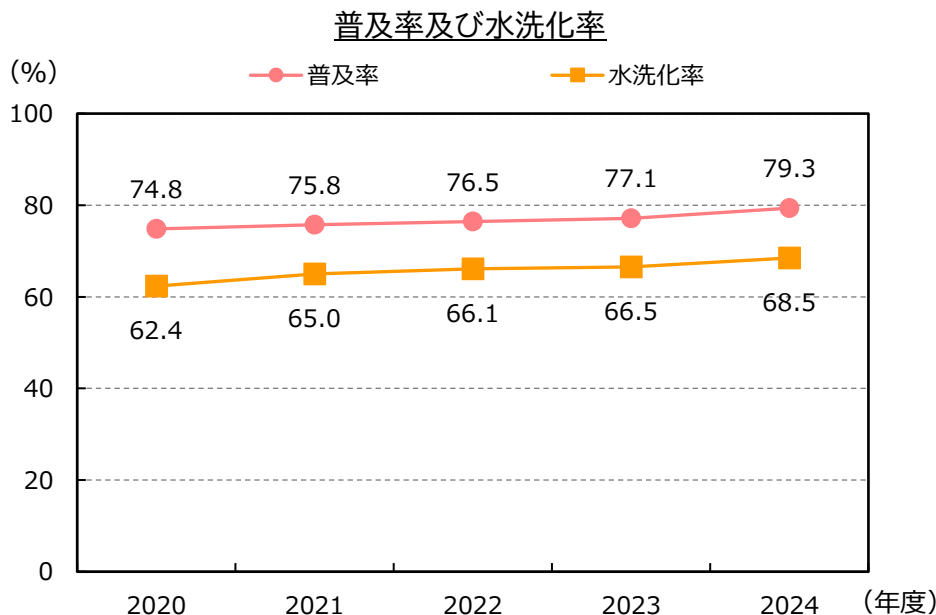
注) 着色箇所は環境基準を超過していることを示しています。

資料：井原市資料

また、本市では公共下水道事業及び合併処理浄化槽により排水処理を行っています。普及率^{※1}及び水洗化率^{※2}は、令和6（2024）年度ではそれぞれ79.3%、68.5%となっています。

※1：各処理区域において、下水道を利用できる環境にある人口の割合及び下水道処理区域外において、実際に合併処理浄化槽を設置した人口の割合。

※2：各処理区域において、実際に下水道に接続した人口の割合及び下水道処理区域外において、実際に合併処理浄化槽を設置した人口の割合。



3) 騒音

本市では、一般環境騒音を23地点、自動車騒音を8地点において測定を行っています。一般環境騒音は全ての測定地点において環境基準*を達成しています。自動車騒音についても、令和4（2022）年度以降では全ての測定地点において環境基準を達成しています。

一般環境騒音の測定結果-1

(単位：dB)

| No. | 測定地点 | 時間 | 環境基準 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|-----|------------------|----|------|------|------|------|------|------|
| 1 | 西江原町（山本住宅集会所横） | 昼間 | 55 | 42 | — | 45 | — | 45 |
| | | 夜間 | 45 | 40 | — | 38 | — | 36 |
| 2 | 西江原町（寺戸公民館付近） | 昼間 | 55 | 47 | — | 47 | — | 47 |
| | | 夜間 | 45 | 38 | — | 37 | — | 36 |
| 3 | 高屋町（高屋小学校体育館東） | 昼間 | 55 | 53 | — | 52 | — | 52 |
| | | 夜間 | 45 | 32 | — | 32 | — | 31 |
| 4 | 下出部町（高屋大橋付近） | 昼間 | 55 | 44 | — | 46 | — | 46 |
| | | 夜間 | 45 | 37 | — | 38 | — | 36 |
| 5 | 井原町（総合福祉センター駐車場） | 昼間 | 55 | 47 | 44 | 45 | 42 | 43 |
| | | 夜間 | 45 | 36 | 31 | 32 | 33 | 33 |
| 6 | 七日市町（七日市公園） | 昼間 | 55 | — | 45 | — | 45 | — |
| | | 夜間 | 45 | — | 42 | — | 36 | — |

資料：井原市資料

一般環境騒音の測定結果-2

(単位：dB)

| No. | 測定地点 | 時間 | 環境基準 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|-----|------------------|----|------|------|------|------|------|------|
| 7 | 西江原町（東新町公民館付近） | 昼間 | 55 | 50 | — | 49 | — | 50 |
| | | 夜間 | 45 | 41 | — | 40 | — | 41 |
| 8 | 木之子町（平松公園付近） | 昼間 | 55 | 38 | — | 39 | — | 44 |
| | | 夜間 | 45 | 31 | — | 32 | — | 33 |
| 9 | 笹賀町（白海公園付近） | 昼間 | 55 | — | 44 | — | 42 | — |
| | | 夜間 | 45 | — | 32 | — | 32 | — |
| 10 | 高屋町（高屋吉野最上稲荷南） | 昼間 | 60 | 45 | 44 | 45 | 45 | 45 |
| | | 夜間 | 50 | 40 | 39 | 38 | 38 | 38 |
| 11 | 高屋町（高屋児童会館付近） | 昼間 | 60 | 51 | — | 45 | — | 48 |
| | | 夜間 | 50 | 37 | — | 33 | — | 33 |
| 12 | 東江原町（水防倉庫付近） | 昼間 | 60 | 48 | 48 | 46 | 47 | 47 |
| | | 夜間 | 50 | 43 | 43 | 42 | 41 | 42 |
| 13 | 高屋町（池田公園） | 昼間 | 60 | — | 45 | — | 45 | — |
| | | 夜間 | 50 | — | 35 | — | 33 | — |
| 14 | 上出部町（出部郵便局付近） | 昼間 | 60 | — | 47 | — | 43 | — |
| | | 夜間 | 50 | — | 37 | — | 39 | — |
| 15 | 井原町（つどえ～る） | 昼間 | 60 | — | 50 | — | 50 | — |
| | | 夜間 | 50 | — | 40 | — | 40 | — |
| 16 | 大江町（グランデール大江） | 昼間 | 55 | — | 47 | — | 47 | — |
| | | 夜間 | 45 | — | 40 | — | 39 | — |
| 17 | 井原町（清迫住宅付近） | 昼間 | 55 | 48 | — | 48 | — | 46 |
| | | 夜間 | 45 | 39 | — | 41 | — | 36 |
| 18 | 東江原町（荏原第3部機庫付近） | 昼間 | 55 | 50 | — | 48 | — | 48 |
| | | 夜間 | 45 | 41 | — | 42 | — | 43 |
| 19 | 門田町（県主小学校） | 昼間 | 55 | — | 52 | — | 50 | — |
| | | 夜間 | 45 | — | 40 | — | 41 | — |
| 20 | 下稲木町（天理教稲倉分教会付近） | 昼間 | 55 | — | 42 | — | 41 | — |
| | | 夜間 | 45 | — | 35 | — | 39 | — |
| 21 | 西方町（市営西方住宅） | 昼間 | 55 | — | 53 | — | 51 | — |
| | | 夜間 | 45 | — | 43 | — | 44 | — |
| 22 | 芳井町（芳井生涯学習センター） | 昼間 | — | 53 | 51 | 46 | 48 | 47 |
| | | 夜間 | — | 38 | 45 | 40 | 39 | 40 |
| 23 | 美星町（美星支所） | 昼間 | — | 41 | 40 | 42 | 39 | 41 |
| | | 夜間 | — | 29 | 31 | 29 | 28 | 29 |

資料：井原市資料

自動車騒音の測定結果

(単位：dB)

| No. | 測定地点 | 時間 | 環境基準 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|-----|-------------------|----|------|------|------|------|------|------|
| A | 井原町(国道313号線) | 昼間 | 70 | 67 | 68 | 66 | 63 | 63 |
| | | 夜間 | 65 | 60 | 61 | 60 | 56 | 57 |
| B | 高屋町(国道313号線) | 昼間 | 70 | 64 | 64 | 62 | 63 | 64 |
| | | 夜間 | 65 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 |
| C | 東江原町(国道486号線)祝部 | 昼間 | 70 | 66 | 67 | 67 | 65 | 65 |
| | | 夜間 | 65 | 64 | 65 | 64 | 62 | 60 |
| D | 岩倉町(県道笠岡井原線) | 昼間 | 70 | 66 | 65 | 65 | 64 | 63 |
| | | 夜間 | 65 | 58 | 59 | 59 | 56 | 56 |
| E | 芳井町(国道313号線) | 昼間 | 70 | 66 | 67 | 66 | 65 | 66 |
| | | 夜間 | 65 | 59 | 59 | 60 | 59 | 59 |
| F | 美星町(県道笠岡美星線) | 昼間 | 70 | 60 | 60 | 62 | 60 | 61 |
| | | 夜間 | 65 | 56 | 52 | 55 | 58 | 56 |
| G | 東江原町(国道486号線) | 昼間 | 70 | 68 | 69 | 64 | 66 | 66 |
| | | 夜間 | 65 | 66 | 67 | 61 | 62 | 63 |
| H | 下出部町(国道313号線バイパス) | 昼間 | 70 | 66 | 66 | 66 | 68 | 66 |
| | | 夜間 | 65 | 60 | 59 | 60 | 61 | 60 |

注) 着色箇所は環境基準を超過していることを示しています。

資料：井原市資料

4) 悪臭

本市では、特定悪臭物質のうち、畜産に起因する物質の測定を行っており、全ての項目において規制基準を達成しています。

悪臭物質濃度の測定結果

(単位：ppm)

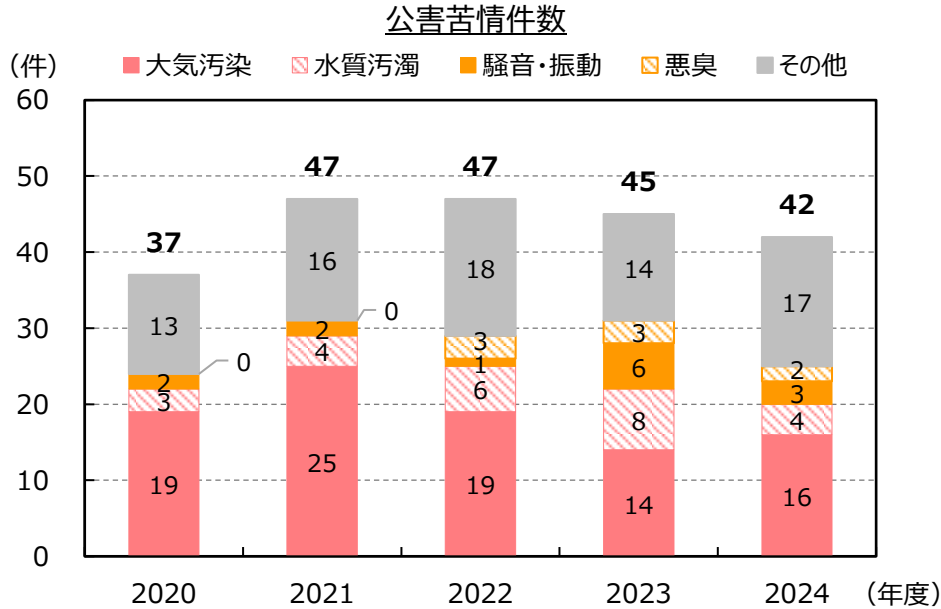
| 項目 | 規制基準 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|-----------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| アンモニア | 2.0 | <0.1 | <0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.2 |
| メチルメルカプタン | 0.004 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| 硫化水素 | 0.06 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| 硫化メチル | 0.05 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| 二硫化メチル | 0.03 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| トリメチルアミン | 0.02 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| プロピオン酸 | 0.07 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 |
| ノルマル酪酸 | 0.002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | 0.0004 |
| ノルマル吉草酸 | 0.002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 |
| イソ吉草酸 | 0.004 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 |

注) 「<」は定量下限値未満であることを示しています。

資料：井原市資料

5) 公害苦情

本市の公害苦情件数は、令和 6（2024）年度では 42 件となっており、ほぼ横ばいで推移しています。内訳としては、その他を除くと大気汚染が 16 件と最も多くなっています。



6) 有害化学物質

本市では、小田川において公共用水域の水質、高屋川において公共用水域の水質及び底質のダイオキシン類*の測定が県により行われており、どちらの測定地点においても環境基準*を達成しています。

また、本市では大気中の放射線量の測定を行っていますが、これまでの測定結果は、県のモニタリングポストにおいて設定されている過去の平常値の範囲（0.043～0.104 μ Sv/h）と同程度となっており、測定を開始した平成 23（2011）年度から基準値を超過したことはありません。

ダイオキシン類の測定結果（公共用水域の水質）

（単位：pg-TEQ/L）

| 測定地点 | 環境基準 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小田川（猪原橋） | 1 以下 | 0.051 | 0.021 | 0.016 | 0.018 | 0.032 |
| 高屋川（滝山堰） | 1 以下 | 0.064 | 0.035 | 0.023 | 0.029 | 0.087 |

資料：「岡山県環境白書」（岡山県）

ダイオキシン類の測定結果（公共用水域の底質）

（単位：pg-TEQ/g）

| 測定地点 | 環境基準 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|----------|--------|------|------|-------|------|------|
| 高屋川（滝山堰） | 150 以下 | 0.18 | 0.10 | 0.081 | 0.12 | 0.15 |

資料：「岡山県環境白書」（岡山県）

7) 文化財

本市では、国指定文化財等が 12 件、県指定文化財が 19 件、市指定文化財が 74 件存在しています。

国指定文化財等

| No. | 種別 | | 名称 |
|-----|-------|---------|------------|
| 1 | 指定文化財 | 彫刻 | 木造地蔵菩薩立像 |
| 2 | | | 木造不動明王坐像 |
| 3 | | 名勝 | 鬼ヶ嶽 |
| 4 | | 無形民俗文化財 | 備中神楽 |
| 5 | 登録文化財 | 建造物 | 井原市市民会館 本館 |
| 6 | | | 井原市市民会館 分館 |
| 7 | | | 山成酒造 店舗兼主屋 |
| 8 | | | 山成酒造 離れ屋敷 |
| 9 | | | 山成酒造 内蔵 |
| 10 | | | 山成酒造 蔵 |
| 11 | | | 山成酒造 東仕込み蔵 |
| 12 | | | 山成酒造 西仕込み蔵 |

資料：井原市資料

木造地蔵菩薩立像



鬼ヶ嶽



備中神楽



県指定文化財-1

| No. | 種別 | | 名称 |
|-----|-------|-----|---------------------|
| 1 | 指定文化財 | 絵画 | 絹本著色普賢菩薩像、絹本著色文殊菩薩像 |
| 2 | | 彫刻 | 木造十一面千手観音立像 |
| 3 | | | 木造十一面観音立像 |
| 4 | | | 木造伝薬師如来坐像 |
| 5 | | | 木造金剛力士像 |
| 6 | | | 木造実峰良秀像 |
| 7 | | | 木造古かん仁泉像 |
| 8 | | | 木造不動明王立像 |
| 9 | | | 木造薬師如来坐像 |
| 10 | | 工芸品 | 梵鐘 |

資料：井原市資料

県指定文化財-2

| No. | 種別 | 名称 |
|-----|-------|---------|
| 11 | 指定文化財 | 書跡・典籍 |
| 12 | | 古文書 |
| 13 | | 建造物 |
| 14 | | 史跡 |
| 15 | | 名勝 |
| 16 | | 天然記念物 |
| 17 | | 無形民俗文化財 |
| 18 | | |
| 19 | | |

資料：井原市資料

梵鐘



大般若波羅蜜多經



釈迦堂



市指定文化財

| 種別 | 名称 | 件数 | |
|-------|---------|----------------------|----|
| 指定文化財 | 絵画 | 群鶴の図、ペリー来航絵図 等 | 6 |
| | 石造美術 | 鹿苑院殿石塔婆、伝為朝の墓 等 | 8 |
| | 彫刻 | 木造阿弥陀如来坐像、木造阿弥陀踏下像 等 | 9 |
| | 工芸品 | 備前焼大瓶、鰐口 | 2 |
| | 有形民俗文化財 | 摺り袷袢 | 1 |
| | 無形民俗文化財 | 大倉の渡り拍子 | 1 |
| | 考古資料 | 金定古墳出土考古資料 | 1 |
| | 古文書 | 重玄寺文書、清和寺文書 | 2 |
| | 史跡 | 石塔山古墳、工（匠）ヶ城跡 等 | 19 |
| | 天然記念物 | 森の衝上断層、山地の含化石層 等 | 25 |
| 合計 | | 74 | |

資料：井原市資料

伝為朝の墓



備前焼大瓶






大倉の渡り拍子



8) 景観

県では、「晴れの国おかやま景観百選」として県内の良好な景観を 100 か所選定しており、本市においては下表の 3 か所が選定されています。

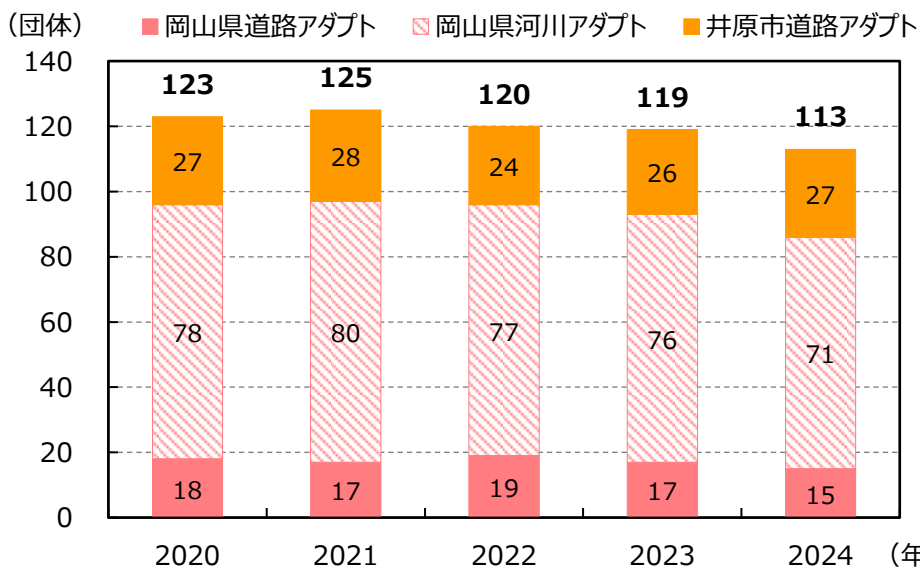
晴れの国おかやま景観百景の選定状況

| 区分 | 名称 | 概要 | |
|----|-----|---|--|
| 公園 | 田中苑 | 市民のいこいの場となっている日本庭園で、平櫛田中翁から名づけられた公園です。苑内には様々な樹木や草花があり、一年を通して楽しむことができます。中でも、3本ある楷の木は学問の木とも言われ、秋には鮮やかに紅葉します。 |  |
| | 井原堤 | 本市の中心部を流れる小田川の堤防の桜が植えてある区間の通称で、桜の名所です。約 2km の桜並木があり、「井原桜まつり」の開催期間は、夜間にはぼんぼりによるライトアップもあり、昼間とはまた違った幻想的な桜を見ることができます。 |  |
| 自然 | 天神峡 | 高梁川上流県立自然公園の中にあり、小田川渓谷の約 1km にわたる渓谷美を楽しむことができます。11 月上旬～中旬には渓谷一帯が紅葉で彩られます。 |  |

資料：「晴れの国おかやま景観百景」（岡山県）、井原市観光協会

また、本市及び県では、アダプト制度を設けており、道路や河川の清掃による美化活動を行う団体を支援しています。登録団体数は、令和 6（2024）年度では合計で 113 団体となっており、近年は減少傾向で推移しています。

アダプト制度登録団体数

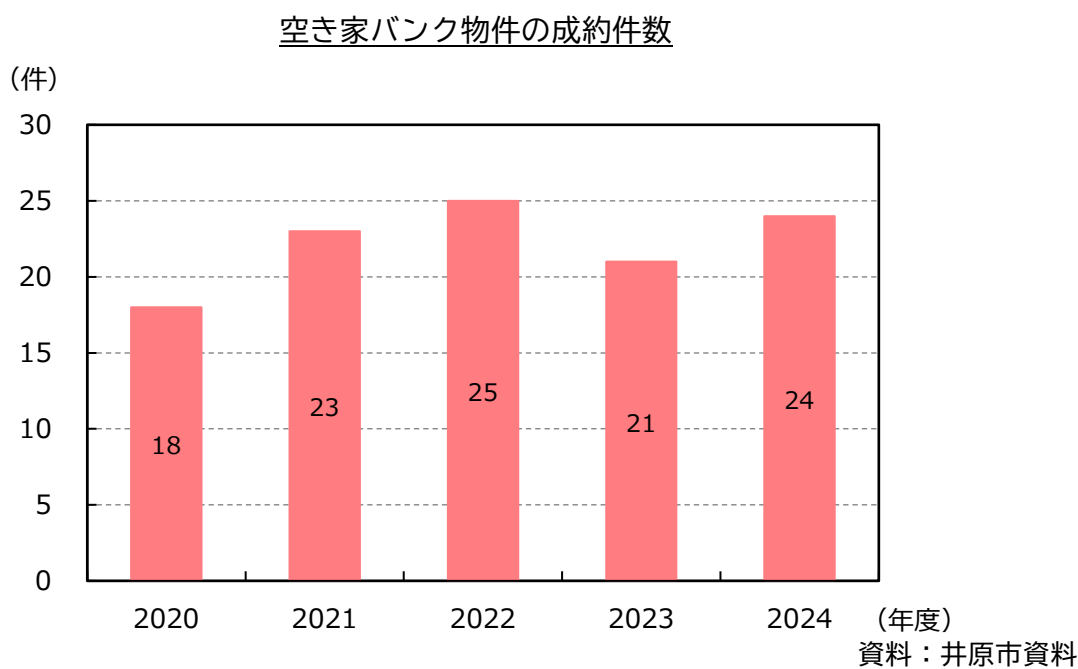
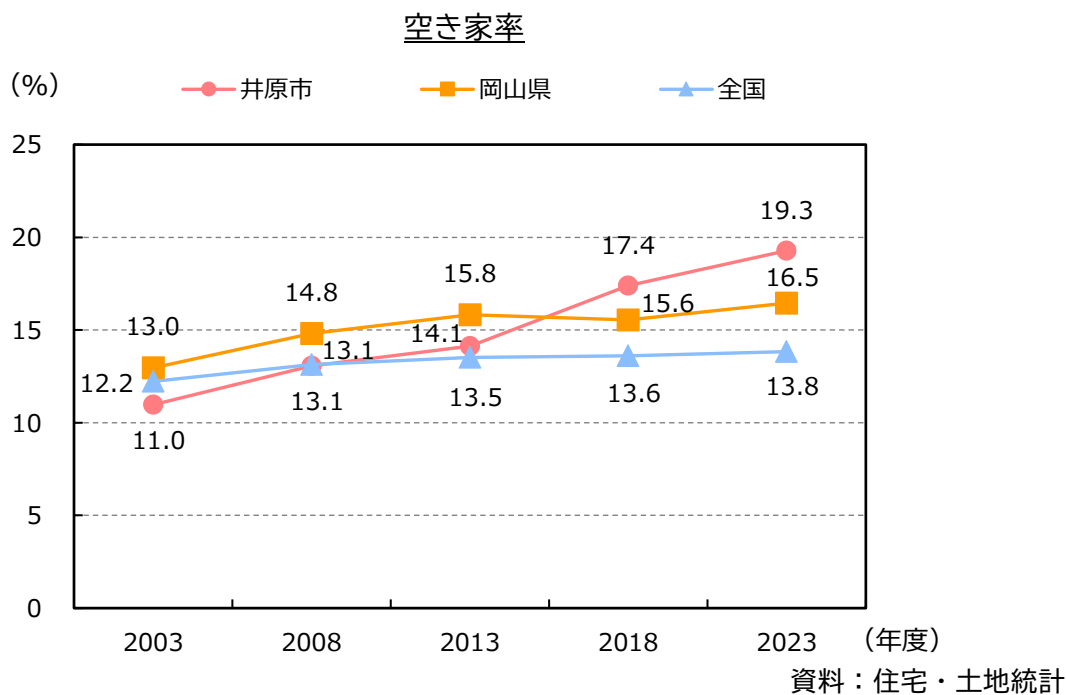


資料：井原市資料

9) 空き家

本市における空き家率は、令和 5（2023）年度では 19.3%で、上昇傾向で推移しており、全国や県と比べ高くなっています。

また、空き家バンク*物件の成約件数は、令和 6（2024）年度では 24 件となっています。



(4) 自然共生

1) 野生動植物

「岡山県版レッドデータブック 2020」に掲載されている野生動植物のうち、鳥類、昆虫類、維管束植物、コケ植物についてのみ生息・生育状況が公表されています。

本市においては、ハヤブサ、オシドリ等といった鳥類が23種、ゲンゴロウ、タガメ等といった昆虫類が32種、オオバシナミズニラ、デンジソウ等といった維管束植物が53種、クマノゴケ、キャラハゴケモドキのコケ植物が2種確認されています。

2) 外来生物

外来生物のうち、生態系、人の命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定されるものを特定外来生物といいます。

市内では、ヌートリアやオオキンケイギク等の生息・生育が確認されています。

オオキンケイギク

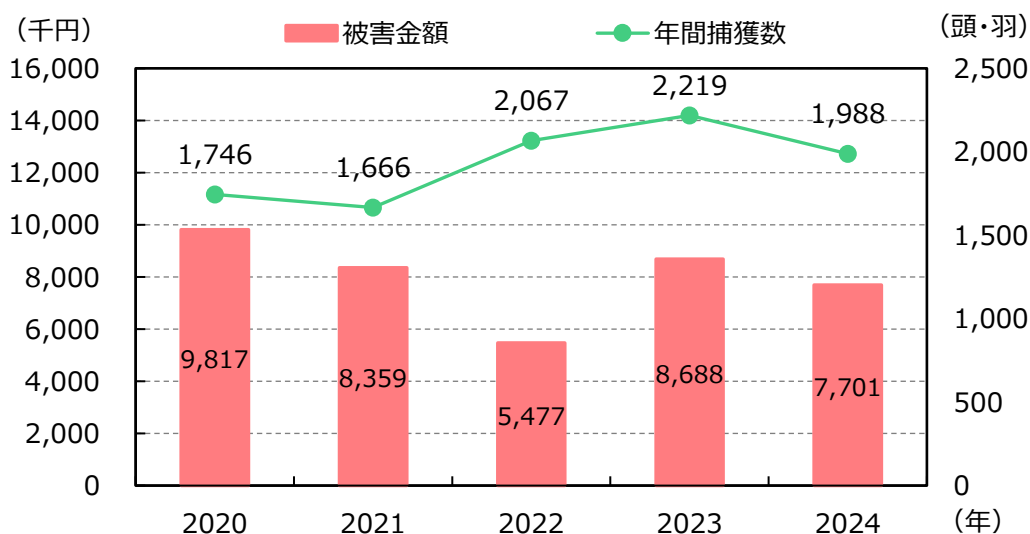


3) 有害鳥獣

本市では、イノシシ、ニホンザル、サギ類等の有害鳥獣が確認されています。

有害鳥獣による農林水産被害金額及び年間捕獲数は、令和6(2024)年ではそれぞれ7,701千円、1,988頭・羽となっています。被害金額は、令和4(2022)年まで減少傾向で推移した後、増加に転じており、年間捕獲数は、令和4(2022)年から令和5(2023)年まで増加傾向で推移した後、令和6(2024)年では減少に転じています。

有害鳥獣による農林水産被害金額及び年間捕獲数




資料：井原市資料

4) 自然公園

自然公園とは、ある一定の開発行為を規制することにより、優れた自然の風景地を保護するとともに、「自然公園法」または条例に基づいて国または都道府県によって指定される地域のことです。自然公園は、面積や景観の状況、管理主体の違い等により、国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類に区分されます。

本市では、天神峡周辺が「高梁川上流県立自然公園」の一部として指定されています。




| 名称 | 概要 | |
|-----------------|---|---|
| 高梁川上流 県立自然公園 | 高梁川上流部の阿哲台地一体と、高梁川支流の成羽川流域に広がるカルスト地形を中心とする地域及び臥牛山等から構成されており、市内における主要な地点としては、天神峡があります。 |  |

資料：岡山県

5) 郷土自然保護地域・郷土記念物

県では、「岡山県自然保護条例」に基づき、優れた自然の地域等を自然環境保全地域や郷土自然保護地域等に指定し、保護に努めています。

本市では、自然と一体となって郷土色豊かな風土を形成し、県民に親しまれている郷土自然保護地域として、千手院地域、高原地域が指定されています。また、樹木及び地質鉱物で県民に親しまれているものまたは由緒あるものである郷土記念物としては、星尾神社の社叢が指定されています。

| 区分 | 名称 | 概要 | |
|--------------|---------|--|---|
| 郷土自然 保護地域 | 千手院地域 | 千手院を中心とするこの地域の地層には、貝類やサメの死骸等が密集堆積してきた含化石岩層が存在しています。千手院裏庭にはこの地層が露出しており、頂見山五景の一つとして親しまれています。 |  |
| | 高原地域 | 高原と日南にまたがる石灰岩台地で、吉備高原特有の自然景観を形成しており、のどかな田園風景と貴重な動植物に恵まれた地域です。 |  |
| 郷土記念物 | 星尾神社の社叢 | 星が降ってきたという「星尾降神伝説」の残る神社で、その社叢には、胸高直径70cm前後のモミの大径木が優占しており、特に社殿北側には30mを超えと思われるモミが生育しています。 |  |

資料：岡山県

6) 長距離自然歩道

長距離自然歩道とは、自らの足で歩くことを通じて、豊かな自然や歴史・文化とふれあい、自然保護に対する理解を深めることを目的とした歩道です。

本市では、中国5県を一周する長距離自然歩道である「中国自然歩道」のうち、吉備高原横断ルートの一部が市の北西部において設定されています。

中国自然歩道（岡山県内ルート）



資料：「中国自然歩道」（岡山県）

(5) 環境学習・環境保全活動

1) 環境学習

本市では、市内小学校において、市内のごみ事業者で構成される「いばら de eco る課!!」によるごみ処理や水環境に関する環境学習や、市内の小学生を対象に、体験型の講座を中心とした「子どもエコ体験教室」を毎年度開催しています。

「いばら de eco る課!!」による環境学習の様子



「子どもエコ体験教室」の様子



2) 環境保全活動

本市では毎年6月の環境月間に「井原市環境フェア」を開催しており、イベントでは、エコ工作体験や展示等を実施しています。

「井原市環境フェア」の様子



4 環境の課題

(1) 脱炭素

- ・市域の温室効果ガス排出量は減少傾向にありますが、脱炭素の実現に向けては省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの導入拡大により、温室効果ガス排出量を更に削減する必要があります。
- ・公共施設や公共事業における活動に伴う温室効果ガス排出量はほぼ横ばいで推移していますが、脱炭素の実現に向けては公共施設等における省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの導入拡大により、温室効果ガス排出量を更に削減する必要があります。
- ・アンケート調査結果によると、市民・中学生・事業者ともにデコ活について、「聞いたことがない」の回答割合が5割以上となっていますが、脱炭素の実現に向けて、一人ひとりの取組が欠かせないことから、デコ活の普及啓発により、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図る必要があります。
- ・アンケート調査結果によると、市民が地球温暖化対策に取り組みにくい、または取り組まない要因として、「具体的に何をしたらよいか分からないから」の回答割合が最も高くなっていることから、地球温暖化防止対策について情報発信を行うことにより、市民における取組の促進を図る必要があります。
- ・アンケート調査結果によると、事業者が本市に今後期待する支援等について、「環境保全に取り組むための公的融資や補助制度の充実」の回答割合が最も高くなっていることから、事業者向けの補助制度の検討や情報発信を行う必要があります。
- ・公共交通機関の利用者数が減少傾向にあることに加え、アンケート調査結果によると、市民・中学生の「公共交通機関の便利さ」における満足度が最も低くなっていることや、本市が今後重点的に進めるべき取組として「公共交通機関の利便性向上・利用促進」の回答割合が最も高くなっていることから、公共交通機関の利便性の向上や利用促進に向けた対策を推進する必要があります。
- ・アンケート調査結果によると、市民の「自然災害に対する安全性の高さ」における重要度が平均より高くなっているものの、満足度は平均より低くなっていることから、防災拠点や避難所となる公共施設における災害レジリエンス*の向上や、災害に関する情報発信を推進する必要があります。
- ・熱中症患者の搬送件数が増加傾向にあることや、アンケート調査結果によると、本市が今後重点的に進めるべき取組として、「地球温暖化に伴う気候変動への適応策の検討」の回答割合が高くなっていることから、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」だけでなく、近年の猛暑日日数の増加による熱中症リスクや、大雨の増加による災害リスクの増加といった気候変動による影響に備える「適応策」を推進する必要があります。



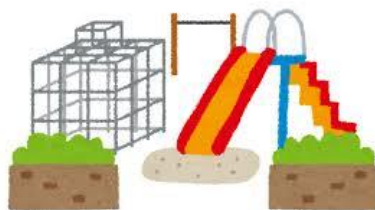
(2) 資源循環

- ・ごみ排出量は減少傾向にある一方で、リサイクル率は低下傾向にあることや、アンケート調査結果においても、本市が重点的に今後進めるべき取組として、「ごみの減量化やリサイクルの推進」の回答割合が高くなっていることから、ごみの減量及びリサイクル等の3R*を推進する必要があります。
- ・アンケート調査結果によると、市民における「生ごみ処理容器等による生ごみの堆肥化をしている」や事業者における「フードバンク*活動への協力など、食品ロス*の削減に努めている」の実施率がともに約3割以下と低くなっていることから、生ごみ処理容器等に対する補助制度の普及啓発や、食品ロスに関する情報発信を行うなど、生ごみの減量に対する意識啓発を図る必要があります。
- ・令和7(2025)年12月から新たに製品プラスチック*の回収を開始したことから、新たな分別区分の定着に向けた普及啓発を図る必要があります。
- ・サーキュラーエコノミーへの移行を図ることは、気候変動や生物多様性*の損失、汚染といった複数の主要な環境問題の解決につながることから、事業者に対し、設計段階から廃棄物を出さないサービスへの転換等を促進する必要があります。
- ・アンケート調査結果によると、市民・中学生の環境保全活動への今後の参加意向として、「地域におけるリサイクル活動」の回答割合が高くなっていることから、集団回収を行う団体に対する補助制度の普及啓発により、活動の支援を推進する必要があります。
- ・アンケート調査結果によると、本市が今後重点的に進めるべき取組として、「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」の回答割合が高くなっていることから、不法投棄巡視員や地域環境美化推進員によるパトロール強化など、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策を推進する必要があります。
- ・ごみ処理施設を安全に稼働させるためには、施設トラブルの防止に向けた廃棄物の適正処理を推進する必要があります。
- ・自然災害の発生に対応するため、災害により発生した災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する体制を構築する必要があります。



(3) 安全・安心

- ・アンケート調査結果によると、市民の「空気のきれいさ」における重要度及び満足度がともに平均より高く、大気環境の調査結果についてもほぼ良好な状態となっていますが、今後も県による調査の結果を把握するとともに、光化学オキシダント(Ox)*及び微小粒子状物質(PM2.5)*が基準値を超過した場合は注意喚起を行う必要があります。
- ・水質の測定について、小田川水系及びその他において生物化学的酸素要求量(BOD)*の環境基準*の超過が見られることや、アンケート調査結果では、市民の「河川や池の水のきれいさ」における重要度が平均より高くなっているものの、満足度は平均より低くなっていることから、水質の改善に向けた生活排水対策を推進する必要があります。
- ・アンケート調査結果によると、市民・中学生の「家のまわりの静かさ」における満足度はともに6割以上と高くなっていますが、自動車騒音において環境基準を超過した地点があることから、測定を実施するとともに、必要に応じて国・県と連携した対策を講じる必要があります。
- ・アンケート調査結果によると、市民の「まちの清潔さ」における重要度が平均より高くなっているものの、満足度は平均より低くなっていることから、道路や公園、河川等の美化に向けた活動を推進する必要があります。
- ・アンケート調査結果によると、本市が今後重点的に進めるべき取組として、「公園や緑地の整備」の回答割合が高くなっていることから、公園・緑地の整備を推進する必要があります。
- ・本市には多くの文化財が存在することから、適切な維持管理により、文化財の保存を推進する必要があります。
- ・空き家率が上昇傾向にあることや、アンケート調査結果においても、本市が今後重点的に進めるべき取組として「空き家や空き地の適正管理」の回答割合が高くなっていることから、空き家や空き地の適正管理を推進する必要があります。



(4) 自然共生

- ・ 森林は生物多様性*の保全や二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源のかん養等といった多面的機能を有していることから、間伐等による適切な管理により保全を推進する必要があります。
- ・ 森林面積は本市の総面積の64.9%を占めていますが、林業従事者は減少傾向で推移していることから、新規参入者の確保や育成等により、林業の振興を図る必要があります。
- ・ イノシシ、ニホンザル、サギ類等の有害鳥獣による農林水産被害金額は、近年増加に転じていることや、アンケート調査結果によると、本市が今後重点的に進めるべき取組として「有害鳥獣による農林水産被害の防止対策」の回答割合が高くなっていることから、駆除活動の体制づくりの支援や、捕獲柵・防護柵の設置に対する補助制度の普及啓発を図る必要があります。
- ・ 総農家数は減少傾向で推移していることから、新規就農者の確保や育成等により、農業の振興を図る必要があります。
- ・ 経営耕地面積は減少傾向で推移していることから、耕作放棄地の発生防止及び解消に向けた対策を推進する必要があります。
- ・ 美星町は、暗い夜空の保全に向けた優れた取組を行っている地区である「星空保護区」に認定されており、本市の重要な景観・観光資源であることから、光害防止対策により星空の保全を推進する必要があります。
- ・ 気候変動や土地開発、外来種の侵入等の影響により、生物多様性の損失が懸念されることから、本市の生物多様性の保全に向けた対策を推進するとともに、保全意識の高揚を図る必要があります。
- ・ 市内ではヌートリアやオオキンケイギク等の特定外来生物が生息・生育していることから、防除を推進するとともに、市民に対して情報発信を行うことにより、近隣の市町で確認されているナガエツルノゲイトウのような新たな特定外来生物を早期発見する必要があります。
- ・ 人と自然とのふれあいは、自然環境の保全意識の高揚を図る重要な機会であることから、自然とふれあう機会の充実を図る必要があります。



(5) 環境学習・環境保全活動

- ・環境学習は、環境保全意識の高揚を図る重要な機会であることから、参加の契機となるよう、実施内容のニーズを踏まえるとともに、実施情報について情報発信を行う必要があります。
- ・アンケート調査結果によると、市民の地域の環境学習や環境保全活動等への今後の参加意向は、「道路や河川、公園等の清掃活動」以外については、50%以上が消極的な回答であったことから、参加の契機となるよう、環境学習や環境保全活動等の機会の充実を図る必要があります。
- ・本市では、地域における環境問題の一層の理解を深めることを目的として、環境フェアを毎年度開催していますが、参加者となる市民への普及啓発はもちろん、出展者となる団体や事業者に対して情報発信を行うことにより、イベント内容の充実を図る必要があります。
- ・アンケート調査結果によると、市民の環境保全活動への今後の参加意向として、「道路や河川、公園等の清掃活動」の回答割合が高くなっていることから、「道路アダプト制度」等の活動に関する情報発信により、活動への参加の促進を図る必要があります。
- ・地域の環境を継続して保全していくためには、市民・事業者・行政のそれぞれが環境保全に取り組む必要があることから、各主体の参加による協働の促進や、環境保全を担う指導者を育成する必要があります。



1 目指す環境像

本市は、南部を西から東へ貫流する小田川や、山々に囲まれた農山村、美星町の星空など、豊かな自然環境に恵まれています。また、平櫛田中や那須与一をはじめとした多くの偉人のゆかりの地であること、市内には多くの文化財が存在していることにより、歴史・文化を感じられるまちです。

本市の誇れる環境を次世代へつないでいくためには、それらの基盤となる持続可能なまちづくりを市民・事業者・行政の協働により取り組んでいく必要があります。

これらを踏まえ、本市の目指す環境像を以下のとおり示します。

目指す環境像

豊かな自然と歴史・文化が調和した 持続可能なまち いばら
～みんなでつなぐ 星がきらめく 明るい未来～

2 基本目標

本計画の目指す環境像「豊かな自然と歴史・文化が調和した 持続可能なまち いばら～みんなでつなぐ 星がきらめく 明るい未来～」を実現するため、5つの基本目標を以下のとおり設定します。

基本目標 1
【脱炭素】

脱炭素の実現を目指し、気候変動に適応するまちづくり

脱炭素の実現に向け、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進します。

また、近年は猛暑による熱中症リスクの増加や自然災害の頻発など、気候変動による影響が深刻化していることから、温室効果ガス排出量の削減だけでなく、気候変動に適応するための取組を推進します。



井原市地球温暖化
対策推進実行計画
(区域施策編)

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
資料編

基本目標2

【資源循環】

限りある資源を大切に作る循環型のまちづくり

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、様々な問題を引き起こしています。このことから、一人ひとりがごみの排出者であり、問題の原因となりうることを認識したうえで、ごみの減量やリサイクルの推進を通じて限りある資源を有効活用し、循環させる取組を推進します。



基本目標3

【安全・安心】

良好な生活環境・快適環境を維持するまちづくり

健康で文化的な生活を送るためには、空気や水がきれいであり、騒音や振動、悪臭等がなく、良好な景観、歴史・文化に親しむことができる生活環境・快適環境を維持することが大切です。このことから、これらの良好な環境を維持していくための取組を推進します。



基本目標4

【自然共生】

豊かな自然と多様な生物を未来へつなげるまちづくり

本市の豊かな自然と多様な生物を未来へつなげていくため、自然環境や生物多様性*の保全に向けた取組を推進します。

また、市民・事業者における取組を促進するためには、自然環境の保全意識を高めることが大切であることから、人と自然とのふれあいの充実に向けた取組を推進します。



基本目標5

【環境学習・環境保全活動】

みんなで学び、環境保全に取り組むまちづくり

環境保全を推進していくためには、一人ひとりが環境について学び、継続的に環境保全に取り組んでいくことが大切です。このことから、市民・事業者・行政が連携した環境学習・環境保全活動に取り組むとともに、これらの担い手となる人材を育成します。



3 計画の体系

目指す環境像

豊かな自然と歴史・文化が調和した持続可能なまち
 いばら ぎらめく 未来
 つなぐ 星がきらめく 未来
 つなぐ 星がきらめく 未来

| 基本目標 | 基本施策 | 施策 | 主に関連する SDGs |
|---|---|--|-------------|
| 基本目標1【脱炭素】 脱炭素の実現を目指し、気候変動に 適応するまちづくり 井原市地球温暖化対策推進実行計画 (区域施策編) | (1)再生可能エネルギーの導入拡大 (2)省エネルギー対策の推進 (3)脱炭素型のライフスタイル・ ビジネススタイルへの転換の促進 (4)資源循環の推進 (5)森林吸収源対策の推進 (6)気候変動への適応の推進 | 1) 公共施設等における再生可能エネルギーの導入の推進 2) 家庭・事業所における再生可能エネルギーの導入の促進 1) 公共施設における省エネルギー対策の推進 2) 家庭・事業所における省エネルギー対策の促進 1) デコ活の推進 2) 環境に配慮した移動の推進 1) ごみのリデュース(発生抑制)の推進 2) ごみのリユース(再使用)の推進 3) ごみのリサイクル(再生利用)の推進 4) 環境に配慮した製品の購入の推進及び製造の促進 1) 森林の保全 1) 健康被害への対応 2) 自然災害への対応 | |
| 基本目標2【資源循環】 限りある資源を大切に作る循環型の まちづくり | (1)資源循環の推進 (2)廃棄物の適正処理の推進 | 1) ごみのリデュース(発生抑制)の推進 2) ごみのリユース(再使用)の推進 3) ごみのリサイクル(再生利用)の推進 4) 環境に配慮した製品の購入の推進及び製造の促進 1) 一般廃棄物の適正処理の推進 2) 不法投棄、ごみのポイ捨て対策の推進 3) 災害廃棄物の適正処理の推進 | |
| 基本目標3【安全・安心】 良好な生活環境・快適環境を維持する まちづくり | (1)生活環境の保全 (2)快適環境の保全 | 1) 大気環境の保全 2) 水環境の保全 3) 騒音・振動・悪臭の防止 4) 有害化学物質対策 1) 良好な景観の保全 2) 公園・緑地の整備 3) 歴史・文化遺産の保存 4) 空き家・空き地の適正管理 | |
| 基本目標4【自然共生】 豊かな自然と多様な生物を未来へ つなげるまちづくり | (1)自然環境の保全 (2)生物多様性*の保全 | 1) 森林の保全 2) 農地の保全 3) 星空の保全 4) 人と自然とのふれあいの充実 1) 野生動植物の保護 2) 外来生物対策の推進 | |
| 基本目標5【環境学習・環境保全活動】 みんなで学び、環境保全に取り組む まちづくり | (1)協働による環境学習・環境保全活動 の推進 | 1) 環境学習の推進 2) 環境保全活動の推進 3) 環境保全を担う人材の育成 | |

基本目標 1
【脱炭素】 脱炭素の実現を目指し、気候変動に適應するまちづくり

1 温室効果ガス排出量の推計方法

(1) 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類ですが、日本全体の温室効果ガス排出量の約9割を二酸化炭素が占めていることや、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入等の取組により削減が可能なことから、本計画で対象とする温室効果ガスは二酸化炭素とします。

(2) 対象とする部門

本計画では、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門及び廃棄物部門を対象として温室効果ガス排出量を推計します。

対象とする部門

| 区分 | 概要 |
|-------|--|
| 産業部門 | 農林水産業、建設業、製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出 |
| 業務部門 | 事務所・ビル、商業・サービス業施設等におけるエネルギー消費に伴う排出 |
| 家庭部門 | 家庭におけるエネルギー消費に伴う排出※ ※：自家用車からの排出は運輸部門に計上 |
| 運輸部門 | 自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出 |
| 廃棄物部門 | 一般廃棄物（プラスチック）の焼却に伴う排出 |

(3) 推計方法

温室効果ガス排出量の推計は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」【令和 7（2025）年 6 月、環境省】に基づいて行います。

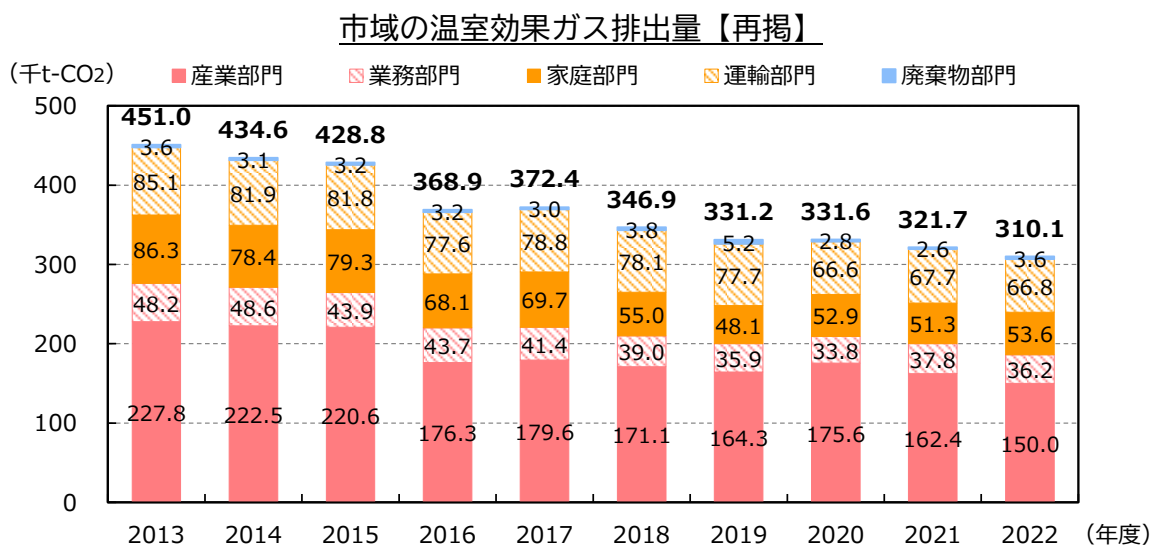
温室効果ガス排出量の推計方法

| 項目 | | 推計方法 |
|-------|------|---|
| 産業部門 | 製造業 | 【全国の製造品出荷額等当たり炭素排出量】 ×【本市の製造品出荷額等】×44/12 |
| | 非製造業 | 【岡山県の業種別県内総生産当たり炭素排出量】 ×【本市の業種別市内総生産】×44/12 |
| 業務部門 | | 【岡山県の業種別県内総生産当たり炭素排出量】 ×【本市の業種別市内総生産】×44/12 |
| 家庭部門 | | ■電気 【岡山県の世帯当たり電気使用量】 ×【本市の世帯数】×【CO ₂ 排出係数】 ■LPG・灯油 【県庁所在地（岡山市）の世帯当たりLPG・灯油購入量※】 ×【本市の世帯数】×【CO ₂ 排出係数】 ※：世帯数や都市ガス普及率によって補正 |
| 運輸部門 | 自動車 | 【岡山県の車種別自動車保有台数当たり燃料使用量】 ×【本市の車種別自動車保有台数】×【CO ₂ 排出係数】 |
| | 鉄道 | 【井原鉄道の営業キロ数当たりの軽油使用量】 ×【本市における営業キロ数】×【CO ₂ 排出係数】 |
| 廃棄物部門 | | 【本市の可燃ごみの直接焼却量】×（1－【水分含有率】） ×【可燃ごみ中のプラスチック類含有率】×【CO ₂ 排出係数】 |

2 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス排出量の推移

市域の温室効果ガス排出量は、令和 4（2022）年度で 310.1 千 t-CO₂ となっており、減少傾向で推移しています。また、令和 4（2022）年度の温室効果ガス排出量は、基準年度である平成 25（2013）年度と比べ、31.2%減となっています。



市域の温室効果ガス排出量

(単位：千 t-CO₂)

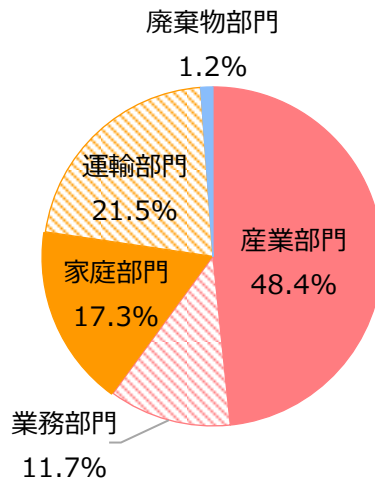
| 部門 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 産業部門 | 277.8 | 222.5 | 220.6 | 176.3 | 179.6 | 171.1 | 164.3 | 175.6 | 162.4 | 150.0 |
| 製造業 | 217.0 | 212.1 | 206.4 | 164.9 | 167.7 | 161.1 | 154.5 | 164.1 | 151.6 | 140.5 |
| 農林水産業 | 7.7 | 8.0 | 11.9 | 9.4 | 9.6 | 8.2 | 7.9 | 8.8 | 8.3 | 6.9 |
| 建設業 | 3.2 | 2.4 | 2.3 | 2.0 | 2.2 | 1.7 | 1.9 | 2.7 | 2.5 | 2.6 |
| 業務部門 | 48.2 | 48.6 | 43.9 | 43.7 | 41.4 | 39.0 | 35.9 | 33.8 | 37.8 | 36.2 |
| 家庭部門 | 86.3 | 78.4 | 79.3 | 68.1 | 69.7 | 55.0 | 48.1 | 52.9 | 51.3 | 53.6 |
| 運輸部門 | 85.1 | 81.9 | 81.8 | 77.6 | 78.8 | 78.1 | 77.7 | 66.6 | 67.7 | 66.8 |
| 自動車 | 84.8 | 81.6 | 81.4 | 77.3 | 78.4 | 77.8 | 77.4 | 66.3 | 67.4 | 66.4 |
| 鉄道 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 |
| 廃棄物部門 | 3.6 | 3.1 | 3.2 | 3.2 | 3.0 | 3.8 | 5.2 | 2.8 | 2.6 | 3.6 |
| 合計 | 451.0 | 434.6 | 428.8 | 368.9 | 372.4 | 346.9 | 331.2 | 331.6 | 321.7 | 310.1 |

注) 端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(2) 温室効果ガス排出量の部門別割合

本市の令和 4 (2022) 年度の温室効果ガス排出量の部門別割合は、産業部門が 48.4% で最も高く、次いで運輸部門が 21.5%、家庭部門が 17.3%と続いています。

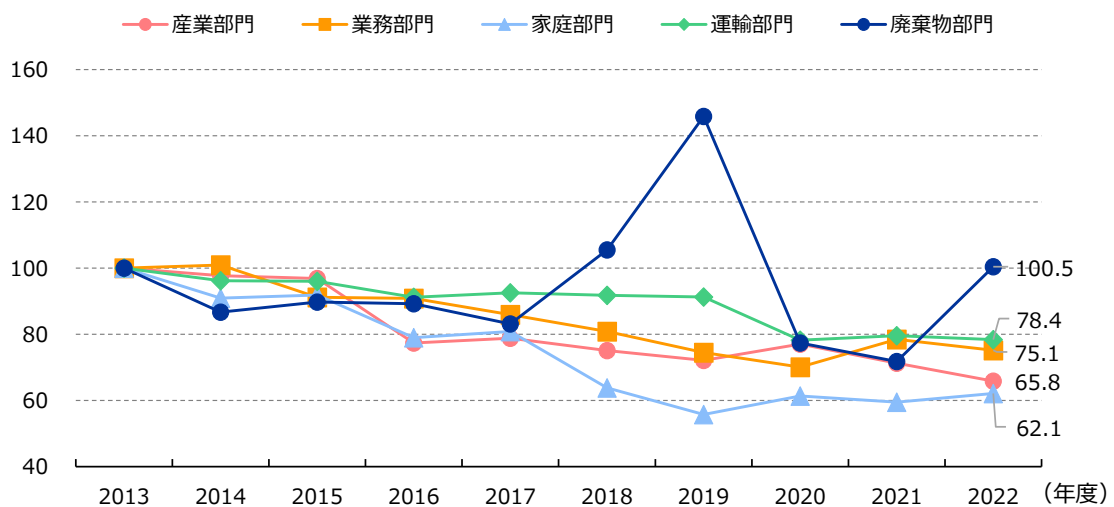
市域の温室効果ガス排出量の部門別割合



(3) 温室効果ガス排出量の推移 (部門別)

部門別に見ると、令和 4 (2022) 年度では廃棄物部門を除く全ての部門において平成 25 (2013) 年度と比べて減少しています。中でも、家庭部門が 37.9%減と減少率が最も大きく、次いで産業部門が 34.2%減、業務部門が 24.9%減と続いています。

平成 25 (2013) 年度を 100 としたときの温室効果ガス排出量 (部門別)

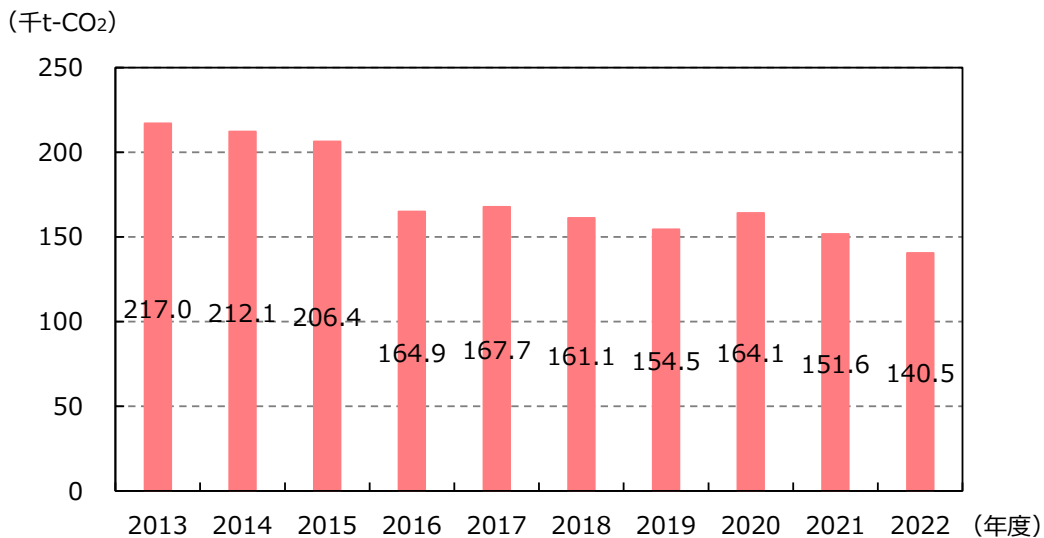


3 温室効果ガスの増減要因分析

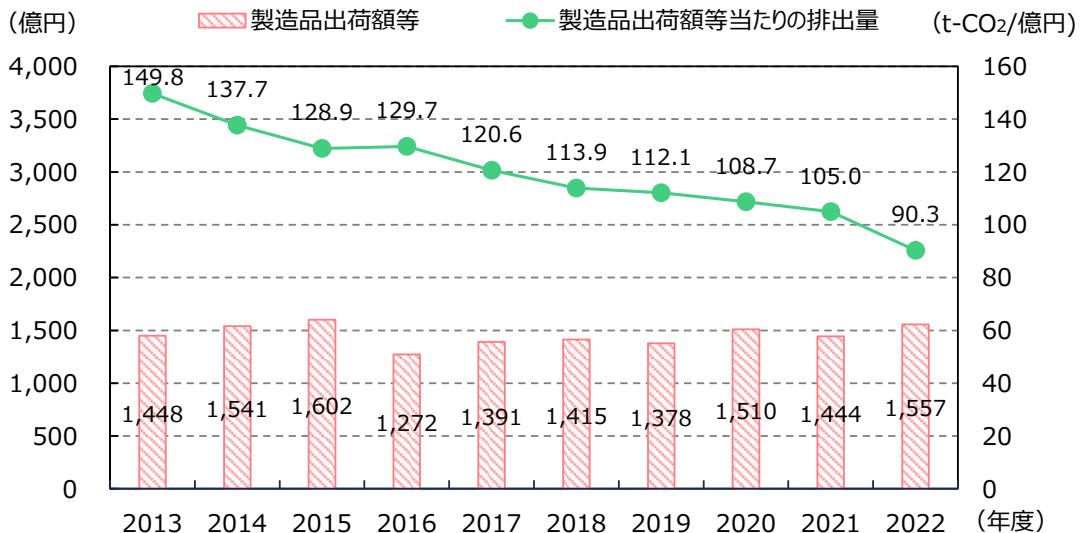
(1) 産業部門（製造業）

- ・ 産業部門のうち、製造業における温室効果ガス排出量は、令和 4（2022）年度では 140.5 千 t-CO₂ で、平成 25（2013）年度と比べ 35.2% 減となっています。
- ・ 製造品出荷額等は、令和 4（2022）年度では 1,557 億円で、平成 25（2013）年度と比べ 7.5% 増となっています。
- ・ 製造品出荷額等当たりの温室効果ガス排出量は、令和 4（2022）年度では 90.3 t-CO₂/億円で、平成 25（2013）年度と比べ 39.7% 減となっていることから、生産におけるエネルギー効率の向上等により、温室効果ガス排出量が減少していると考えられます。

産業部門（製造業）における温室効果ガス排出量



製造業における製造品出荷額等及び製造品出荷額等当たりの温室効果ガス排出量

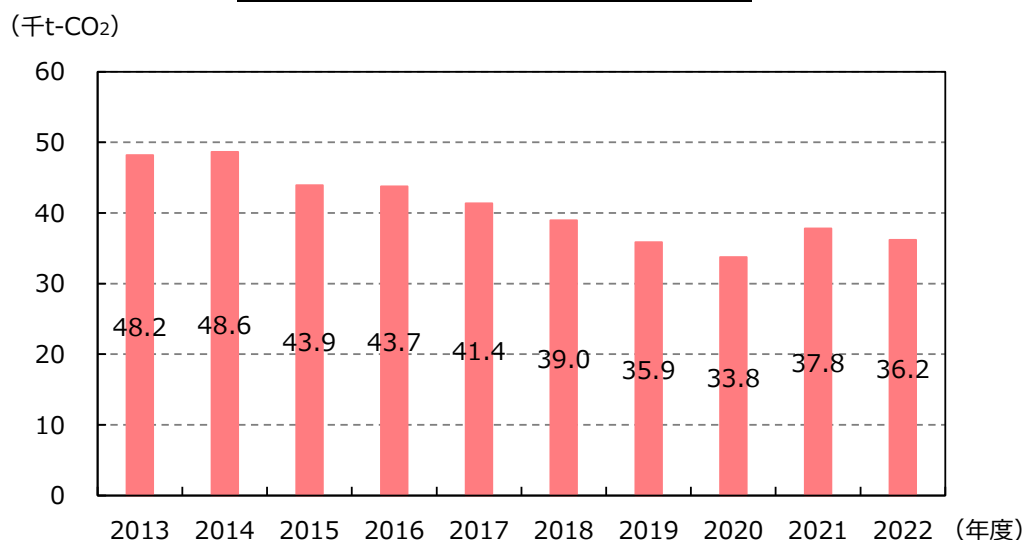


注) 端数処理の関係で数値が合わない場合があります。

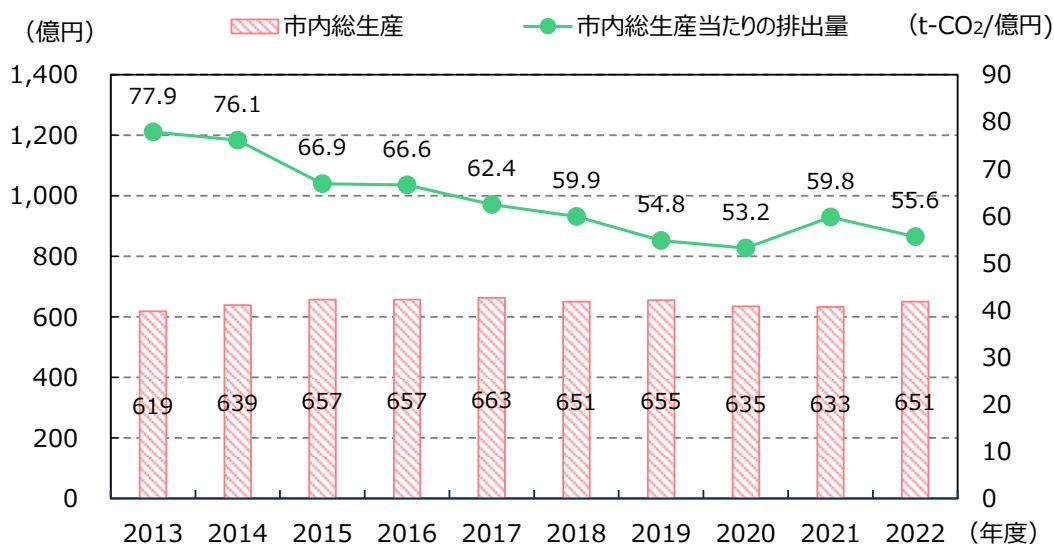
(2) 業務部門

- ・業務部門における温室効果ガス排出量は、令和 4 (2022) 年度では 36.2 千 t-CO₂ で、平成 25 (2013) 年度と比べ 24.9% 減となっています。
- ・市内総生産は、令和 4 (2022) 年度では 651 億円で、平成 25 (2013) 年度と比べ 5.1% 増となっています。
- ・市内総生産当たりの温室効果ガス排出量は、令和 4 (2022) 年度では 55.6 t-CO₂/億円で、平成 25 (2013) 年度と比べ 28.5% 減となっていることから、事業所や商業施設等における省エネルギー対策等により、温室効果ガス排出量が減少していると考えられます。

業務部門における温室効果ガス排出量



市内総生産及び市内総生産当たりの温室効果ガス排出量

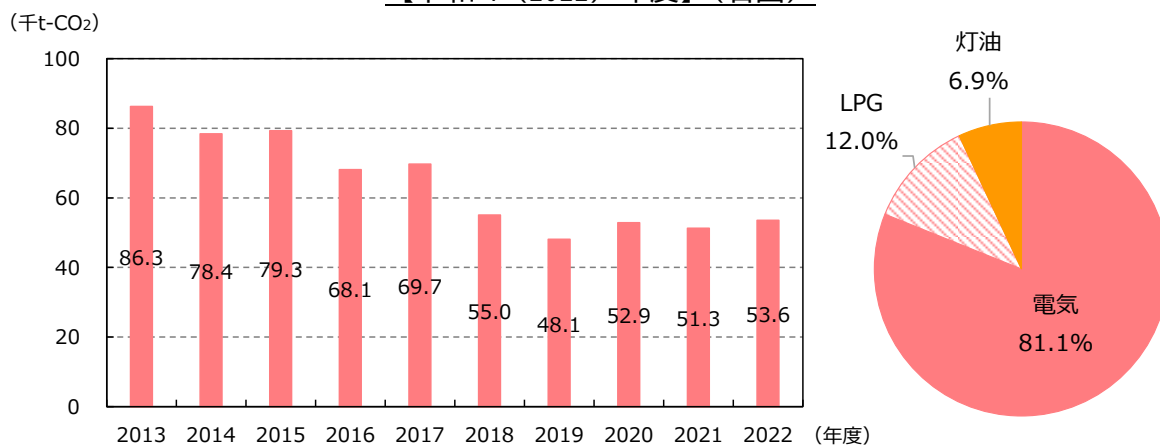


注) 端数処理の関係で数値が合わない場合があります。

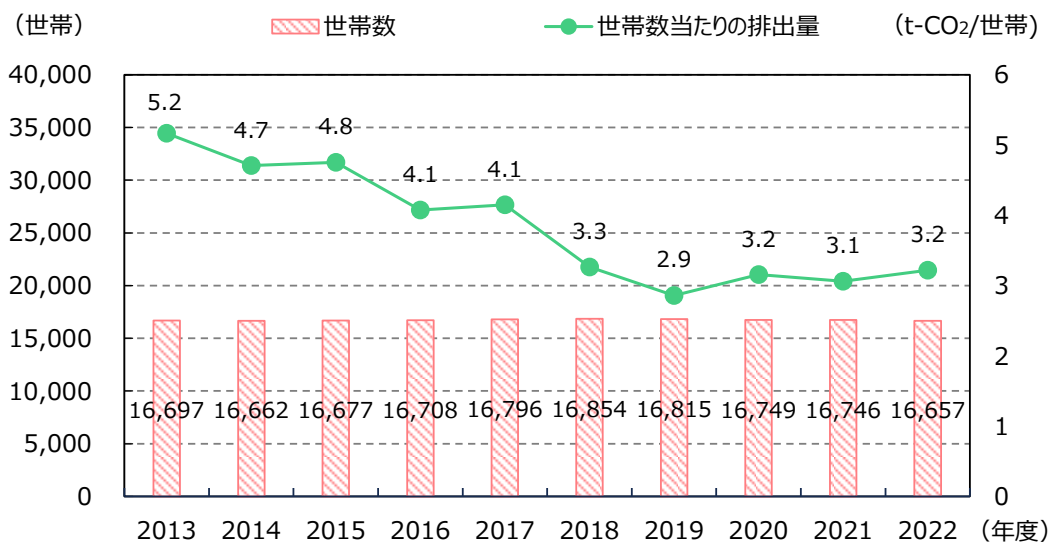
(3) 家庭部門

- ・家庭部門における温室効果ガス排出量は、令和 4 (2022) 年度では 53.6 千 t-CO₂ で、平成 25 (2013) 年度と比べ 37.9% 減となっています。また、内訳としては、電気が 81.1%、LPG が 12.0%、灯油が 6.9% となっています。
- ・世帯数は、令和 4 (2022) 年度では 16,657 世帯で、平成 25 (2013) 年度と比べ 0.2% 減となっています。
- ・世帯数当たりの温室効果ガス排出量は、令和 4 (2022) 年度では 3.2 t-CO₂/世帯で、平成 25 (2013) 年度と比べ 37.7% 減となっていることから、世帯数の減少や家庭における省エネルギー対策等により、温室効果ガス排出量が減少していると考えられます。

家庭部門における温室効果ガス排出量（左図）及びエネルギー種別割合
【令和 4 (2022) 年度】（右図）



世帯数及び世帯数当たりの温室効果ガス排出量

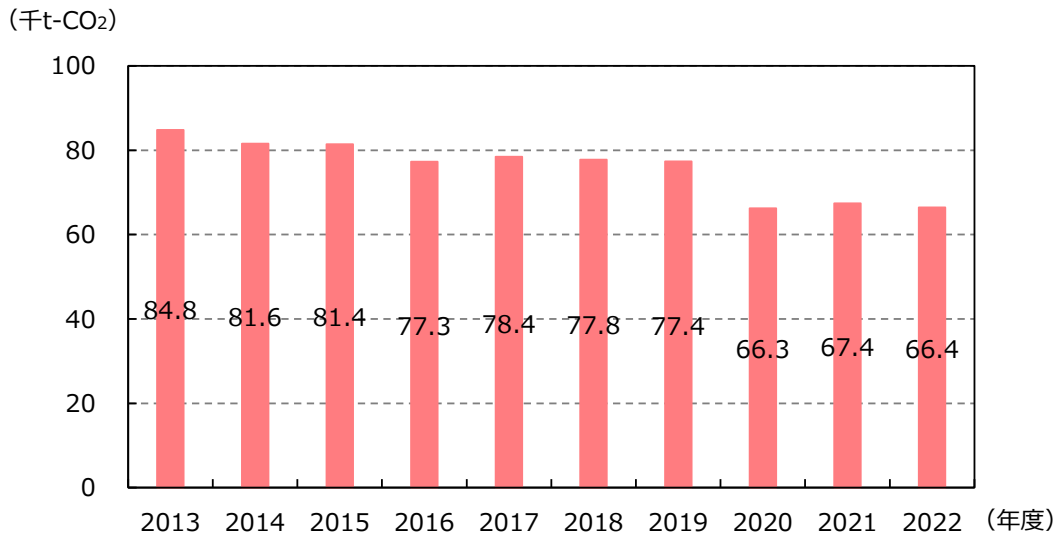


注) 端数処理の関係で数値が合わない場合があります。

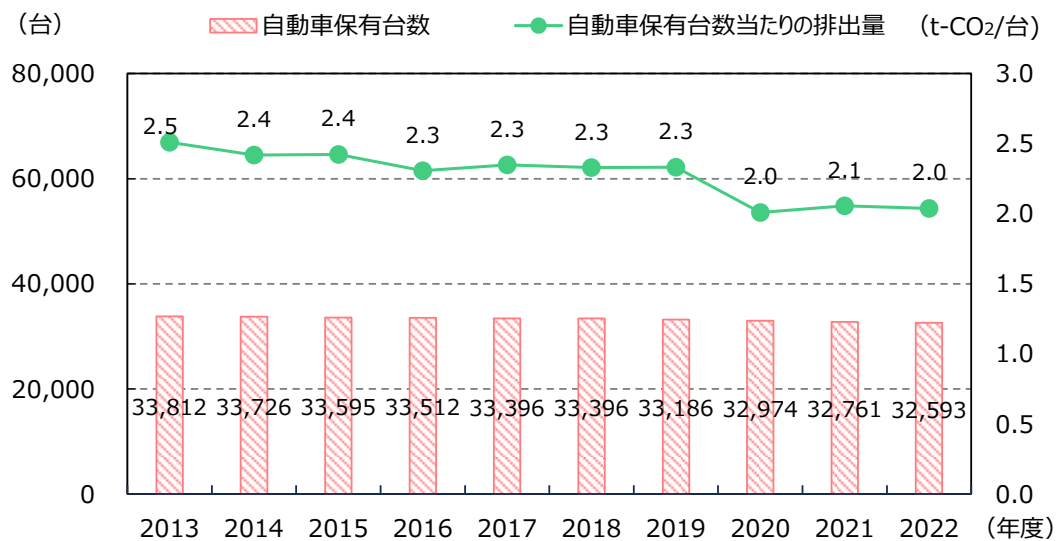
(4) 運輸部門（自動車）

- ・運輸部門のうち、自動車における温室効果ガス排出量は、令和 4(2022) 年度では 66.4 千 t-CO₂ で、平成 25 (2013) 年度と比べ 21.7% 減となっています。
- ・自動車保有台数は、令和 4 (2022) 年度では 32,593 台で、平成 25 (2013) 年度と比べ 3.6% 減となっています。
- ・自動車保有台数当たりの温室効果ガス排出量は、令和 4 (2022) 年度では 2.0 t-CO₂/台で、平成 25 (2013) 年度と比べ 18.8% 減となっていることから、自動車保有台数の減少や自動車の燃費の向上等により、温室効果ガス排出量が減少していると考えられます。

運輸部門（自動車）における温室効果ガス排出量



自動車保有台数及び自動車保有台数当たりの温室効果ガス排出量

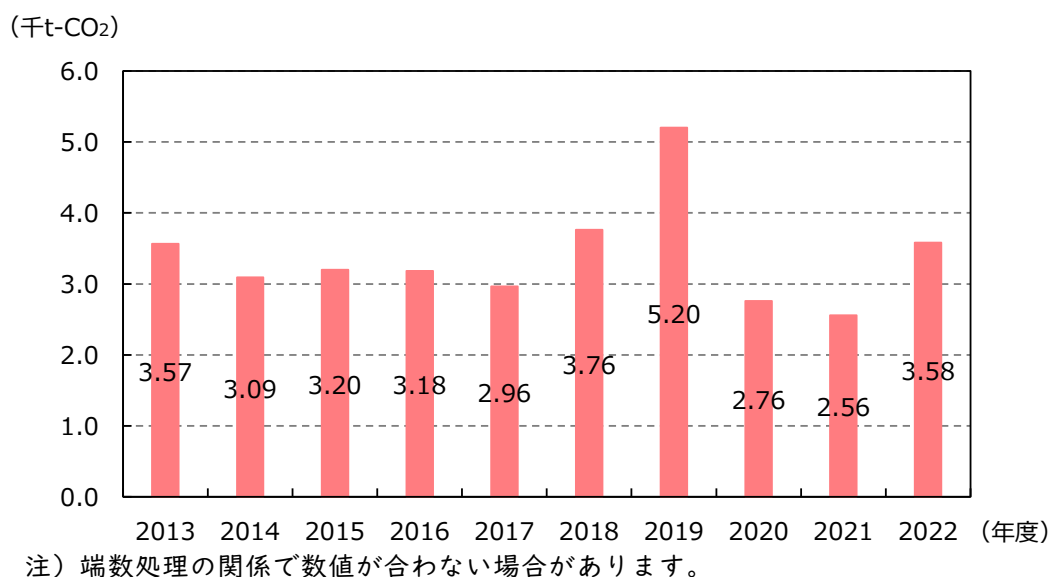


注) 端数処理の関係で数値が合わない場合があります。

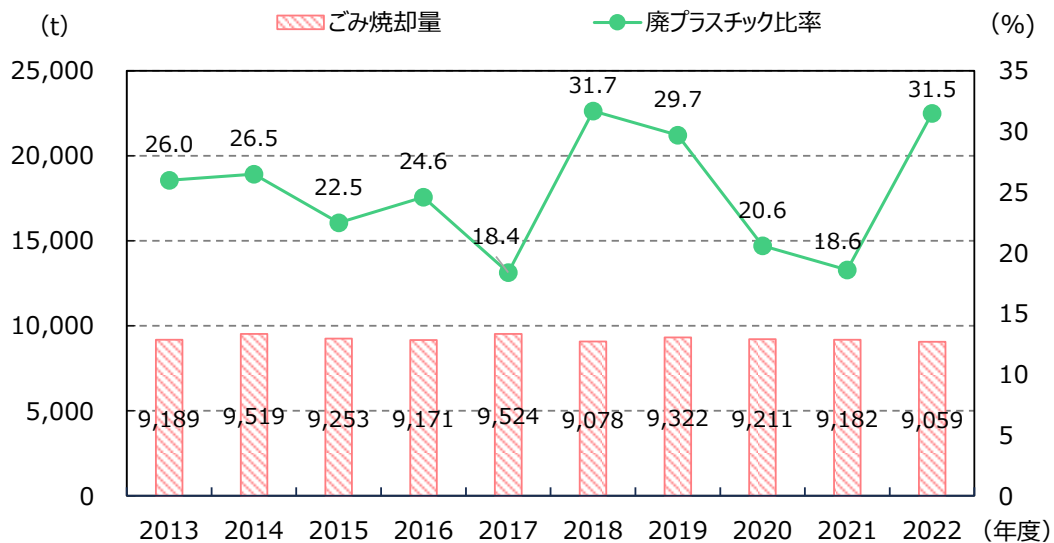
(5) 廃棄物部門

- ・ 廃棄物部門における温室効果ガス排出量は、令和 4（2022）年度では 3.58 千 t-CO₂ で、平成 25（2013）年度と比べ 0.5% 増となっています。
- ・ ごみ焼却量は、令和 4（2022）年度では 9,059t で、平成 25（2013）年度と比べ 1.4% 減となっています。
- ・ 廃プラスチック比率は令和 4（2022）年度では 31.5% で、平成 25（2013）年度と比べ 5.5 ポイント増となっていることから、廃プラスチック比率の増加により温室効果ガス排出量が増加していると考えられます。

廃棄物部門における温室効果ガス排出量



ごみ焼却量及び廃プラスチック比率



4 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）

現状すう勢ケースとは、今後追加的な対策を実施せずに推移したと仮定して推計する方法です。具体的には、エネルギー消費原単位及び排出係数は変化しないと仮定します。これらは、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入といった追加的な対策により、温室効果ガス排出量の削減が見込まれるためです。

したがって、活動量のみが変化すると仮定して推計します。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{エネルギー消費原単位} \times \text{排出係数}$$

変化
固定
固定

■活動量

世帯数や自動車台数等のこと。

■エネルギー消費原単位

活動量当たりのエネルギー消費量のこと。

■排出係数

一定のエネルギー等を使用することにより排出される温室効果ガス排出量のこと。

目標年度である令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量は、令和 4（2022）年度の排出量に、令和 12（2030）年度までの活動量の増減率を乗じることで推計します。

$$\text{令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量} = \text{令和 4（2022）年度の温室効果ガス排出量} \times \text{活動量の増減率}$$

設定する活動量と推計方法

| 部門 | | 活動量 | 活動量の推計方法 |
|-------|-------|---------|---|
| 産業部門 | 製造業 | 製造品出荷額等 | ・過去 10 年間（2013～2022）年度のデータを基に近似式により推計を行い、2030 年度の製造品出荷額等を予測 |
| | 農林水産業 | 市内総生産 | ・過去 10 年間（2013～2022）年度のデータを基に近似式により推計を行い、2030 年度の市内総生産（農林水産業）を予測 |
| | 建設業 | 市内総生産 | ・過去 10 年間（2013～2022）年度のデータを基に近似式により推計を行い、2030 年度の市内総生産（建設業）を予測 |
| 業務部門 | | 市内総生産 | ・過去 10 年間（2013～2022）年度のデータを基に近似式により推計を行い、2030 年度の市内総生産（第 3 次産業）を予測 |
| 家庭部門 | | 世帯数 | <ul style="list-style-type: none"> ・「井原市第 2 期総合戦略・人口ビジョン（改訂版）」における 2030 年度の予測人口を参照 ・世帯人員について、過去 10 年間（2013～2022）年度のデータを基に近似式により推計を行い、2030 年度の世帯人員を予測 ・2030 年度の人口及び世帯人員から世帯数を予測 |
| 運輸部門 | 自動車 | 自動車保有台数 | <ul style="list-style-type: none"> ・1 人当たり自動車保有台数について、過去 10 年間（2013～2022）年度のデータを基に近似式により推計を行い、2030 年度の 1 人当たり自動車保有台数を予測 ・2030 年度の人口及び 1 人当たり自動車保有台数から自動車保有台数を予測 |
| | 鉄道 | 人口 | ・「井原市第 2 期総合戦略・人口ビジョン（改訂版）」における 2030 年度の予測人口を参照 |
| 廃棄物部門 | | ごみ焼却量 | <ul style="list-style-type: none"> ・1 人当たりごみ焼却量について、過去 10 年間（2013～2022）年度のデータを基に近似式により推計を行い、2030 年度の 1 人当たりごみ焼却量を予測 ・2030 年度の人口及び 1 人当たりごみ焼却量からごみ焼却量を予測 |

第 4 章 環境施策の展開

推計の結果、令和 12（2030）年度には 305.5 千 t-CO₂、平成 25（2013）年度と比べ 32.3%減となる見込みです。

現状すう勢ケースによる将来推計結果

| 部門 | 2022 | 活動量 指標 | 活動量 | | | 2030 |
|-------|------------------------------|-------------|--------|--------|------|------------------------------|
| | 排出量 (千t-CO ₂) | | 2022 | 2030 | 伸び率 | 排出量 (千t-CO ₂) |
| 産業部門 | 150.0 | — | — | — | — | 150.1 |
| 製造業 | 140.5 | 製造品出荷額等（億円） | 1,557 | 1,551 | 1.00 | 140.0 |
| 農林水産業 | 6.9 | 市内総生産（百万円） | 3,478 | 3,675 | 1.06 | 7.3 |
| 建設業 | 2.6 | 市内総生産（百万円） | 7,709 | 8,509 | 1.10 | 2.8 |
| 業務部門 | 36.2 | 市内総生産（百万円） | 65,056 | 65,490 | 1.01 | 36.4 |
| 家庭部門 | 53.6 | 世帯数（世帯） | 16,657 | 16,547 | 0.99 | 53.2 |
| 運輸部門 | 66.8 | — | — | — | — | 62.3 |
| 自動車 | 66.4 | 自動車保有台数（台） | 32,593 | 30,427 | 0.93 | 62.0 |
| 鉄道 | 0.3 | 人口（人） | 38,064 | 34,690 | 0.91 | 0.3 |
| 廃棄物部門 | 3.6 | ごみ焼却量（t） | 9,059 | 8,495 | 0.94 | 3.4 |
| 合計 | 310.1 | — | — | — | — | 305.5 |

注）端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

5 温室効果ガス削減目標

（1）目標設定の考え方

1）国内の動向

国では令和 2（2020）年 10 月の第 203 回臨時国会において、菅総理大臣（当時）が「令和 32（2050）年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、令和 3（2021）年 4 月 22～23 日に開催された気候サミットでは、「令和 32（2050）年目標と整合的で、野心的な目標として、令和 12（2030）年度に温室効果ガスを平成 25（2013）年度から 46%削減することを目指し、更に 50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを表明しました。

県では、令和 5（2023）年 3 月に改定された「岡山県地球温暖化対策実行計画」において、長期的な目標として令和 32（2050）年のカーボンニュートラルを目指すこととしています。

本市においても、国や県の目標と整合を図りつつ、行政だけではなく市民や事業者、各種団体等を含めたあらゆる主体が一体となって地球温暖化対策に取り組み、地域全体でのカーボンニュートラルの実現を目指すための野心的な温室効果ガス削減目標を設定します。

2) 追加的な対策の実施

現状すう勢ケースの推計結果を踏まえると、令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス排出量は、平成 25 (2013) 年度比で 32.3%減となっています。今後は、令和 32 (2050) 年度におけるカーボンニュートラルの実現を見据え、積極的な省エネルギー等の対策や再生可能エネルギーの導入、森林吸収源対策といった本市における対策や、電気の排出係数の低減による効果を見込むことにより、更なる温室効果ガス排出量の削減を目指します。

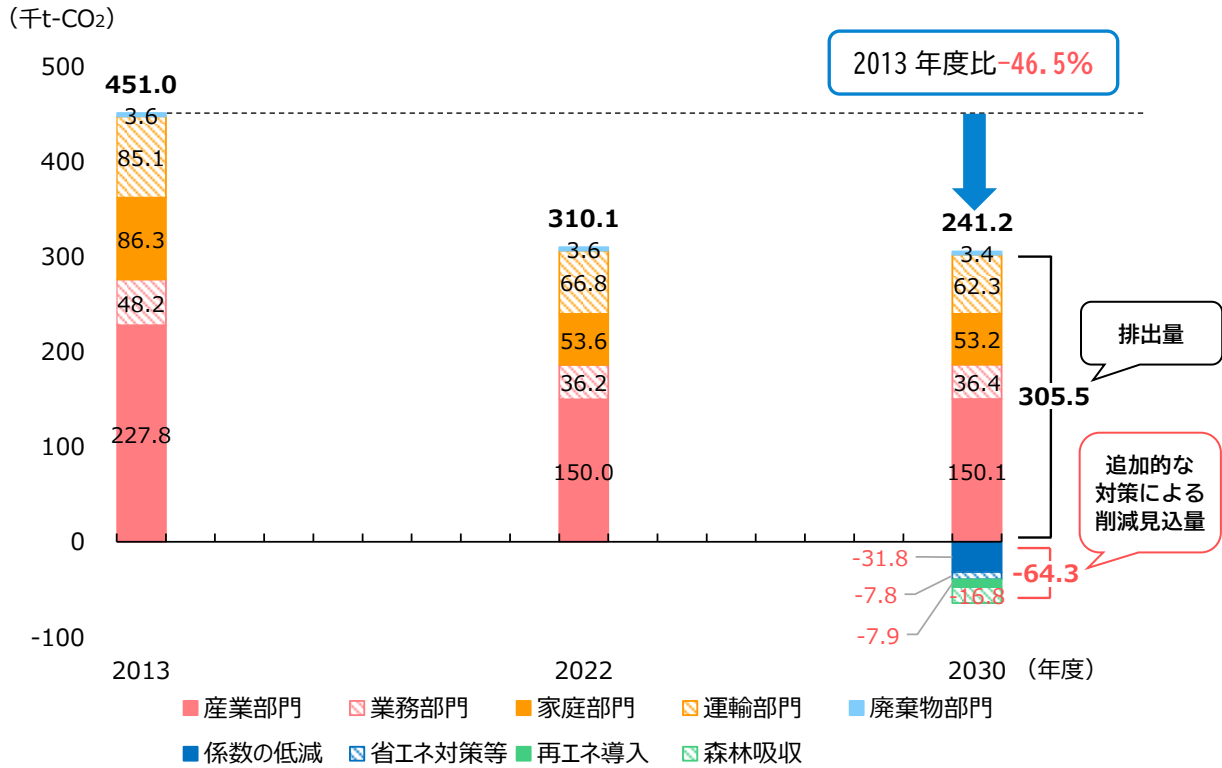
削減見込量の推計方法

| 区分 | | 削減見込量の推計方法 |
|--------------|-----------------|--|
| 電気の排出係数の低減 | | ・中国電力における 2022 年度の排出係数(0.537kg-CO ₂ /kWh)が、0.400kg-CO ₂ /kWh 程度に低減された場合の削減見込量を推計 |
| 省エネルギー対策等 | 産業部門 | ・全ての事業者において、エネルギー消費量が 8%削減(年平均 1% ^{※1})された場合の削減見込量を推計 ※1:「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(省エネ法)では、年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減が求められていることを基に設定 |
| | 業務部門 | |
| | 家庭部門 | ・家庭での省エネルギー行動(エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機、給湯器等)の実施率が 20% ^{※2} 、LED 照明への更新率が 20% ^{※2} 、高効率機器(エアコン、冷蔵庫、テレビ)への更新率が 10% ^{※2} 向上した場合の削減見込量を推計 ※2: 市民アンケート調査結果を基に設定 |
| | 運輸部門 | ・エコドライブ*の実施率が 20% ^{※3} 向上、次世代自動車への更新率が 10% ^{※3} 向上した場合の削減見込量を推計 ※3: 市民アンケート調査結果を基に設定 |
| | 廃棄物部門 | ・「西部ブロックごみ処理広域化計画」におけるごみ排出量の目標を達成した場合の削減見込量を推計 |
| 再生可能エネルギーの導入 | 再エネ電力への切り替え | ・家庭及び事業者における再エネ電力への切り替え率が 5% ^{※4} 向上した場合の削減見込量を推計 ※4: 市民アンケート調査結果を基に設定 |
| | 太陽光発電・中小水力発電の導入 | ・太陽光発電(一般住宅、カーポート、公共施設、民間事業所、遊休地、農地・ため池)及び中小水力発電について、導入目標が達成された場合の削減見込量を推計(P69 参照) |
| 森林吸収源対策 | | ・2022 年度の森林吸収量(17 千 t-CO ₂)を維持するとした場合の削減見込量を推計 |

第 4 章 環境施策の展開

追加的な対策を踏まえて推計した結果、令和 12（2030）年度には 241.2 千 t-CO₂、平成 25（2013）年度と比べ 46.5%減となる見込みです。

追加的な対策を実施した場合の削減イメージ



追加的な対策を実施した場合の将来推計結果

(単位：千 t-CO₂)

| 区分 | 実績 | | 推計値 |
|---------------------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| | 2013 | 2022 | 2030 |
| 温室効果ガス排出量 (下段は 2013 年度比の削減率) | 451.0 | 310.1 (▲31.2%) | 241.2 (▲46.5%) |
| 2022年度 からの削減 見込量 | 現状すう勢ケース | - | 4.6 |
| | 電気の排出係数の低減 | - | 31.8 |
| | 省エネルギー対策等 | - | 7.8 |
| | 再生可能エネルギーの 導入 | - | 7.9 |
| | 森林吸収源対策 | - | 16.8 |
| | 合計 | - | - |

追加的な対策による削減見込量 64.3

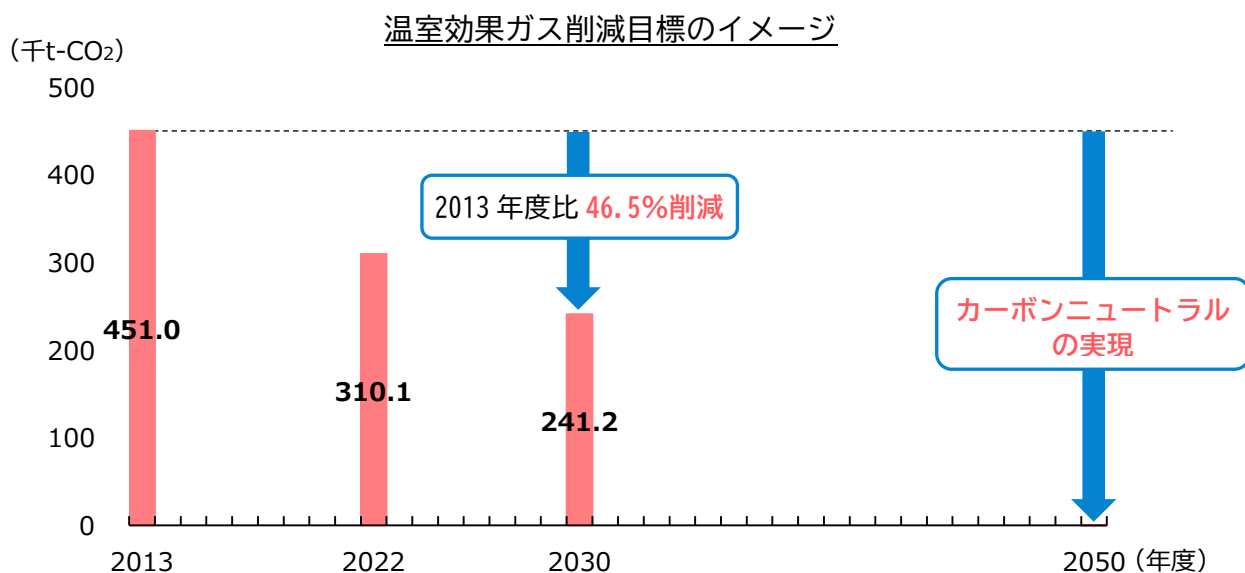
注) 端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(2) 削減目標

国の削減目標や追加的な対策の実施による推計結果を踏まえ、市域の温室効果ガス排出量を「令和 12 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比で 46.5%削減」を目指すとともに、「令和 32 (2050) 年度にカーボンニュートラルの実現」を目指します。

温室効果ガス削減目標

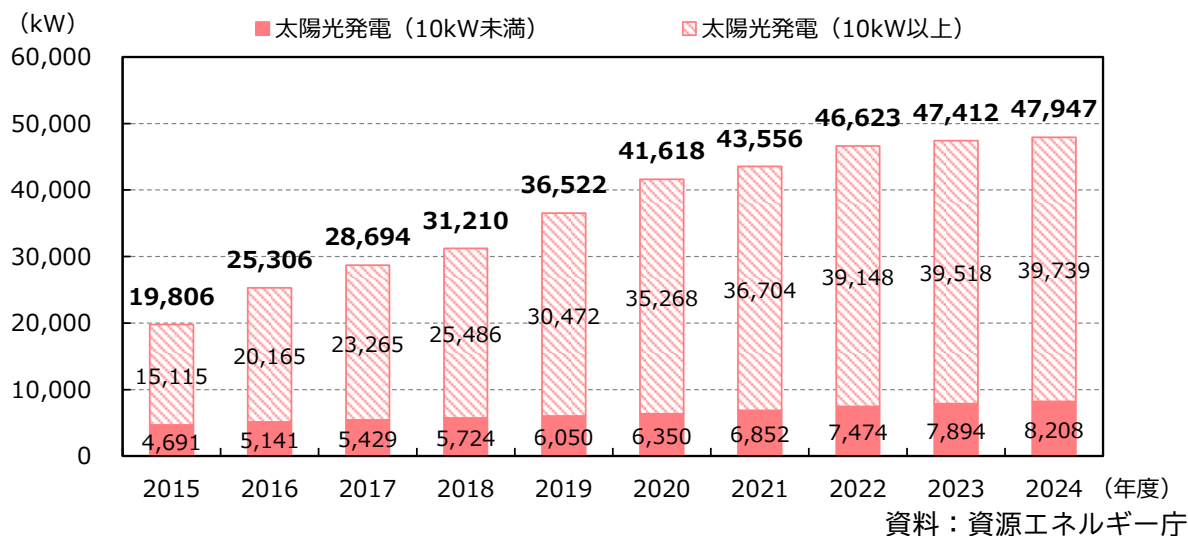
令和 12 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比で **46.5%削減**
 令和 32 (2050) 年度に**カーボンニュートラルの実現**



6 再生可能エネルギーの導入状況

本市における FIT*・FIP*制度による再生可能エネルギーの導入は太陽光発電のみであり、累積導入容量は令和6（2024）年度では47,947kWとなっています。

再生可能エネルギーの導入容量（累計）



7 再生可能エネルギーの利用可能量

本市における再生可能エネルギーの利用可能量は、太陽光発電、風力発電、中小水力発電、太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス*熱利用について再生可能エネルギー種別に推計しました。推計の結果、発電の利用可能量は合計で年間約236GWhとなっており、中でも太陽光発電の割合が高くなっています。

熱利用の利用可能量は、合計で年間約0.4億MJとなっており、太陽熱利用と比べ、地中熱利用及びバイオマス熱利用の割合が高くなっています。

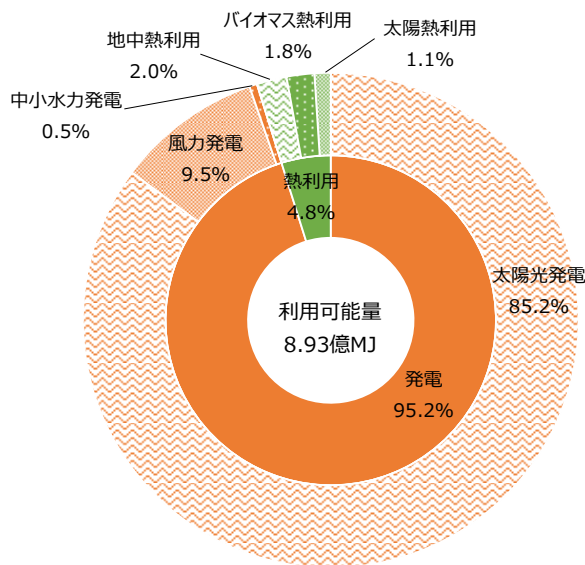
また、電力をエネルギーに換算し、再生可能エネルギー全体で見ると、利用可能量は年間約8.9億MJと推計され、電力が95.2%を占めています。太陽光発電が全体の85.2%を占めており、最も利用可能量の割合が高くなっていることから、公共施設をはじめとして、一般住宅や民間事業所に対し幅広く普及を図る必要があります。

再生可能エネルギーの利用可能量及び割合

| 種別 | 利用可能量 (固有単位) | 利用可能量 (億MJ/年) | 割合 |
|-------------------|-----------------|------------------|--------|
| ①太陽光発電 (GWh/年) | 211.42 | 7.61 | 85.2% |
| ②風力発電 (GWh/年) | 23.55 | 0.85 | 9.5% |
| ③中小水力発電 (GWh/年) | 1.26 | 0.05 | 0.5% |
| ④太陽熱利用 (億MJ/年) | 0.09 | 0.09 | 1.1% |
| ⑤地中熱利用 (億MJ/年) | 0.17 | 0.17 | 2.0% |
| ⑥バイオマス熱利用 (億MJ/年) | 0.16 | 0.16 | 1.8% |
| 発電量合計 (GWh/年) | 236.24 | 8.50 | 95.2% |
| 熱利用量合計 (億MJ/年) | 0.43 | 0.43 | 4.8% |
| 合計 (億MJ/年) | — | 8.93 | 100.0% |

注) 端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

再生可能エネルギーの利用可能量の割合



8 再生可能エネルギー導入目標

(1) 目標設定の考え方

本市において、これまでFIT*・FIP*制度によって導入された再生可能エネルギーは太陽光発電のみとなっていること、今後も風力発電やバイオマス*発電等の他の再生可能エネルギーに比べて太陽光発電の導入拡大を図っていくことが現実的であることから、太陽光発電を中心にしつつ中小水力発電を含めて導入目標を設定します。

なお、太陽光発電については、森林を切り開くなど、自然環境に多大な影響を及ぼすような導入は想定しておらず、地域との調和を前提とした導入を促進するものとします。

再生可能エネルギー導入目標設定の考え方

| 区分 | | 考え方 | |
|-----------|-----|---------------------------------|--|
| 太陽光 発電 | 建物系 | 一般住宅 | ・世帯当たりの設備容量を4.5kWとし、導入率を持ち家の5%（約664世帯相当）と設定 |
| | | カーポート | ・世帯当たりの設備容量を5kWとし、導入率を持ち家の1%（約133世帯相当）と設定 ・事業所当たりの設備容量を12.5kWとし、導入率を事業所の1%（約17事業所相当）と設定 |
| | | 公共施設 | ・施設当たりの設備容量を15kWとし、導入施設数を20施設と設定 |
| | | 民間事業所 | ・事業所当たりの設備容量を30kWとし、導入率を事業所の5%（約86事業所相当）と設定 |
| | 土地系 | 農地・ため池 | ・1箇所当たりの設備容量を500kWとし、導入箇所を1箇所と設定 |
| 中小水力発電 | | ・1箇所当たりの設備容量を25kWとし、導入箇所を1箇所と設定 | |

(2) 導入目標

追加的な対策を実施した場合の将来推計結果に基づくと、温室効果ガス削減目標を達成するために、令和 12（2030）年度までに再生可能エネルギーを約 7.3MW を導入する必要があることから、再生可能エネルギー導入目標として、「令和 12（2030）年度までに新規で約 7.3MW 導入」を目指します。

再生可能エネルギー導入目標

令和 12（2030）年度までに新規で約 **7.3MW** 導入

再生可能エネルギー導入目標の内訳

| 区分 | 対象 | 導入目標（kW） | |
|--------|-----|----------|-------|
| | | 2030 年度 | |
| | | 内訳 | |
| 太陽光発電 | 建物系 | 一般住宅 | 2,988 |
| | | カーポート | 879 |
| | | 公共施設 | 300 |
| | | 民間事業所 | 2,584 |
| | 土地系 | 農地・ため池 | 500 |
| 中小水力発電 | | | 25 |
| 合計 | | | 7,276 |

9 目標達成に向けた施策・取組

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大

市の取組

1) 公共施設等における再生可能エネルギーの導入の推進

- ・ 設置可能な公共施設の約50%以上に太陽光発電システムを設置することを目指します。
- ・ 公共施設において、太陽光発電システムを率先的に導入するとともに、災害時に防災拠点や避難所となる施設へ蓄電池の導入を推進することにより、非常用電源の確保を図ります。
- ・ 公共施設において太陽光発電システムを導入する際、併せて発電状況を確認できるモニター等の設置を検討し、施設利用者の再生可能エネルギーに対する関心の高揚を図ります。
- ・ 公共施設における率先的な導入の効果について市民・事業者に対して情報発信を行うことにより、地域への波及を図ります。
- ・ 再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを検討し、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減を図ります。
- ・ 河川や農業用水路等への中小水力発電の導入可能性について、調査・検討を進めます。
- ・ 本市を含む高梁川流域連携中枢都市圏及び備後圏域を構成する自治体により、それぞれ設立した「高梁川流域カーボンニュートラル研究会」及び「備後圏域脱炭素推進会議」において、再生可能エネルギーに関する情報収集に努めるとともに、それぞれと連携した再生可能エネルギーの導入について検討します。

2) 家庭・事業所における再生可能エネルギーの導入の促進

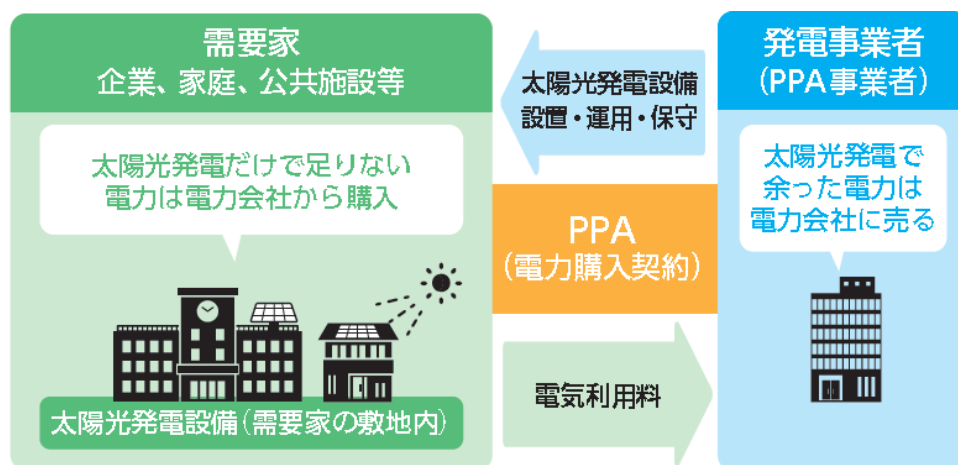
- ・ 住宅用太陽光発電システム、蓄電池、太陽熱温水器・太陽熱利用システムの導入に対する補助を行うとともに、補助制度について情報発信を行うことにより、再生可能エネルギー設備の導入を促進します。
- ・ 初期費用や維持管理費用の負担が少ない PPA モデルやリースモデル等について、情報発信を行うことにより、太陽光発電システムの導入を促進します。
- ・ 駐車場の駐車スペースを確保したまま上部空間を活用できるソーラーカーポートの導入を促進します。
- ・ 遊休地への太陽光発電システムの導入を促進し、土地の有効活用を図るとともに、エネルギーの地産地消を図ります。

- ・水上太陽光発電や、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）について導入事例のある自治体や民間事業者等からの情報収集に努め、導入の促進に向けた方策を検討します。
- ・再生可能エネルギー由来の電力について情報発信を行うことにより、再生可能エネルギー由来の電力の利用を促進します。
- ・大規模な太陽光発電システムの導入に当たっては、「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」に基づき、土砂災害の発生の恐れがある地域への設置の禁止や、地域とのコミュニケーションを促すなど、適切な対応が講じられるよう、周知啓発を行います。
- ・太陽光発電システムの導入に当たって山林において大規模な開発が行われる場合には、関係部署と連携し、自然環境への配慮を求めます。
- ・太陽光発電の最大限の導入に向けて、ペロブスカイト太陽電池や路面への太陽光発電の導入等の最新技術に関する情報収集に努めます。

PPA モデル

PPA とは、「Power Purchase Agreement」の略称で、「電力購入契約」を意味します。発電事業者が太陽光発電システムを設置・維持管理し、その発電された電気を需要家（家庭や事業所等）に販売する仕組みとなっており、太陽光発電システムを初期投資の費用負担ゼロで導入できる、設置後の維持管理が不要であるというメリットがあります。

PPA モデルのイメージ



資料：環境省

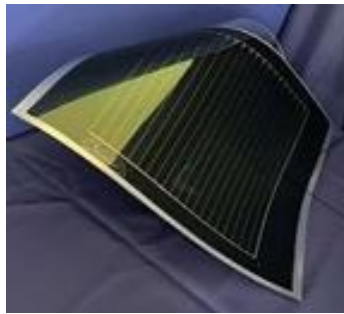
次世代太陽電池「ペロブスカイト太陽電池」

再生可能エネルギーの導入拡大に向け、土地の確保が重要となりますが、日本では適地が限られており、導入拡大の大きな制約となっています。そこで、様々な場所に設置可能な次世代太陽電池「ペロブスカイト太陽電池」が注目されています。

ペロブスカイト太陽電池とは、ペロブスカイトという鉱物の結晶構造を利用したフィルム型の太陽電池のことです。軽量、柔軟性に優れるという特徴があり、ビルの壁面や耐荷重の小さい屋根、車体等の曲面の場所への設置が可能です。

国内では、「うめきた（大阪）地下駅」やビルの壁面への設置など、実用的な設置に向けた実証実験が進められています。

ペロブスカイト太陽電池



資料：資源エネルギー庁

市民・事業者の取組例

再生可能エネルギーに関心を持ち、導入効果やメリット等について積極的に情報収集しましょう。



初期投資の費用負担ゼロで太陽光発電システムを導入できる PPA モデル等のサービスについて、積極的に情報収集しましょう。



太陽光発電システムや太陽熱温水器・太陽熱利用システム等の再生可能エネルギー設備の導入に努めましょう。



太陽光発電システムを導入する際は、併せて蓄電池の導入を検討し、非常時に備えましょう。



再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを検討しましょう。



大規模な太陽光発電システムの導入に当たっては、「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」に基づき、周辺環境に配慮しましょう。



(2) 省エネルギー対策の推進

市の取組

1) 公共施設における省エネルギー対策の推進

- ・ 市内において「井原市役所地球温暖化対策推進実行計画（第6期）」の取組方針に基づき、職員による省エネルギー対策を推進します。
- ・ 公共施設において、LED 照明への切り替えを推進します。
- ・ 公共施設の新築・建て替え等の際は、省エネルギー機器・設備の導入に併せて、再生可能エネルギーの導入や建物の断熱改修を行うなど、ZEB の実現に向けた検討を行います。

2) 家庭・事業所における省エネルギー対策の促進

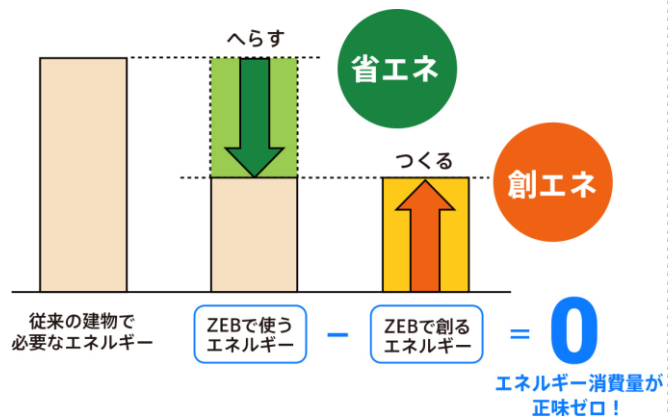
- ・ 家庭・事業所における省エネルギー対策に関する情報発信により、省エネルギー対策に関する知識の向上及び取組を促進します。
- ・ 高効率機器の導入に対する補助を行うとともに、補助制度について情報発信を行うことにより、高効率機器の導入を促進します。
- ・ 省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用による ZEH・ZEB の導入効果や、その実現に向けた補助制度等に関する情報発信を行うことにより、ZEH・ZEB の導入を促進します。

ZEH・ZEB

ZEH・ZEB とは、それぞれ「Net Zero Energy House」、「Net Zero Energy Building」の略称で、快適な室内環境を維持しながら徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの活用により、エネルギー消費量を正味（ネット）ゼロにすることを目指した住宅・建物のことです。

高い断熱性能や高効率設備の利用により、光熱費を安く抑えることができる、高断熱により快適な室温に保つことができる、太陽光発電システムや蓄電池を活用することで、非常時でも安心な生活を送ることができるといったメリットがあります。

エネルギー消費量正味ゼロのイメージ



資料：環境省

- ・既存の住宅や事業所での省エネルギーリフォームに対する補助により、建築物の省エネルギー性能の向上を促進します。
- ・うちエコ診断*や省エネ診断*の受診、エネルギー管理システム（HEMS*・BEMS*）等の活用によるエネルギーの「見える化」のメリットや効果等に関する情報発信により、家庭や事業所におけるエネルギー管理を促進します。

市民・事業者の取組例

家庭や事業所で実践できる省エネルギー対策について、積極的に情報収集しましょう。



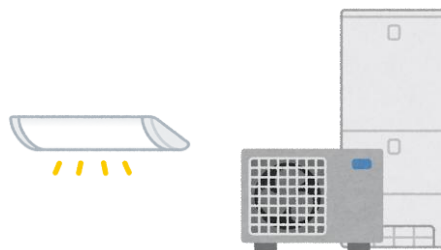
エアコンの適切な温度管理やこまめな消灯等の省エネルギー対策に取り組みましょう。



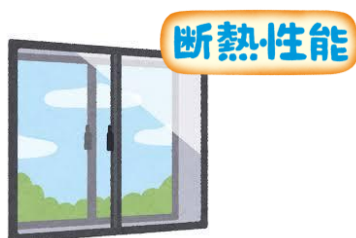
うちエコ診断や省エネ診断を受診しましょう。



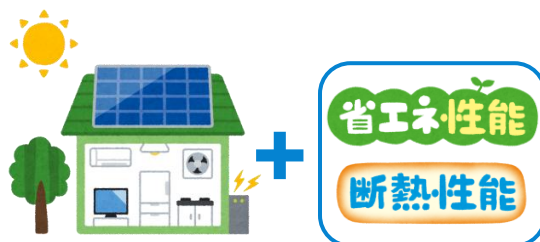
機器の買い替えの際は、高効率機器を導入しましょう。



住宅や事業所での断熱改修や設備改修といった省エネルギーリフォームを実施しましょう。



住宅や事業所の新築、建て替え等の際は、省エネルギー性能の高い建築物を選択しましょう。



(3) 脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換の促進

市の取組

1) デコ活の推進

- ・ 市内においてデコ活アクションの取組について周知啓発を行うことにより、脱炭素に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの転換を推進します。
- ・ デコ活の趣旨やデコ活アクションの取組例について情報発信を行うことにより、市民・事業者の行動変容を促します。

デコ活

デコ活とは、令和 32 (2050) 年カーボンニュートラルの実現や令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、国民の行動変容・ライフスタイルの転換を後押しするための国民運動のことです。

本市は令和 6 (2024) 年 6 月に「デコ活宣言」を行い、職員による「デコ活アクション」の実践はもちろん、市民・事業者等の取組を後押しすることを宣言しました。日々の暮らしの中で実践できる省エネルギー対策や、ごみのリサイクル、テレワークへの転換といった「デコ活アクション」を実践してみましよう。

■本市のデコ活宣言

「デコ活」の趣旨に賛同し、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向け、誰もが「my 意識」を持って地球環境を考え、行動に移せるよう、市民、事業者等の取組を後押しすることを宣言します。

〈デコ活ポータルサイト〉

<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>



デコ活ロゴマーク



くらしの中のエコろがけ

資料：環境省

2) 環境に配慮した移動の推進

- ・ 必要に応じた路線の見直しや、予約・配車システム及び移動の実態・ニーズに合わせた運行時刻の改善といった公共交通体系の整備により、公共交通機関の利用促進を図ります。
- ・ 「いばら公共交通かわら版」の発行や、バス体験学習会、地区説明会の実施等により、公共交通機関の利用促進を図ります。
- ・ 市内において「公共交通利用の日」の設定やマイカー通勤の自粛等により、公共交通機関の利用を推進します。

- ・ 市民・事業者に対し、徒歩や自転車、公共交通機関といった環境に配慮した移動による効果等に関する情報発信を行い、移動における行動変容を促します。
- ・ 庁内におけるエコドライブ*10の推進や、市民・事業者に対し、エコドライブに関するパンフレットの配布及びホームページでの情報発信を行い、エコドライブの徹底を呼びかけます。
- ・ 公用車を購入する際は、電気自動車*やプラグインハイブリッド自動車*等の次世代自動車の導入を推進します。
- ・ 市有地への電気自動車急速充電器の設置を推進します。
- ・ 自家用車における電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、V2H*充放電設備の導入への補助を行うとともに、社用車においては国や県の補助制度に関する情報発信を行うことにより、次世代自動車の導入を促進します。
- ・ 宅配便の時間指定や自宅以外での受け取り、置き配サービス*の利用等に関する普及啓発を行うことにより、再配達を防止を図ります。
- ・ 市民への普及啓発や学校給食における地元食材を使用した献立作りなどにより、地産地消を促進し、輸送に必要な燃料の削減を図ります。

再配達を与える影響

近年は、インターネットを利用した通信販売が急速に拡大したことにより、宅配便の取り扱い個数が大きく増加し、平成22（2010）年度では約32.2億個だった取り扱い個数が、令和5（2023）年度では約50.7億個となっています。その一方で、約10%が再配達となっており、これは年間約6万人のドライバーの労働力に相当します。

また、再配達のトラックから排出される二酸化炭素の量は、年間約25.4万t-CO₂と推計されています。

このように、再配達は二酸化炭素排出量の増加やドライバー不足の深刻化につながる環境問題、社会問題の一つとなっています。時間指定や自宅以外での受け取り、置き配サービスの利用など、宅配便を1回で受け取れるよう工夫しましょう。



市民・事業者の取組例

デコ活について調べ、デコ活アクションを実践しましょう。



資料：環境省

外出時はできるだけ公共交通機関を利用しましょう。



自動車を使用する際は、エコドライブ*に努めましょう。



置き配サービス*等を利用し、宅配便は1回で受け取りましょう。



車を買う替える際は、次世代自動車を検討しましょう。



地元で採れた野菜や畜産物を積極的に購入しましょう。



(4) 資源循環の推進

「(4) 資源循環の推進」における施策・取組については、基本目標 2 の「(1) 資源循環の推進」で記載しているため、基本目標 1 においては省略します。

(5) 森林吸収源対策の推進

「(5) 森林吸収源対策の推進」における施策・取組については、基本目標 4 の「(1) 自然環境の保全」のうち、「1) 森林の保全」で記載しているため、基本目標 1 においては省略します。

(6) 気候変動への適応の推進

市の取組

1) 健康被害への対応

- ・熱中症特別警戒アラートの発表期間中に、熱中症予防のために避難できる場所を提供するため、一部の公共施設及び民間施設を「クーリングシェルター*」として開放するとともに、新たな施設の開放に向け、民間施設に協力を依頼します。
- ・熱中症に関する情報をホームページで公表するとともに、熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、井原市メール配信サービスや緊急告知端末器「お知らせくん」等を通じて周知啓発を行います。

クーリングシェルターの広報用ポスター・のぼり



2) 自然災害への対応

- ・災害時に防災拠点や避難所となる公共施設の適正な維持管理に取り組みます。
- ・本市で起こりうる災害や地域防災の状況、避難所等の情報を整理した「井原市防災マップ」について周知啓発を行います。
- ・指定避難所・指定緊急避難場所の一覧やその他災害関連情報について、ホームページで公表します。
- ・関係団体と連携し、防災訓練や防災イベントを実施することにより、市民一人ひとりに対する防災意識の高揚を図ります。

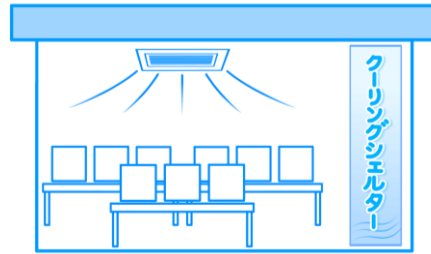
市民・事業者の取組例

熱中症特別警戒アラートの発表期間中は、無理をせずクーリングシェルター*を利用しましょう。



資料：環境省

事業所におけるクーリングシェルの開放に協力しましょう。



熱中症に関する情報を積極的に収集し、熱中症予防に努めましょう。



従業員に対し、熱中症に関する注意喚起を行いましょ。



地域の防災訓練や防災イベントに参加しましょう。



「井原市防災マップ」等により、防災情報を積極的に収集し、日頃から災害に備えましょう。



成果指標

| 指標 | 現状値 | 目標値 | |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 2024 年度 | 2030 年度 | 2035 年度 |
| 住宅用太陽光発電システム設置補助容量 | 173.31kW | 221.17kW | 282.26kW |
| 住宅用太陽熱温水器設置補助件数 | 5 件 | 7 件 | 10 件 |
| 蓄電池設置補助容量 | 310.04kWh | 395.68kWh | 504.98kWh |
| 電気自動車*補助件数 | 7 件 | 20 件 | 40 件 |
| 市有地への電気自動車急速充電器設置数 | 2 基 | 3 基 | 5 基 |
| クーリングシェルター指定施設数 | 18 施設 | 23 施設 | 28 施設 |

基本目標 2 【資源循環】

限りある資源を大切に作る循環型のまちづくり

(1) 資源循環の推進

市の取組

1) ごみのリデュース（発生抑制）の推進

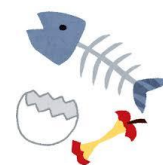
- ごみの減量に向けた取組について、広報誌やホームページ等により情報発信を行います。
- 本市におけるごみの排出状況や、ごみ排出量の増加に伴う環境負荷について情報発信を行うことにより、ごみ減量に向けた意識の高揚を図ります。
- 事業活動における廃棄物の減量を呼びかけるチラシの配布等により、事業者に対する意識啓発を図ります。
- プラスチック製のスプーンやレジ袋等といった使い捨てプラスチック製品の使用削減に向けた呼びかけや、プラスチックごみ問題に関する情報発信を行うことにより、プラスチックごみの減量を図ります。
- 普段捨ててしまうような野菜のくきや果物の皮、お茶がら等を材料に調理するなどのエコクッキングの実践や、生ごみの水切りの徹底等の取組について情報発信を行うことにより、生ごみの減量化を促進します。
- 家庭における生ごみ処理容器等の購入に対する補助や生ごみ処理剤の給付により、生ごみの減量化を促進します。
- 食品ロス*の現状やフードバンク*・フードドライブ*等の対策について情報発信を行うことにより、食品ロスの削減を促進します。
- 食品廃棄物の減量に向け、広報誌等を通じた情報発信や、市内飲食店・事業所を対象としたチラシの配布を行います。

生ごみの水切り

生ごみの約 80%は水分であるため、水切りをするだけで生ごみの重量を減らすことができます。生ごみを捨てる際は、水切りをしてから捨てるよう心がけましょう。

■上手に水切りをする方法

- ・野菜の皮等の乾いているごみは濡らさず、直接ごみ袋に入れる。
- ・三角コーナー等の生ごみは、水分を切るため一晩置く。
- ・三角コーナー等の生ごみは、ペットボトルの底等で押し、水分を十分に切る。



コンポスト

コンポストとは、微生物のはたらきによって生ごみ等を発酵・分解させ、堆肥にするための容器や、そのプロセス自体のことを指します。

家庭で出る野菜くずや肉、魚の骨等を堆肥にすることで、生ごみの量を減らすことができます。

コンポストは生ごみ処理容器や、身近なものでは、段ボールでも始めることが可能です。

本市では、生ごみ処理容器等やボカシ（米ぬか・もみがら・糖蜜に微生物を混ぜ、発酵乾燥させたもの）の購入に対して、補助を行っています。

〈令和7（2025）年度における補助〉

■井原市ごみ減量化推進補助金

補助額：機器1基につき購入価格の2分の1（100円未満切り捨て）

上限額：30,000円

詳しくはホームページをご確認ください。

〈井原市ホームページ〉

<https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/13/1434.html>



■生ごみ処理剤ニオワン給付事業

生ごみ処理剤ニオワン（ボカシ）を指定の取扱所で6袋購入すると、利用者カードと引き換えに現物で3袋給付

詳しくはホームページをご確認ください。

〈井原市ホームページ〉

<https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/13/1452.html>



2) ごみのリユース（再使用）の推進

- 家庭で不要になったものの引き取り手を探すことができる掲示板サイトである「ジモティー」に関する情報発信を行うことにより、普及啓発を図ります。
- 不要品の買取価格を比較することができるリユースプラットフォームである「おいくら」に関する情報発信を行うことにより、普及啓発を図ります。
- 不要品を売買・交換する場であるフリーマーケットについて、環境フェアでの出店を募集により開催場所を提供するとともに、開催情報について周知啓発を行うなどの支援を行います。
- 講習会、講演会等を開催し、不要品の再使用方法、事例等を紹介することにより、不要品の再使用に向けた普及啓発を図ります。

不要品のリユース

本市では、株式会社ジモティー及び株式会社マーケットエンタープライズとそれぞれ連携協定を締結し、「ジモティー」、「おいくら」のサービスを通じて、不要品のリユースの促進を図っています。

■「ジモティー」

「ジモティー」とは、会員登録や手数料等の負担をかけずに地元で不要品の引き取り手を探すことができる掲示板サイトです。最短で当日中での受け渡しが可能です。

受け渡しまでの流れ



資料：井原市ホームページ

〈「ジモティー」ウェブサイト〉

https://jmt.y.jp/?jtm_source=ibara&jtm_campaign=top&jtm_screen=sodai

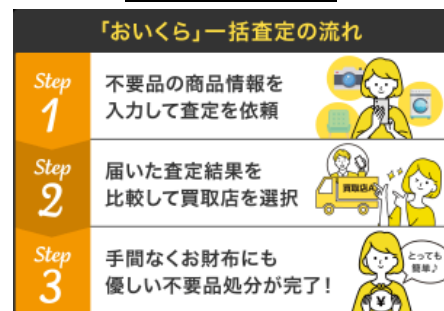


■リユースプラットフォーム「おいくら」

「おいくら」とは、不要品を査定し、買取価格を比較したのち、売ることができる完全無料のリユースプラットフォームです。

不要品を売りたい方が「おいくら」を通して査定依頼をすると、全国の加盟リサイクルショップに一括査定依頼され、買取価格を比較することができます。

一括査定の流れ



資料：井原市ホームページ

〈「おいくら」ウェブサイト〉

https://oikura.jp/lg/okayama/ibara/?utm_source=lg_hp&utm_medium=referral&utm_campaign=okayama_ibara



3) ごみのリサイクル（再生利用）の推進

- ごみの分別に関する情報発信や「ごみの正しい分け方・出し方ガイド」の配布により、分別方法の普及啓発を図ります。
- ごみを分別する理由について、出前講座等を活用して十分な説明を行い、分別方法の普及啓発を図ります。
- 古紙古着類や廃食油、使用済小型家電の拠点回収を実施することにより、資源化に努めます。

- 各種団体による資源ごみの集団回収に対する補助により、資源回収の促進を図ります。
- 製品プラスチック*の分別収集を行うとともに、分別区分について周知を行います。
- 下水汚泥の堆肥化を行うとともに、その他の活用方法について検討を行います。

4) 環境に配慮した製品の購入の推進及び製造の促進

- 庁内において、グリーン購入*を推進するとともに、グリーン購入の実施状況について調査・フォローアップを行うことにより、取組の継続を図ります。
- グリーン購入や循環型社会の形成に資する製品として県が認定する「岡山県エコ製品」に関する情報発信を行い、環境にやさしい製品の普及啓発を図ります。
- 事業者を対象として、サーキュラーエコノミーへの移行に向けた取組に関するセミナーの開催や情報提供に努めます。
- リサイクル可能な材料・原料の使用促進や過剰包装の抑制等といった環境に配慮した製品の製造・提供について、事業者に向けて普及啓発を図ります。
- グリーン購入の基本方針に基づき、環境ラベルのついた商品を優先して購入することにより、環境負荷の低減や環境保全活動に積極的に取り組んでいる事業者の受注機会の拡大を図ります。

市民・事業者の取組例

3R*に積極的に取り組みましょう。



適切な量を購入したり、調理方法を工夫したりするなど、食品ロス*の削減に努めましょう。



家庭や事業所において、使い捨てプラスチック製品の利用を控えましょう。



日用品や事務用品の購入、製品の製造過程において、環境に配慮した製品や素材の選択に努めましょう。



(2) 廃棄物の適正処理の推進

市の取組

1) 一般廃棄物の適正処理の推進

- 市民・事業者に対するごみの分別ルールの周知啓発により、処理困難物の混入防止に努めます。
- 事業者に対して、事業系ごみの適正な排出に向けた指導・監督に努めるとともに、一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可業者に対して、施設への搬入、施設周辺の環境保全への配慮について協力を依頼します。





2) 不法投棄、ごみのポイ捨て対策の推進

- 県や関係機関と連携を図りながら、不法投棄の防止に努めます。
- ポスターや看板の設置等によりごみのポイ捨てや不法投棄の防止を呼びかけます。
- 不法投棄巡視員や地域環境美化推進員と連携した不法投棄監視パトロールの実施により、不法投棄の防止及び早期発見に努めます。
- 美しい恵み、豊かな瀬戸内海を未来へ引き継ぐために行政、地域の企業や団体が連携し、河川や用水路等から海へ流入する生活ごみ等を削減するための活動を行います。

3) 災害廃棄物の適正処理の推進

- 災害発生時には、「井原市地域防災計画」や「井原市災害廃棄物処理計画」に基づき、国や県、民間事業者と連携したごみの処理体制を構築します。
- 災害発生時に業務の中心を担う職員に対しては、災害廃棄物に関する必要な技術的事項について、講習会や研修会の受講、各種マニュアルの周知等の教育を受ける機会を確保します。

市民・事業者の取組例

| | |
|---|---|
| <p>ごみ処理施設の安全な運転のため、ごみは適切に分別しましょう。</p>  | <p>ごみのポイ捨てや不法投棄は絶対にやめましょう。</p>  |
| <p>不法投棄された廃棄物の早期発見に努めましょう。</p>  | <p>産業廃棄物は責任を持って処分しましょう。</p>  |

成果指標

| 指標 | 現状値 | 目標値 | |
|----------------------------|---------|---------|---------|
| | 2024 年度 | 2030 年度 | 2035 年度 |
| ごみ排出量 | 10,466t | 9,276t | 8,377t |
| リサイクル率 | 13.8% | 15.8% | 18.3% |
| おいくら査定依頼品数 | 56 品 | 88 品 | 138 品 |
| ジモティー出品数（市内での引取が設定されているもの） | 1,790 品 | 1,879 品 | 1,972 品 |

基本目標3
【安全・安心】**良好な生活環境・快適環境を維持する
まちづくり****(1) 生活環境の保全****市の取組****1) 大気環境の保全**

- 県により行われる光化学オキシダント (Ox) *や微小粒子状物質 (PM2.5) *等の観測の結果を基に、基準値を超えた場合は、「井原市メール配信サービス」や緊急告知端末器「お知らせくん」により、屋外での活動を控える、屋内では窓を閉めるなどの注意喚起を行います。
- 県と連携し、必要に応じて工場・事業場に対し大気汚染防止対策について指導を行います。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されている野焼きについては、広報誌での情報発信やチラシの配布等により法の遵守について指導を強化します。

2) 水環境の保全

- 小田川及び高屋川をはじめとする河川の水質調査を毎年度継続して実施し、良好な水質の維持に努めます。
- 県により行われる河川及び地下水（井戸水）調査の結果を基に、実態を把握するとともに、県と連携し、必要に応じて工場・事業場に対し地下水汚染の要因の一つとなる土壌汚染の対策について指導を行い、良好な地下水質の維持に努めます。
- 公共下水道に接続している家庭からの生活排水を処理している終末処理場（井原浄化センター）において、放流水の水質調査を実施するとともに、適正な維持管理に努めます。
- 公共下水道の整備が済んでいる区域については、早期に接続するよう、市民・事業者に対する啓発を図ります。
- 合併処理浄化槽の適正な維持管理について指導を行うとともに、合併処理浄化槽の設置に対する補助により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 生ごみが排水口に流れないように水切りネットを使用したり、廃食油をそのまま流さないようにしたりするなど、家庭でできる生活排水対策の普及啓発を図ります。
- 「いばら de ecoる課!!」による水環境に関する環境学習を実施することにより、保全意識の高揚を図ります。

- 市内における水道水の安全性を確認するため、有機フッ素化合物（PFAS*）の一種である PFOS* 及び PFOA* の水質検査を実施し、安全性の確保に努めます。
- 上水道について、人工衛星や AI を活用した漏水調査を実施するとともに、計画的な老朽配水管の布設替えにより、有収率の向上に努めます。
- 河川や水源のかん養機能を有する森林の適切な維持管理により、健全な水循環の保全に努めます。

3) 騒音・振動・悪臭の防止

- 毎年度実施している一般環境騒音調査及び主要な道路沿道における自動車騒音調査を継続して実施し、特に交通量が多い道路については、必要に応じて振動調査を併せて実施します。
- 国や県と連携し、必要に応じて沿道環境の改善を図ることにより、自動車騒音の防止に努めます。
- 工事や事業場から発生する騒音・振動については、必要に応じて騒音・振動の調査を行うとともに、公害防止に向けた指導を行います。
- 建設工事の際、事前の地元説明会の実施や、低騒音・低振動型の建設機械の導入、作業時間への配慮を徹底するよう指導を行います。
- 家庭の生活騒音に関する地域社会のルール作りや自治会での回覧等により、周辺環境への配慮について意識啓発を図ります。
- 必要に応じて特定悪臭物質の濃度測定を行うとともに、県と連携し、悪臭防止対策について指導を行います。

4) 有害化学物質対策

- 県により行われるダイオキシン類*の調査の結果を基に、実態の把握に努めます。
- 県と連携し、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく焼却炉等の特定施設における適正な維持管理の徹底を指導します。

市民・事業者の取組例

光化学オキシダント (Ox) *や微小粒子状物質 (PM2.5) *等が基準値を超えた場合の対策について、注意喚起に従いましょう。



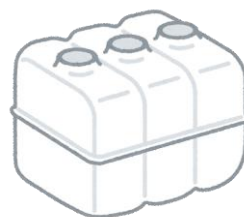
環境汚染防止に関する法令を遵守しましょう。



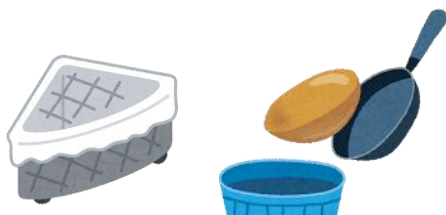
野焼きはしないようにしましょう。



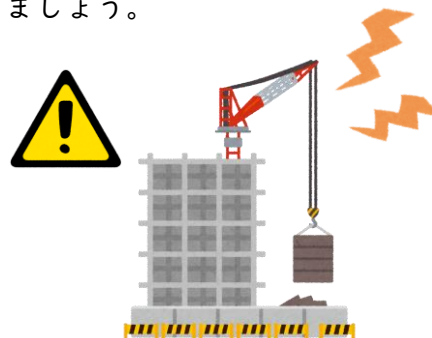
補助金を活用し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努めましょう。



生ごみが排水口に流れないように水切りネットを使用し、廃食油はそのまま流さないようにしましょう。



工事の際は、作業音や作業時間に配慮しましょう。



(2) 快適環境の保全

市の取組

1) 良好な景観の保全

- 道路や公園、河川等の美化を図るため、「アダプト制度」や「井原市快適生活環境づくり制度」等を活用し、市民・事業者・行政等が一体となった環境美化活動を推進します。
- 市街地の美観を維持するため、屋外広告物やチラシの撤去について指導を行います。
- 本市の緑豊かな自然景観を維持するため、自然景観の構成要素である山林、水田、星空等を保全します。
- 道路、河川、建築物等において公共事業を実施する際は、周辺の環境や地域の特性に配慮したデザイン・色等による施工に努めます。

アダプト制度

アダプトとは、英語で「養子にする」という意味を持ちます。具体的には、道路や公園、河川等を人間に例えて、地域住民の手でわが子同様に「まもり」「いつくしむ」という理念に基づいて行う環境美化活動のことを指します。

本市では、「道路アダプト制度」への参加団体を募集しています。

あなたも市道と養子縁組を結び、環境美化活動に取り組んでみませんか。

道路アダプト制度による環境美化活動の様子



2) 公園・緑地の整備

- 人口・生活圏等の地域バランスを考慮しながら、子どもの遊び場、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場、景観形成の場、防災空間として公園の整備と維持管理を推進します。
- 地元自治会や子ども会等による公園の維持管理を推進するとともに、看板の設置等により利用者のモラルの向上に向けた意識啓発を図ります。
- 緑の募金を活用した公園等への苗木の配布等により、市街地周辺における緑化を推進します。

3) 歴史・文化遺産の保存

- 歴史・文化遺産を保存するとともに、観光部局と連携し、観光資源としての活用を推進します。
- 新たな文化財ガイドマップ・紹介冊子の作成や指定文化財及び偉人データベースのウェブ公開システムである「いばら歴史館」による情報発信により、本市の指定文化財の普及啓発を図ることで、市民の文化財の保存意識の高揚を図ります。
- 文化財センター講座において、歴史・文化遺産を活用した市民交流や文化財めぐり、体験講座等のイベントの開催を推進することにより、歴史・文化遺産の保存意識の高揚を図ります。

4) 空き家・空き地の適正管理

- 近隣住民や自治会等から適正な管理が行われていない空き家や空き地に関する相談があった場合は、所有者を調査し、状況の早期改善を要請します。
- 空き家対策として、老朽危険空き家等の除却に対する補助を行うとともに、空き家バンク*への登録を促進し、空き家の利活用に努めます。
- 空き家や空き地に関する制度について情報提供を希望する所有者等に対し、制度の説明や、空き家相談・法律相談等について情報発信を行います。

市民・事業者の取組例

道路や公園、河川等の環境美化活動に取り組みましょう。



住宅や事業所の新築・改築の際は、できるだけ周辺の環境や地域の特性に配慮したデザイン・色にしましょう。



成果指標

| 指標 | 現状値 | 目標値 | |
|------------------|---------|---------|---------|
| | 2024 年度 | 2030 年度 | 2035 年度 |
| 水質環境基準*を達成する割合 | 97.2% | 100.0% | 100.0% |
| 汚水処理人口普及率 | 80.0% | 88.3% | 90.9% |
| 公共下水道の水洗化率 | 82.0% | 91.3% | 93.8% |
| 合併処理浄化槽の水洗化率 | 55.4% | 63.3% | 69.7% |
| 道路・河川アダプト制度登録団体数 | 113 団体 | 138 団体 | 163 団体 |

基本目標 4 【自然共生】

豊かな自然と多様な生物を未来へつなげる まちづくり

(1) 自然環境の保全

市の取組

1) 森林の保全

- 森林環境譲与税*を利用し、間伐等の計画的な森林整備を推進することにより、生物多様性*の保全や二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源のかん養等といった森林が持つ多面的機能の保全に努めます。
- 林業における就業相談会の開催や就業体験、技能・技術の習得を目的とした研修の実施等により、林業従事者の増加・育成に努めます。

2) 農地の保全

- 関係団体と連携し、有害鳥獣被害の防止に向けた見回り活動や駆除活動を行います。
- 防護柵の設置に対する補助を行うとともに、設置方法に関する説明や指導を行うことにより、有害鳥獣被害の防止を図ります。
- 農地パトロールを実施することにより、状況を把握するとともに、農地の無断転用や耕作放棄地の増加の防止に努めます。
- 耕作放棄地の活用先として、貸し農園や市民農園、鳥獣被害の少ない農作物の栽培等としての活用を検討します。
- 農業協同組合や県と連携し、受け入れ体制の整備及び研修等を実施することにより、農業後継者、新規就農者等の育成・支援を推進します。
- 学校給食における地元食材の利用や、直売所である「星の郷青空市」等の利用の促進により、地産地消を促進するとともに、地域農業の振興を図ります。
- 関係団体と連携し、化学肥料及び農薬の使用の低減による環境保全型農業の普及啓発に努めます。

3) 星空の保全

- 夜空の明るさの測定を実施し、ホームページにおいて測定結果を公開するとともに、「美しい星空を守る井原市光害防止条例」や星空保護区に関するパンフレットを配布することにより、光害防止対策の普及啓発を図ります。
- 光害に配慮した屋外照明の美星天文台での展示や、光害防止対策型 LED 防犯灯の設置に対する補助により、光害防止対策の促進を図ります。

- 美星天文台における星空観察会等のイベントの開催や、本市の星空の魅力について情報発信を行うことにより、星空の保全意識の高揚を図ります。
- 事業者に対し、社員の環境教育の一環として、社員研修に星空観察会を取り入れることを呼びかけます。

井原市美星町の星空

井原市美星町の星空は、令和4（2022）年、国際ダークスカイ協会（現：ダークスカイ・インターナショナル）から、星空版の世界遺産と称される「星空保護区・コミュニティ部門」に認定されています。

本市の誇れる星空を守っていくためには、夜間における照明がもたらす悪影響である光害を防止する必要があります。

本市や美星町観光協会のホームページでは、星空保護区や光害防止対策に関する情報を紹介しています。本市の星空にまつわる歴史や保全に向けた取組について学んでみましょう。

〈井原市ホームページ〉

<https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/23/1940.html>



〈美星町観光協会ホームページ〉

<https://www.biseikankou.jp/dark-sky-places/dark-sky-places.html>



井原市美星町の星空



4) 人と自然とのふれあいの充実

- 自然観察会や自然体験活動等の実施により、自然環境の保全意識の高揚を図ります。
- 天神峡周辺地域や経ヶ丸周辺地域の環境整備を行うことにより、自然探勝の機会の維持及び魅力の向上に努めます。
- 井原堤等の河川空間を整備し、市民の憩いの場やレクリエーションの場、生物とのふれあいの場としての活用を図ります。
- 井原市森林組合と連携し、「おかやま共生の森」において除間伐等の林業体験を行う「保育のつどい」を実施します。
- 美星天文台での星空観察会や星空農園での農業体験など、身近に自然とふれあうことができる体験や場所について情報発信を行います。

市民・事業者の取組例

自然環境に配慮した営農活動に取り組みましょう。



地元で採れた野菜や畜産物を積極的に購入しましょう。



屋外照明は光の向きや色、強さ等に配慮しましょう。



星空や森林とのふれあい等を通じて、自然環境の保全意識を高めましょう。



(2) 生物多様性*の保全

市の取組

1) 野生動植物の保護

- 本市に生息・生育する希少な動植物の把握に努めるとともに、関係団体と連携し、保護活動を推進します。
- 本市に生息・生育する希少な動植物について周知啓発を行い、市民の理解を深めることにより、保護活動に対する意識の高揚を図ります。

2) 外来生物対策の推進

- 本市に生息・生育する特定外来生物の把握及び情報発信に努めるとともに、近隣自治体で確認されている特定外来生物についても周知啓発を行うことにより、早期発見に努めます。
- 関係団体と連携し、特定外来生物の防除に努めるとともに、特定外来生物による影響や防除方法について周知啓発を行います。

市民・事業者の取組例

本市に生息・生育する動植物について知り、保護に努めましょう。



外来生物を他の地域から持ち込まないようにしましょう。



成果指標

| 指標 | 現状値 | 目標値 | |
|--------------|---------|-------------|-------------|
| | 2024 年度 | 2030 年度 | 2035 年度 |
| 美星地区の夜空の明るさ* | 20.7 等級 | 20.6±0.1 等級 | 20.6±0.1 等級 |

※：夜空の明るさの目安

- ・ 21 等級以上：天の川の複雑な構造が確認でき、星団等の観測ができる。
- ・ 20 等級以上～21 等級未満：山や海等の暗さ。天の川をよく見ることができる。
- ・ 19 等級以上～20 等級未満：郊外の暗さ。天の川が見え始める。

基本目標5
【環境学習・
環境保全活動】

みんなで学び、環境保全に取り組むまちづくり

(1) 協働による環境学習・環境保全活動の推進

市の取組

1) 環境学習の推進

- 「いばら de eco する課!!」と連携し、小学校を対象としたごみ処理や水環境に関する環境学習を実施することにより、環境保全意識の高揚を図ります。
- 市民や学校等を対象として、ごみ処理施設や下水処理施設において施設見学の受け入れを行います。
- 各学校に対し、「こどもエコクラブ」への加入を呼びかけるとともに、水辺の学校や農業体験、森林学習といった体験学習を継続して実施します。
- 高梁川流域連携中枢都市圏と連携し、市民を対象とした環境学習を実施することにより、地球温暖化問題に関する意識の高揚を図ります。

「いばら de eco する課!!」による環境学習の様子



2) 環境保全活動の推進

- 環境フェア等のイベントの開催情報について、参加者となる市民へ周知するとともに、関係団体や事業者と地域ぐるみで連携することにより、参加の契機となるよう、イベント内容の充実を図ります。
- 環境に関するイベントや、環境保全活動の開催・実施状況について広報誌やホームページ等において積極的に情報発信を行うことにより、参加の契機となるよう、普及啓発を図ります。

3) 環境保全を担う人材の育成

- 講習会等の実施により環境保全に関する知識の向上を図るとともに、環境保全を担う人材の育成に努めます。
- 「井原市環境マイスター養成講座」の修了者を対象として、知識の向上及び交流を含めた講演会を開催します。

市民・事業者の取組例

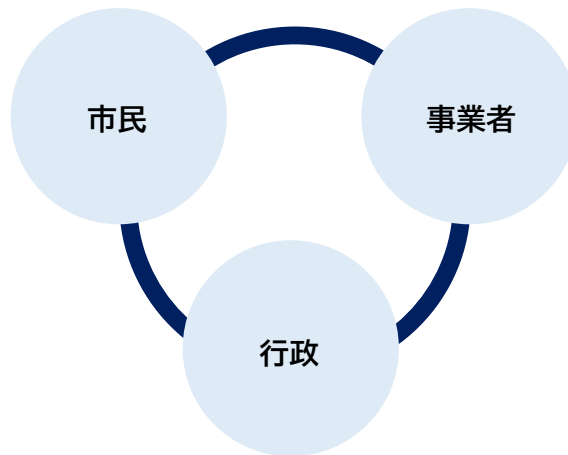
| | |
|---|--|
| <p>環境学習や環境保全活動の実施状況について、積極的に情報収集しましょう。</p>  | <p>施設見学や体験学習により、環境保全に関する知識を深めましょう。</p>  |
| <p>環境フェア等の環境イベントに参加しましょう。</p>  | <p>社員研修において、環境保全に関する教育に努めましょう。</p>  |

成果指標

| 指標 | 現状値 | 目標値 | |
|-----------|---------|---------|---------|
| | 2024 年度 | 2030 年度 | 2035 年度 |
| 環境学習の実施回数 | 11 回 | 14 回 | 17 回 |

1 計画の推進主体

「井原市環境基本条例」では、市民・事業者・行政における環境保全に関する責務を定めています。本市の環境を持続的に保全していくためには、一人ひとりの取組が欠かせないことから、行政が率先して取組を推進していくことはもちろんのこと、市民・事業者においても本市の環境を保全していく主体としての認識を持ち、取組を推進していく必要があります。



■「井原市環境基本条例」における各主体の責務

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、計画的に実施しなければならない。

(市民の責務)

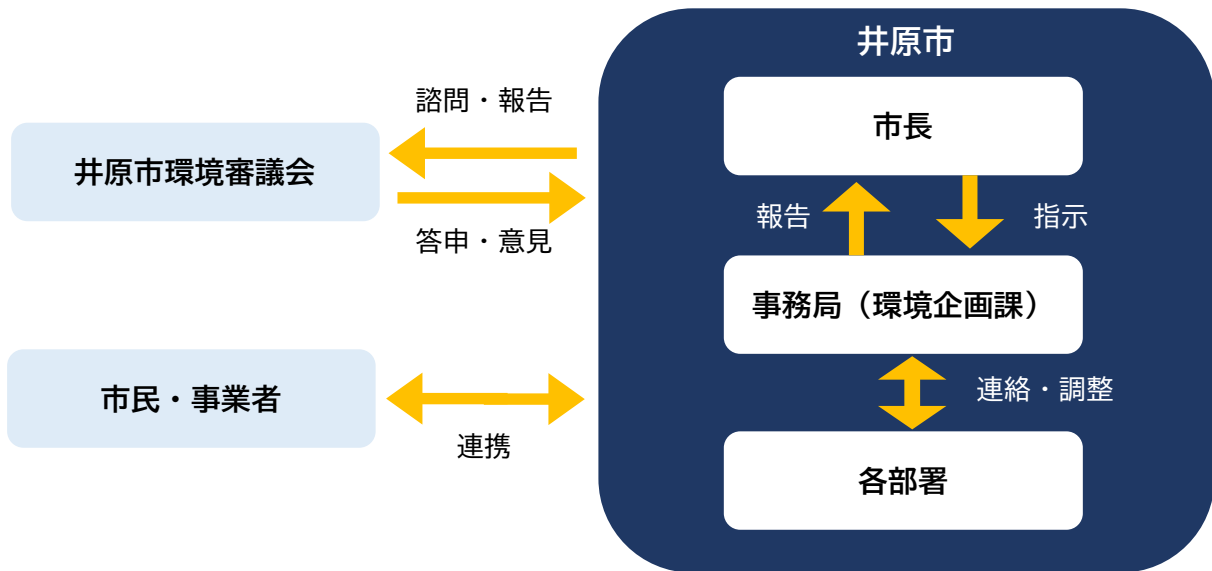
第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出抑制等による環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため必要な措置を講じなければならない。

2 計画の推進体制

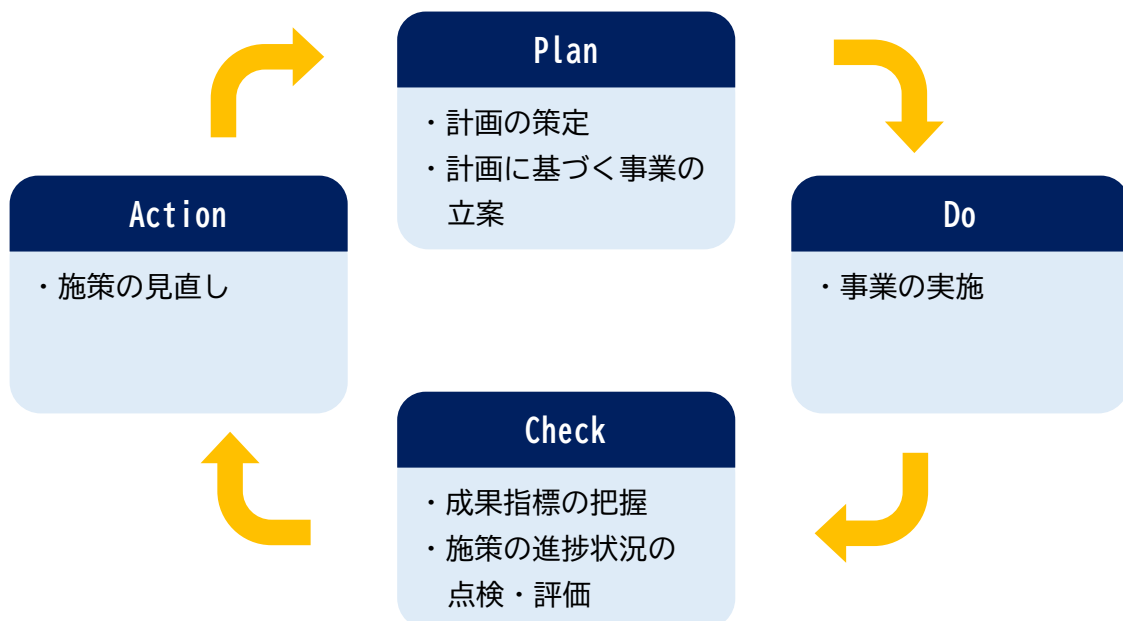
本計画の推進に当たっては、市民・事業者・行政の各主体が当事者意識を持ち、協働による環境保全に取り組んでいくことが重要となります。そのため、「井原市環境審議会」の開催や市民・事業者との連携により、各主体が協働し、計画を推進していきます。



3 計画の進行管理

本計画の進行管理は、「計画 (Plan)」⇒「実行 (Do)」⇒「点検・評価 (Check)」⇒「見直し (Action)」の4段階を繰り返すPDCAサイクルにより行います。

施策の進捗状況を定期的に把握し、「井原市環境審議会」において点検・評価を行い、その結果を踏まえて適宜見直しを行います。



資料1 計画の策定経過

| 年月日 | 内容 |
|--------------------------------------|--|
| 令和7(2025)年7月7日 | 第1回第3次井原市環境基本計画策定検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第3次井原市環境基本計画の策定方針について ・第3次井原市環境基本計画の概要について ・計画策定スケジュールについて ・アンケート調査について |
| 令和7(2025)年7月25日 | 第1回井原市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第3次井原市環境基本計画の諮問について ・井原市の環境概要及び環境施策について ・第3次井原市環境基本計画について ・第3次井原市環境基本計画策定スケジュールについて ・アンケート調査について |
| 令和7(2025)年8月7日 ～8月22日 | アンケート調査(市民・事業者) <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の18歳以上の男女1,000人及び市内の101事業者に対し、郵送による配布・回収またはウェブでの回答によるアンケート調査を実施 |
| 令和7(2025)年8月29日 ～9月12日 | アンケート調査(中学生) <ul style="list-style-type: none"> ・市内の中学2年生275人に対し、ウェブでの回答によるアンケート調査を実施 |
| 令和7(2025)年10月31日 | 第2回第3次井原市環境基本計画策定検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果について ・第3次井原市環境基本計画(案)について ・今後のスケジュールについて |
| 令和7(2025)年11月5日 | 第2回井原市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果について ・第3次井原市環境基本計画(案)について ・今後のスケジュールについて |
| 令和7(2025)年12月15日 ～令和8(2026)年1月14日 | 第3次井原市環境基本計画(素案)のパブリック・コメント実施(意見なし) |
| 令和8(2026)年2月19日 | 井原市環境審議会からの答申 |

資料2 井原市環境基本条例

平成17年3月22日

条例第15号

前文

私たちのまち井原市は、美しい星空のもと小田川の清流と緑の山々に囲まれた自然環境に恵まれ、県西南部の中核都市として発展してきた。

しかしながら、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、さまざまな形で環境に大きな負荷をかけ、地球環境にまで影響を及ぼしてきている。

もとより、私たちは健全で良好な環境を享受する権利を有するとともに、次の世代へこれを引き継ぎ発展させていく責務を有している。

私たちは、このような認識のもと、市、市民及び事業者の協働により、人と自然が共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本指針及び環境基本計画に基づき総合的な施策を推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉の向上に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に資するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の状態が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)、悪臭等によって、人の健康又は生活環境に対する被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を確保するために欠くことのできないものであるという認識のもと、その良好な環境を次世代に引き継いでいくことを目指して行われなければならない。

- 2 環境の保全は、環境への負荷が少なく、人と自然との共生に鑑み、持続的に発展することができる社会の実現を目指して、すべての者の参加により行われなければならない。
- 3 地球環境の保全が人類共通の課題であることから、市、市民及び事業者がそれぞれの活動において環境の保全を積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、計画的に実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出抑制等による環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本指針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、その実施にあたっては、次に掲げる基本指針に基づき、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素を良好な状態に保持する。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を総合的に保全することにより、人と自然との豊かなふれあいを確保する。
- (3) 廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築する。
- (4) 歴史的・文化的遺産の保全に配慮し、地域の個性を生かした快適な環境づくりを推進する。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、井原市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画の策定にあたっては、市民及び事業者の参画又は協力が得られるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画の策定にあたっては、あらかじめ次条に規定する井原市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(井原市環境審議会の設置)

第9条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、井原市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 井原市公害防止条例(昭和50年井原市条例第8号)に定める規制基準等の設定、変更又は廃止に関すること。

(3) 井原市公害防止条例に定める特定施設の指定に関すること。

(4) その他環境保全に関する基本的事項に関すること。

(年次報告書)

第10条 市長は、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、審議会へ報告するとともに、これを公表するものとする。

(環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策に係る計画を策定し、実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に対し、必要な規制措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する公共的施設の整備)

第13条 市は、環境の保全に関する公共的施設の整備を推進するものとする。

(環境資源の活用等)

第14条 市は、潤いと安らぎを与える河川、ため池等の水辺及び緑等の自然的資源並びに先人から引き継いだ歴史的資源等の環境資源を確保し、活用するものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう努めなければならない。

(情報の提供)

第16条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全に関する活動を促進するため、環境の状況その他環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(環境教育及び啓発活動の推進)

第17条 市は、市民及び事業者が環境の保全について理解と関心を深めるため、環境に配慮した活動の支援に努めるとともに、環境教育及び啓発活動の推進を図らなければならない。

(自主的活動の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境の保全に関する活動が促進されるよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組みを必要とする施策の実施にあたっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(関係条例の改正)

2 井原市公害防止条例(昭和 50 年井原市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に井原市公害防止条例による井原市環境審議会の会長及び委員の職にある者は、この条例の施行の日において、それぞれこの条例による井原市環境審議会の会長及び委員とみなす。

資料3 井原市環境美化条例

平成11年12月17日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、まちの美化について、市、市民等、事業者、所有者等及び飼い主の責務を明らかにするとともに、粗大ごみ等の不法投棄並びにポイ捨てによる空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに飼い犬のふん害を防止することにより、地域の環境美化を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 粗大ごみ等 不用となった家電製品、家具その他の生活不用品及び自動車、オートバイ、自転車その他これらに類する物をいう。
- (2) 空き缶等 空き缶、空きびんその他の飲料を収納し、又は収納していた容器をいう。
- (3) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他これらに類する物で、容易に投棄され、かつ、その散乱した状態がまちの美化を妨げるおそれのある物をいう。
- (4) ポイ捨て 空き缶等及び吸い殻等のみだりに捨てることをいう。
- (5) 飼い犬 飼養管理されている犬をいう。
- (6) ふん害 飼い犬のふんにより公共の場所及び他人が所有している場所を汚すことをいう。
- (7) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (8) 事業者 消費されることによって粗大ごみ等、空き缶等又は吸い殻等になる物を製造し、又は販売する者をいう。
- (9) 所有者等 土地及び建物の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (10) 飼い主 飼い犬の所有者又は管理者をいう。
- (11) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、粗大ごみ等の不法投棄並びにポイ捨てによる空き缶等及び吸い殻等の散乱並びにふん害(以下「粗大ごみ等の不法投棄等」という。)の防止に関する施策の推進に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、粗大ごみ等を法令の定めるところに従い適正に処理するとともに、空き缶等及び吸い殻等をポイ捨てにより散乱させないため、家庭のほかで自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器等に収納するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、粗大ごみ等の不法投棄並びにポイ捨てによる空き缶等及び吸い殻等による散乱防止のために消費者に対する啓発に努めなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する場所に粗大ごみ等の不法投棄等による散乱を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、ふん害を防止し、市民の良好な生活環境が損なわれないよう努めなければならない。

(禁止行為)

第8条 市民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所において次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 粗大ごみ等の不法投棄

(2) 空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨てること。

(回収容器の設置義務)

第9条 自動販売機により飲料を販売する者は、規則で定めるところによりその販売する場所に回収容器を設け、これを適正に管理しなければならない。

(飼い主の遵守義務)

第10条 飼い主は、飼い犬のふんを処理するための用具を携行するなどし、飼い犬が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所においてふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

(指導及び助言)

第11条 市長は、市民等、事業者及び飼い主に対し、投棄された粗大ごみ等、空き缶等、吸い殻等又は放置された飼い犬のふんの処理その他必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告及び命令)

第12条 市長は、第8条、第9条又は第10条の規定に違反した者に対し、投棄された粗大ごみ等、空き缶等、吸い殻等又は放置された飼い犬のふんの処理その他必要な処置を講ずるよう書面により勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に従うべきことを書面により命令することができる。

(立入調査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に必要な場所に立ち入らせ、投棄された粗大ごみ等、空き缶等、吸い殻等又は放置された飼い犬のふんの処理その他必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第8条第2号又は第9条の規定に違反し、第12条第2項の規定による命令に従わない者は、50,000円以下の罰金に処する。

- 2 第10条の規定に違反し、第12条第2項の規定による命令に従わない者は、30,000円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

資料4 井原市環境審議会委員等名簿

(1) 井原市環境審議会委員

| 氏名 | 所属・役職名 | 備考 |
|--------|-------------------------------------|------|
| 小田 健司 | 井原市医師会 会長 | 会長 |
| 乗藤 昭範 | 井原商工会議所 会頭 | 職務代理 |
| 佐能 直樹 | 木之子地区振興協議会 会長 | |
| 森永 忠義 | 井原市農業委員会 会長 | |
| 土井 義宏 | 井原市環境衛生協議会 会長 井原市廃棄物減量等推進審議会 会長 | |
| 河辺 尚佳 | 備中県民局地域政策部環境課 課長 | |
| 杉田 龍弥 | 井原警察署 署長 | |
| 武智 勝士 | 備中繊維技術研究会環境保全委員会 委員長 | |
| 三宅 彦和 | 備中西商工会 監事 | |
| 齋藤 かおる | 井原市消費生活問題研究協議会 | |
| 垣内 信伍 | いばら de eco る課！！ 役員 | |
| 大橋 唯太 | 岡山理科大学 生物地球学部 生物地球学科 教授 | |
| 難波 和宏 | 井原金融協議会 幹事 | |
| 内田 正美 | 環境省 エコアクション21 地域事務局 (岡山県環境保全事業団) | |

(2) オブザーバー

| 氏名 | 所属・役職名 |
|--------|---|
| 友井 彰一 | 環境省 中国四国地方環境事務所 地域脱炭素創生室 脱炭素地域づくり専門官 |
| 小椋 加奈子 | 環境省 中国四国地方環境事務所 地域脱炭素創生室 脱炭素地域づくり専門官 |

資料5 第3次井原市環境基本計画策定検討会議設置要綱

井原市告示第175号

令和7年6月4日

(目的及び設置)

第1条 井原市環境基本条例(平成17年井原市条例第15号)第8条に基づく環境基本計画及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)の規定に基づく地球温暖化対策実行計画を第3次井原市環境基本計画(以下「計画」という。)として一体的に策定するに当たり、必要な事項を検討するため、第3次井原市環境基本計画策定検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る重要事項の調査及び審議に関すること。
- (2) 計画の策定に関し、関係部署間の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長を、副委員長は、市民生活部長をもって充てる。

3 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、検討会議の会務を総理し、検討会議を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員は、委員長の命を受け、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 検討会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で出席させることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、市民生活部環境企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し、必要な事項は、検討会議において別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、計画の策定が完了したときに、その効力を失う。

別表(第3条関係)

| |
|---|
| 総合政策部長、総務部長、健康福祉部長、建設経済部長、水道部長、消防長、教育次長 |
|---|

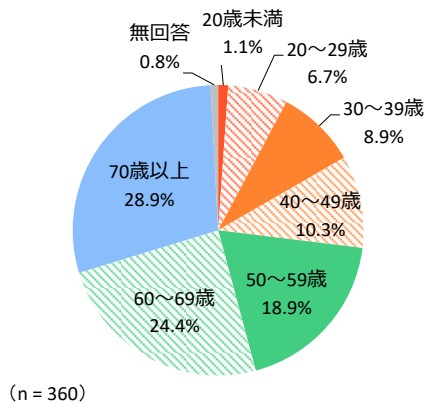
資料6 環境に関するアンケート調査結果

(1) 市民アンケート調査結果

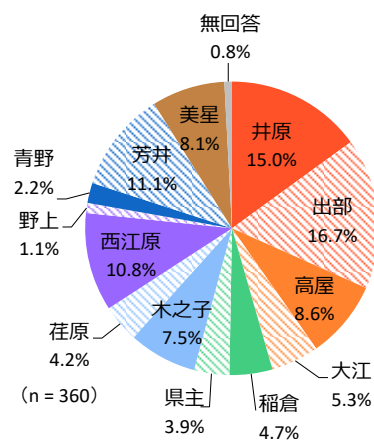
1) 回答者自身について

問1 あなた自身のことについてお聞きします。各項目から、あてはまるものをそれぞれ1つずつ選んで番号に○印をつけてください。

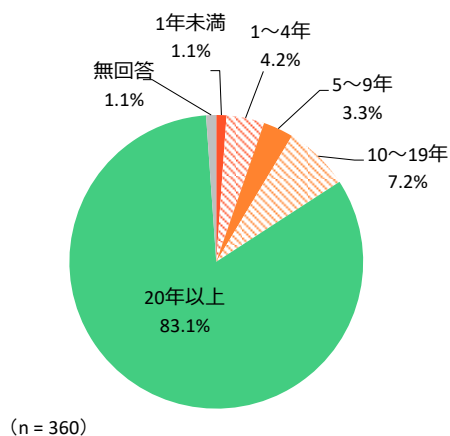
・年齢



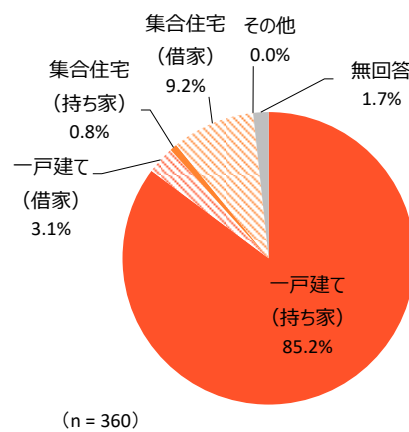
・居住地区



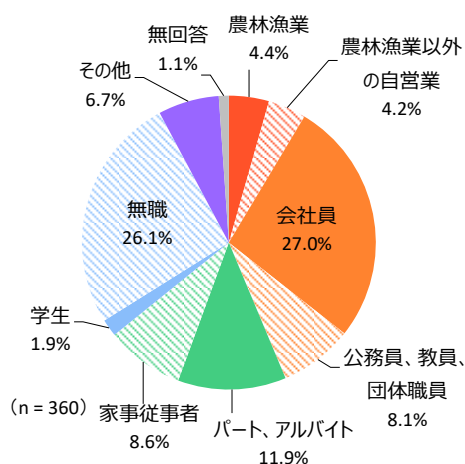
・市内での居住年数



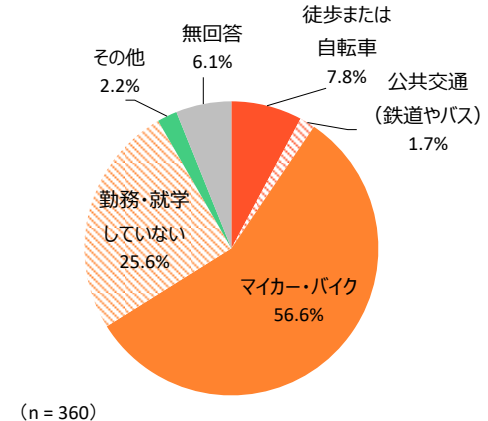
・居住形態



・職業



・通勤・通学の主な交通手段

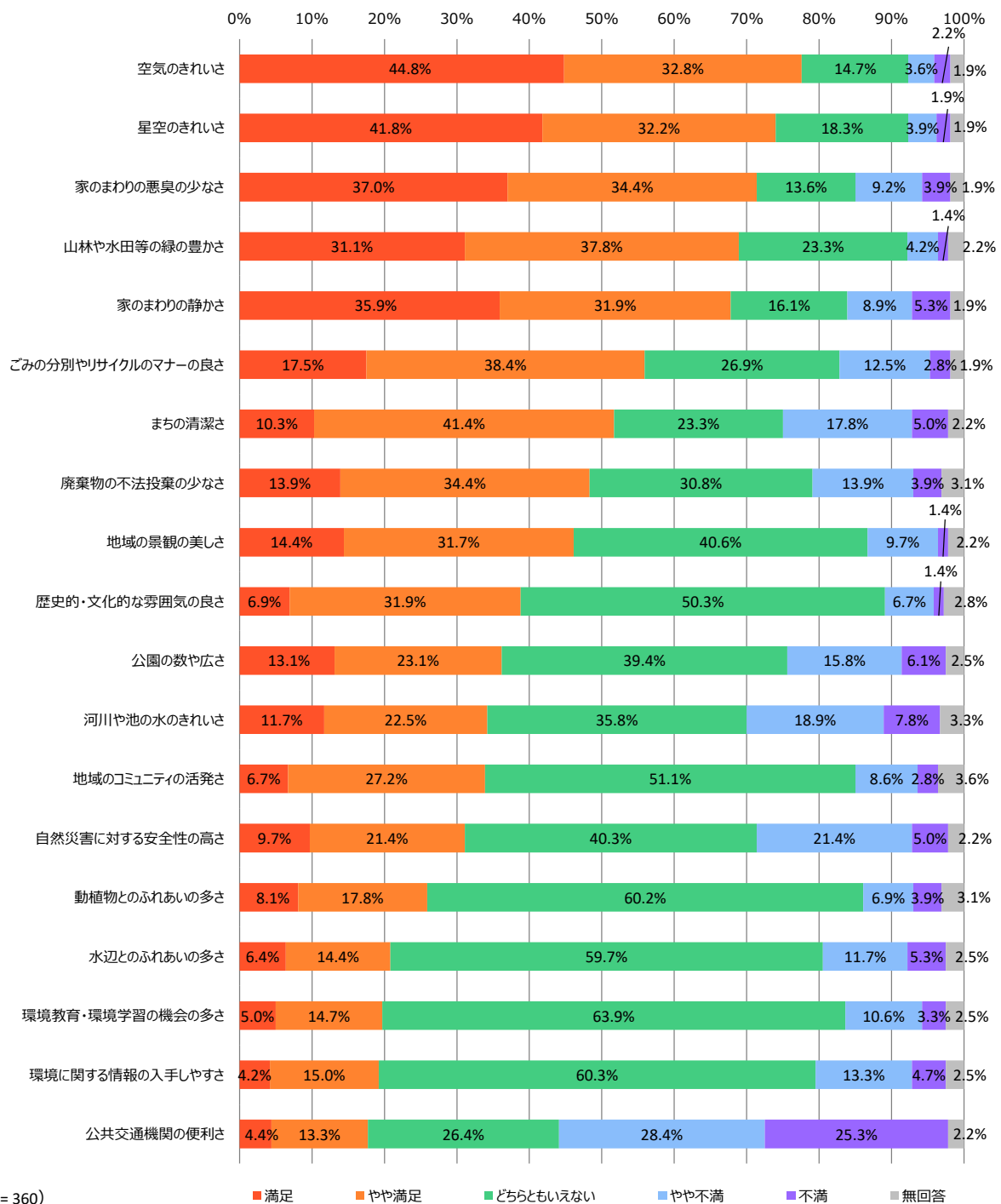


2) 環境に関する満足度・重要度について

問2 現在、あなたが住んでいる地域の環境に関する下記の項目について、どの程度満足していますか。また、将来の井原市全体の環境にとって、どの程度重要だと思いますか。

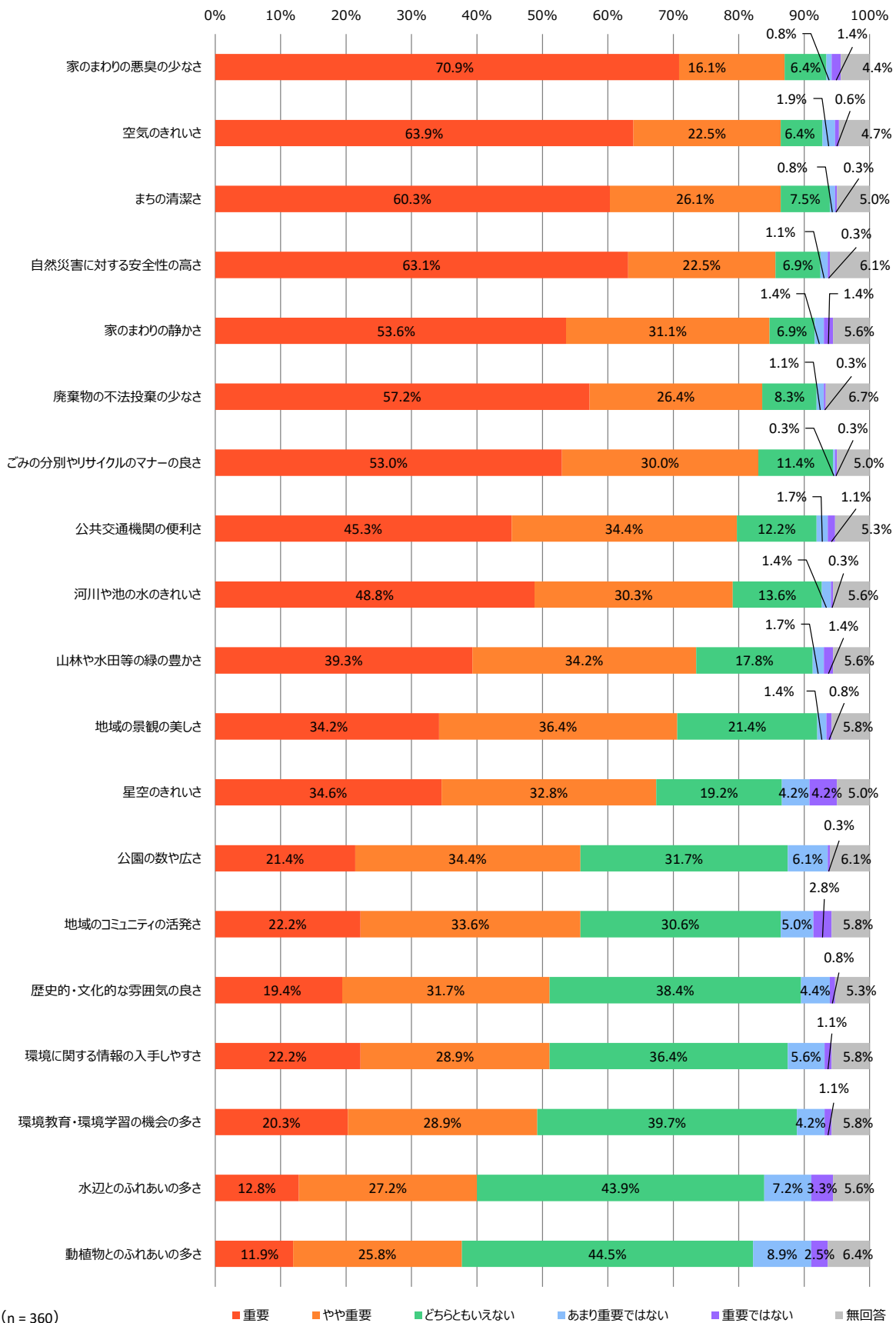
各項目から、あてはまるものを「満足度」、「重要度」でそれぞれ1つずつ選んで番号に○印をつけてください。（「満足度」、「重要度」の両方で当てはまるものにそれぞれ1つだけ○）

・満足度



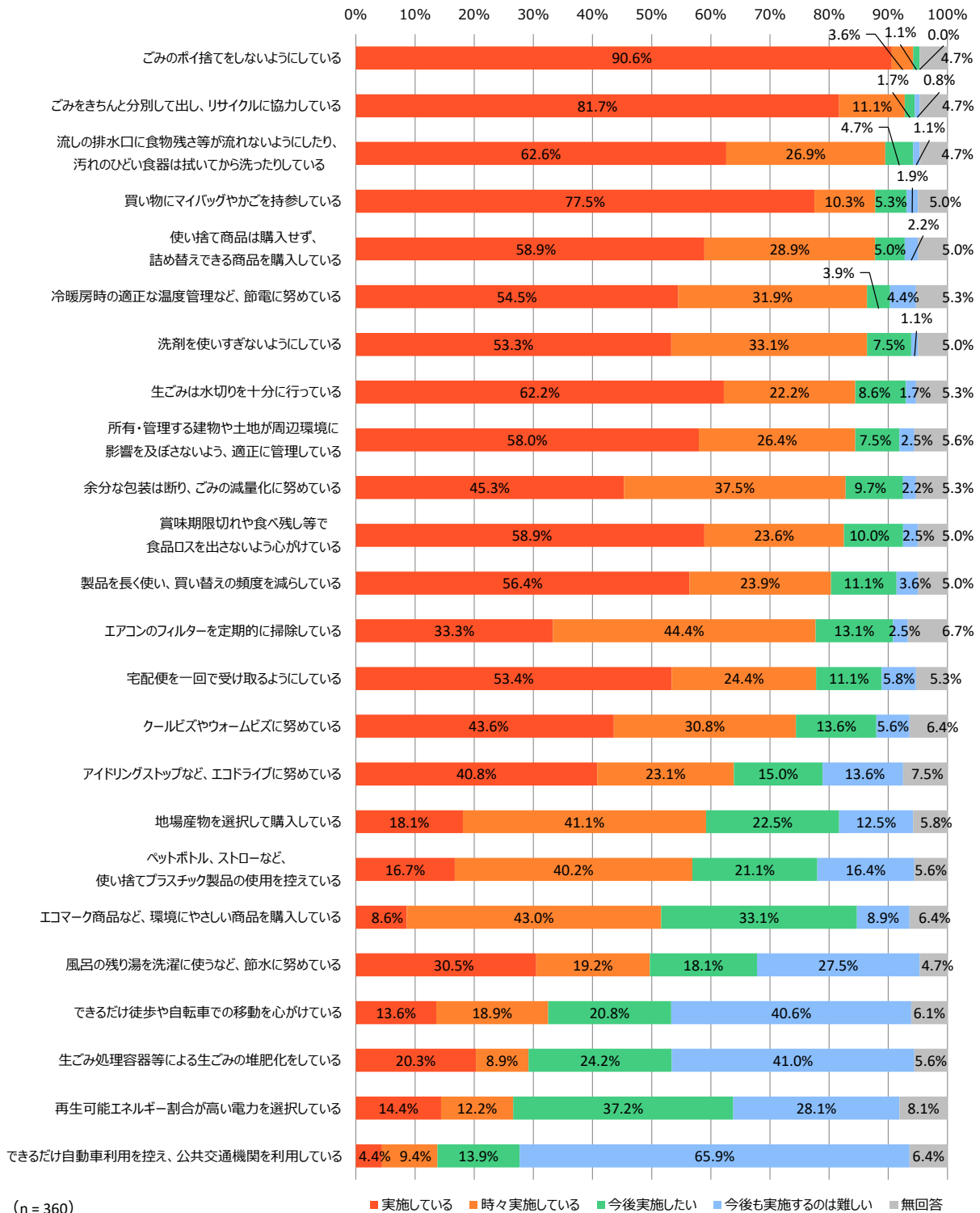
(n = 360)

・重要度



3) 環境に関する取組の実施状況について

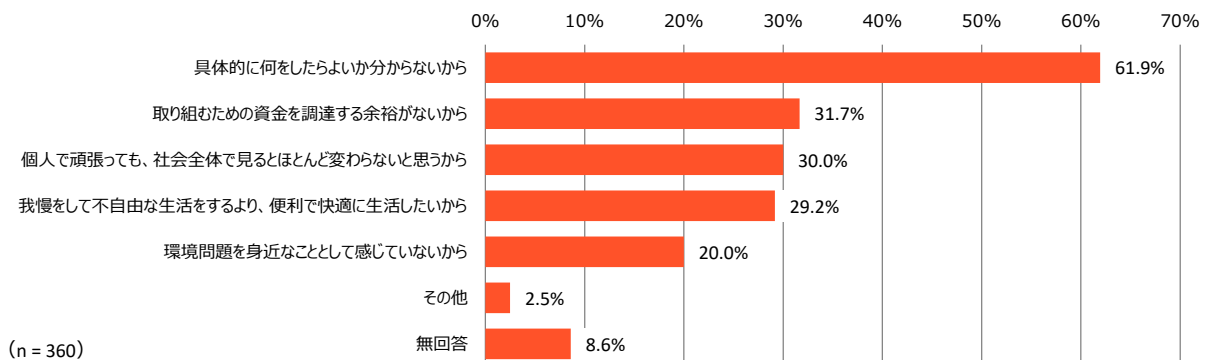
問3 あなたの家庭では、日常生活で下記のような取組をどの程度行っていますか。各項目から、あてはまるものをそれぞれ1つずつ選んで番号に○印をつけてください。



4) 地球温暖化対策に取り組みにくい要因について

問4 二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量から、森林等による吸収量を差し引いて実質ゼロにすることを「カーボンニュートラル」といいます。カーボンニュートラルを実現するためには、市民や事業者、市民団体、行政等が連携・協働して、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の推進といった、地球温暖化対策により一層取り組んでいく必要があります。

あなたは、市民が地球温暖化対策に取り組みにくい、または取り組まない要因として何が有ると思いますか。あてはまるものをすべて選んで番号に○印をつけてください。

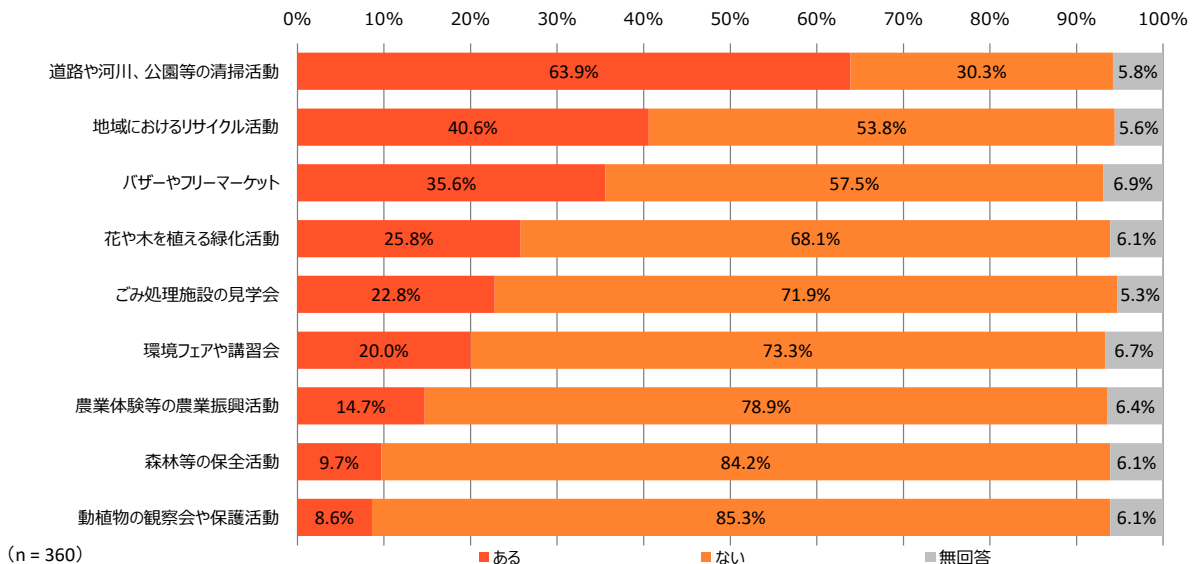


5) 地域の環境保全活動や環境学習への参加経験・今後の参加意向について

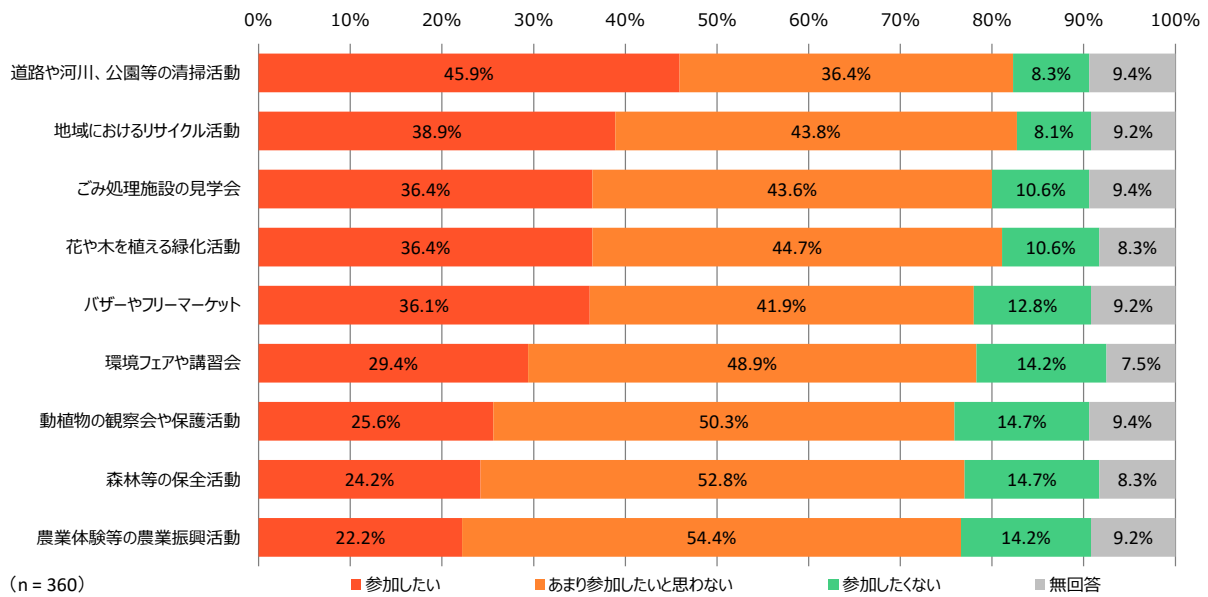
問5 今後、より良い環境づくりを推進していくためには、市民や事業者、市民団体、行政等が協働して、環境保全に関する活動を推進していくことがより一層重要となります。

あなたは、地域の環境保全活動や環境学習等に参加したことがありますか。また、今後参加したいと思いませんか。各項目から、あてはまるものを「参加経験」、「今後の参加意向」でそれぞれ1つずつ選んで番号に○印をつけてください。

・参加経験



・今後の参加意向

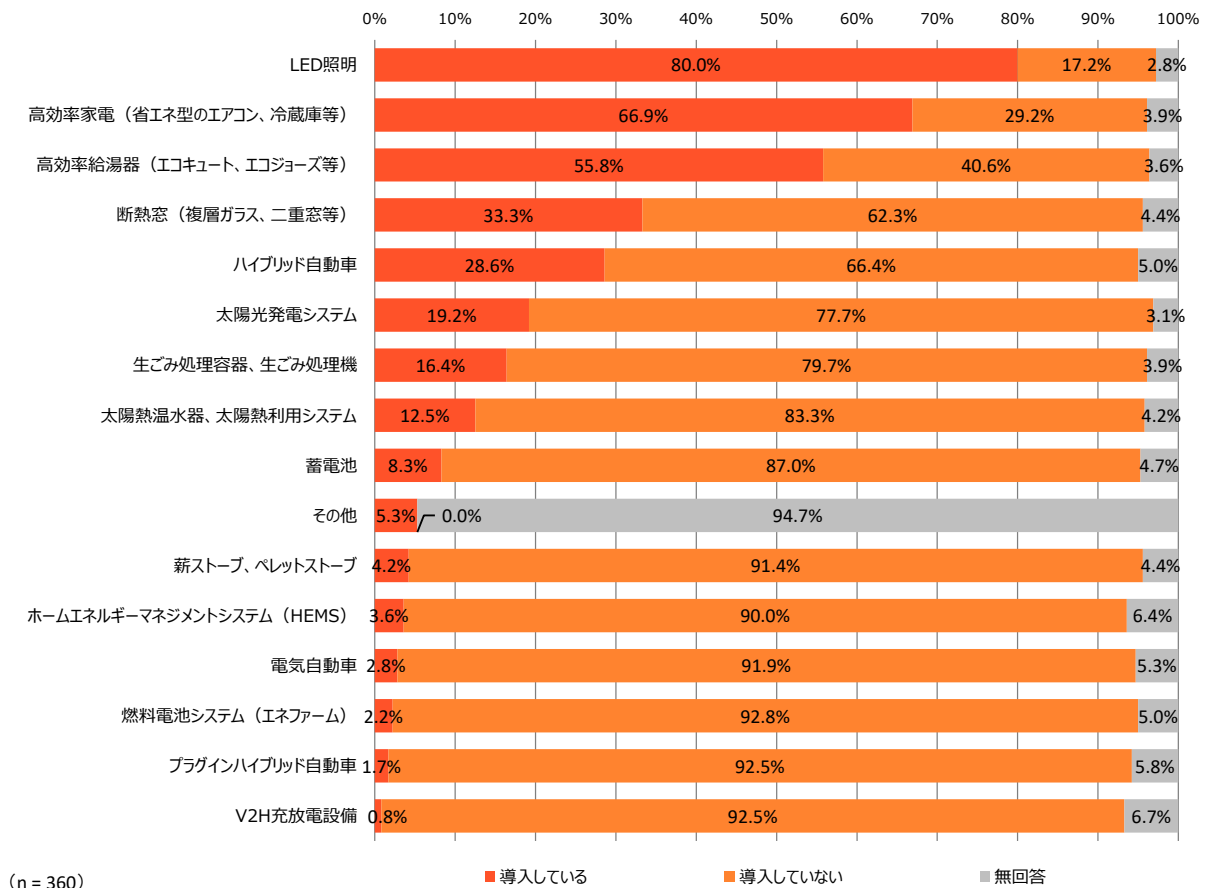


6) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入状況・今後の意向について

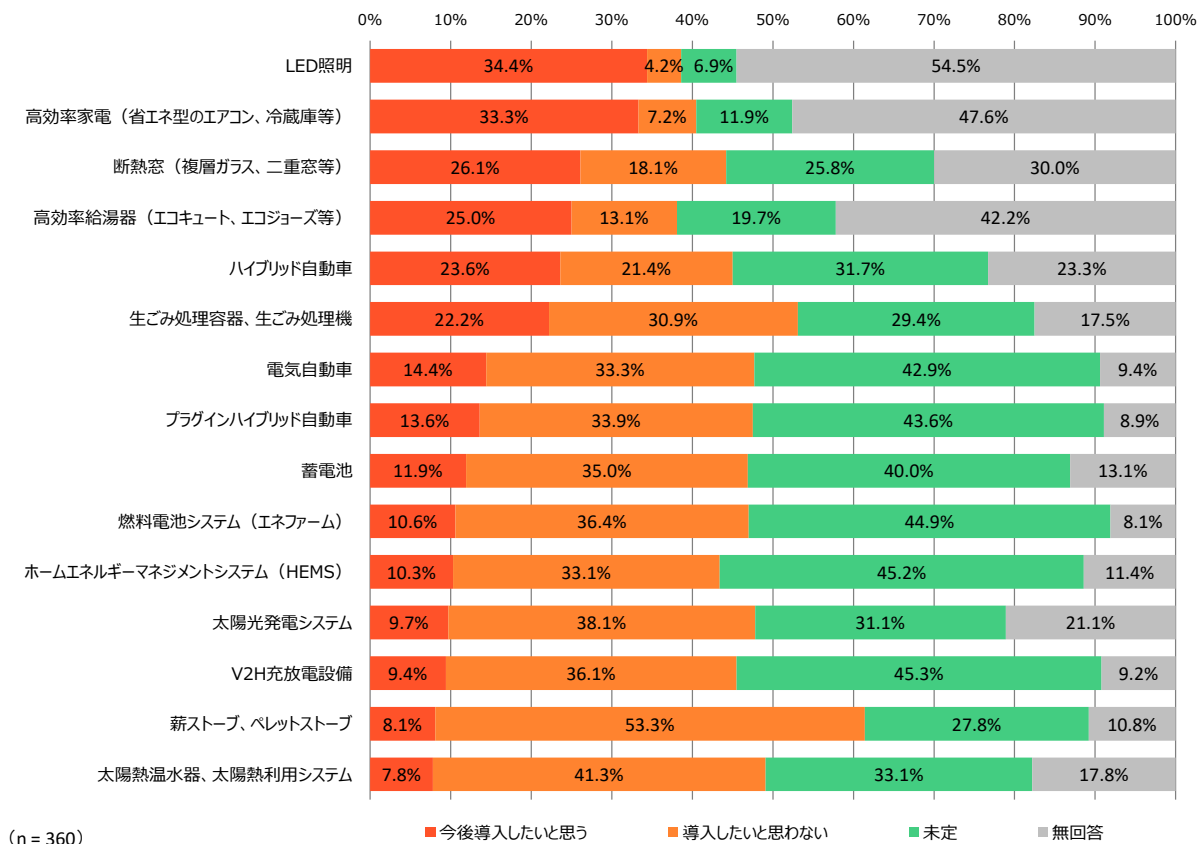
問6 あなたのご家庭では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等を導入していますか。各項目から、あてはまるものをそれぞれ1つずつ選んで番号に○印をつけてください。

注)「現状」で「導入していない」と回答された方のみ、「今後の意向」を回答ください。

・現状



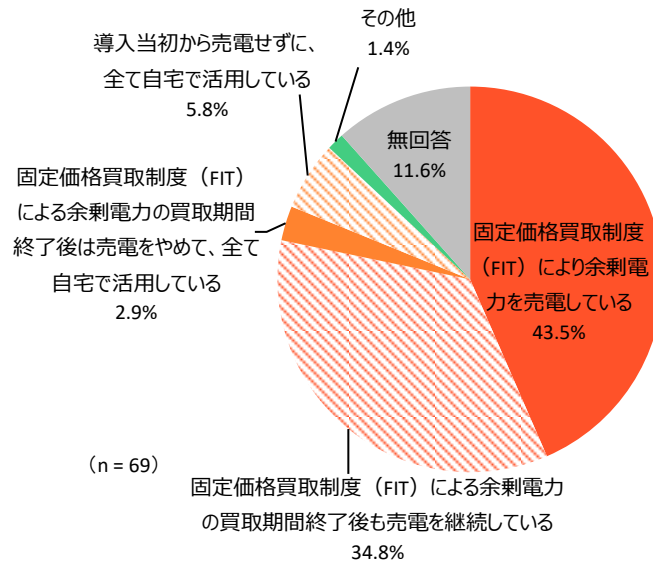
・今後の意向



7) 太陽光発電システムの活用状況等について

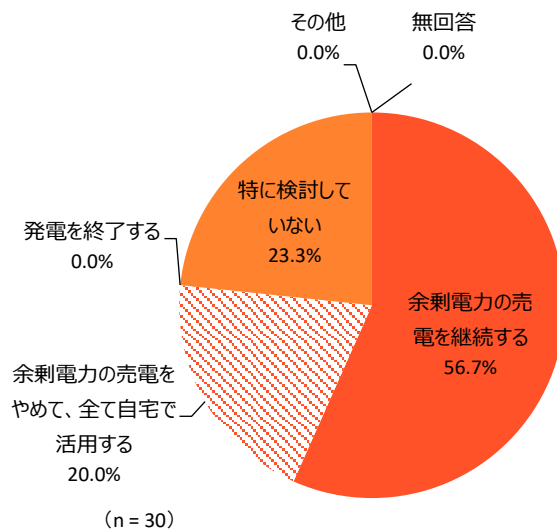
・導入状況

問7 問6の「太陽光発電システム」について、「現状」で「1.導入している」と回答された方にお聞きします。発電した電気は、どのように活用していますか。あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。



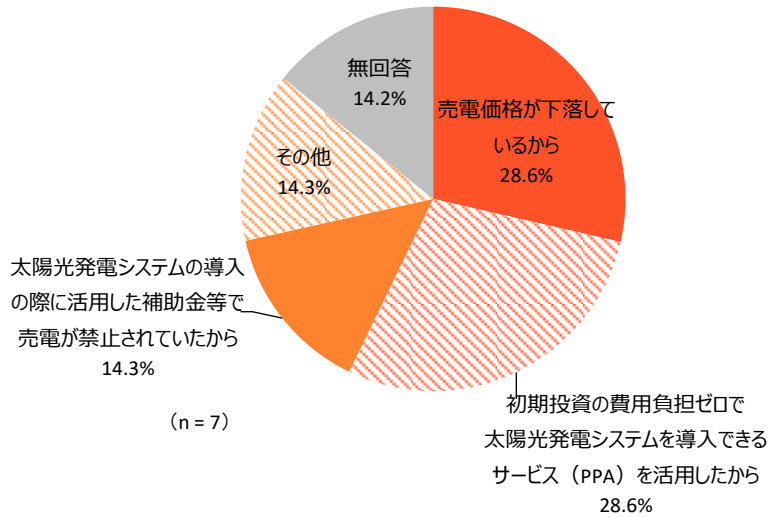
・固定価格買取制度 (FIT) の買取期間終了後の予定

問8 問7で「1.固定価格買取制度 (FIT) により余剰電力を売電している」と回答された方にお聞きします。固定価格買取制度 (FIT) の買取期間が終了した後、発電した電気はどのように活用する予定ですか。あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。



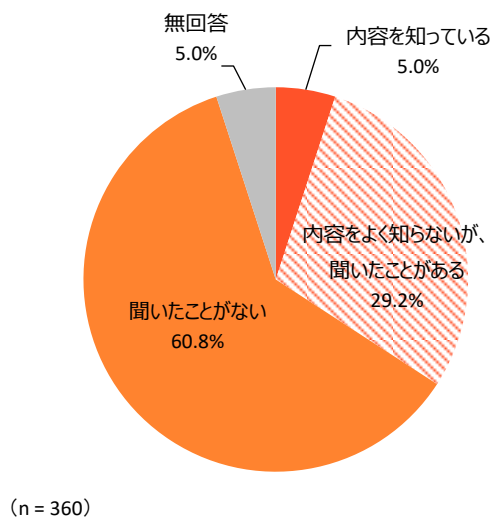
・売電をしていない理由

問 9 問 7 で「4. 導入当初から売電せずに、全て自宅で活用している」と回答された方にお聞きします。売電をしていない理由は何ですか。あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。



8) 第2次計画の認知度について

問 10 井原市では、「第2次井原市環境基本計画※」を策定し、環境保全に関する施策の推進を図っています。あなたは、「第2次井原市環境基本計画」を知っていますか。あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。



9) 本計画における目指す環境像について

問 11 「第2次井原市環境基本計画」では、井原市が目指す環境像を以下のとおり設定しています。

「美しい自然と歩むまち 歴史・文化の薫るまち 井原～みんなで学び、創る持続可能な社会～」

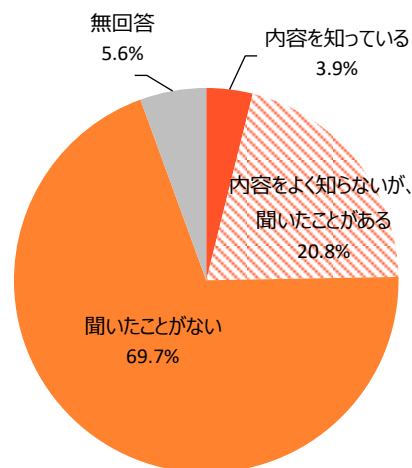
今回、あなたが「第3次井原市環境基本計画」で目指す環境像を新たに設定する場合、どのようなキーワードを入れるべきだと思いますか。ご意見・ご提案があれば、ご自由にご記入ください。

| 区分 | 主なキーワード | 件数 |
|-------------|----------------------|-----|
| 脱炭素 | 地球にやさしい、持続可能、気候変動 | 5件 |
| 資源循環 | 3R、ポイ捨て | 5件 |
| 安全・安心 | 美しい風景・景観、歴史・文化、快適・安全 | 8件 |
| 自然共生 | 美しい自然、星空、農作物 | 11件 |
| 環境学習・環境保全活動 | 一緒に、協力、未来へつなぐ | 13件 |
| その他 | 明るい未来、活気、わかりやすさ | 11件 |

10) デコ活の認知度について

問 12 井原市では、「デコ活」に賛同し、井原市による「デコ活」の実践はもちろん、市民、事業者等の取組を後押しすることを宣言しました。

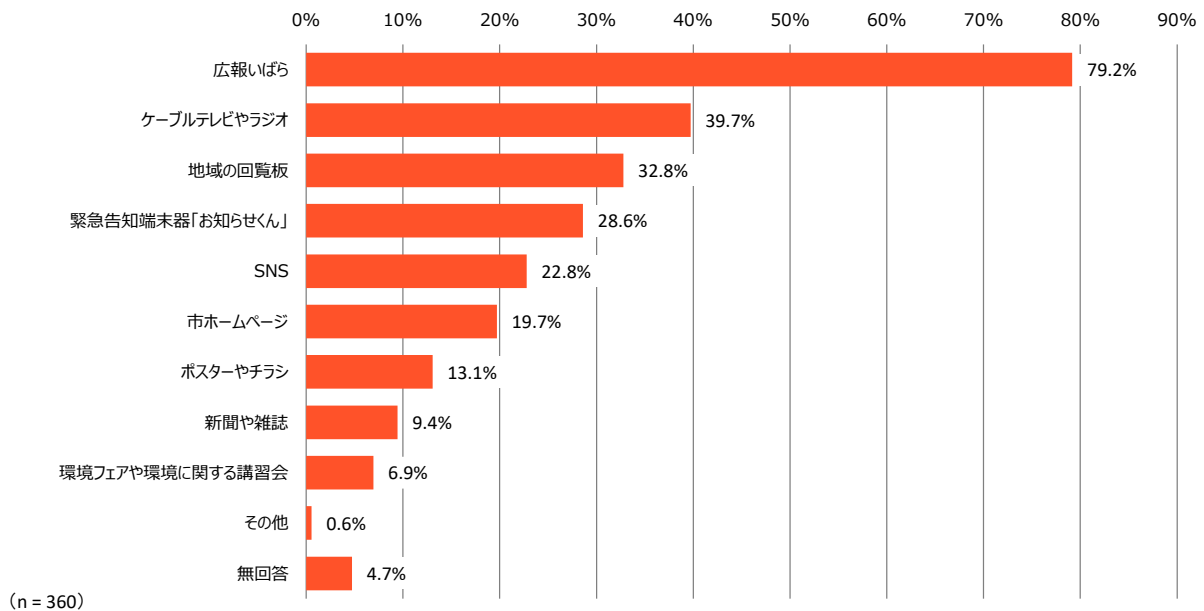
あなたは、「デコ活」を知っていますか。あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。



(n = 360)

11) 有効な情報発信方法について

問 13 あなたは、井原市が行う環境保全に関する情報発信方法として、どれが有効だと思いますか。あてはまるものを3つまで選んで番号に○印をつけてください。



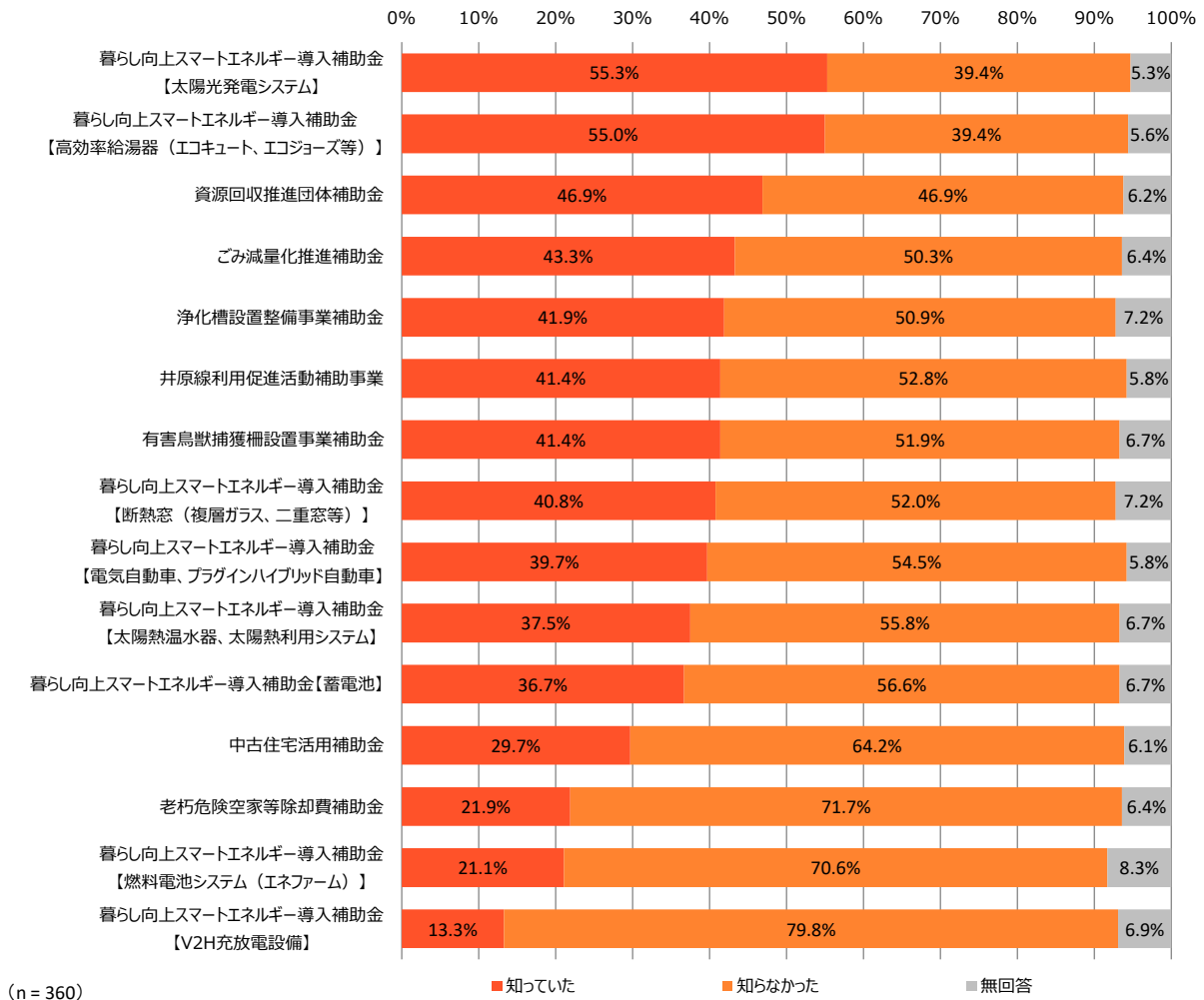
・年代別

| 年齢 | 広報いばら | 市ホームページ | SNS | ケーブルテレビやラジオ | 緊急告知端末器「お知らせくん」 | 地域の回覧板 | ポスターやチラシ | 新聞や雑誌 | 環境フェアや環境に関する講習会 | その他 |
|---------------|-------|---------|-------|-------------|-----------------|--------|----------|-------|-----------------|------|
| 全体 | 83.0% | 20.8% | 24.0% | 41.9% | 29.6% | 34.0% | 13.8% | 10.0% | 7.3% | 0.6% |
| 20歳未満 (n=4) | 25.0% | 0.0% | 25.0% | 25.0% | 25.0% | 50.0% | 25.0% | 50.0% | 25.0% | 0.0% |
| 20～29歳 (n=21) | 76.2% | 33.3% | 66.7% | 33.3% | 19.0% | 19.0% | 4.8% | 9.5% | 0.0% | 0.0% |
| 30～39歳 (n=29) | 65.5% | 24.1% | 48.3% | 20.7% | 27.6% | 24.1% | 10.3% | 3.4% | 6.9% | 0.0% |
| 40～49歳 (n=37) | 86.5% | 18.9% | 40.5% | 24.3% | 24.3% | 27.0% | 27.0% | 8.1% | 0.0% | 0.0% |
| 50～59歳 (n=68) | 82.4% | 17.6% | 29.4% | 38.2% | 35.3% | 32.4% | 13.2% | 11.8% | 7.4% | 0.0% |
| 60～69歳 (n=81) | 79.0% | 27.2% | 16.0% | 45.7% | 30.9% | 32.1% | 14.8% | 9.9% | 11.1% | 1.2% |
| 70歳以上 (n=101) | 94.1% | 15.8% | 5.0% | 56.4% | 29.7% | 44.6% | 10.9% | 9.9% | 7.9% | 1.0% |

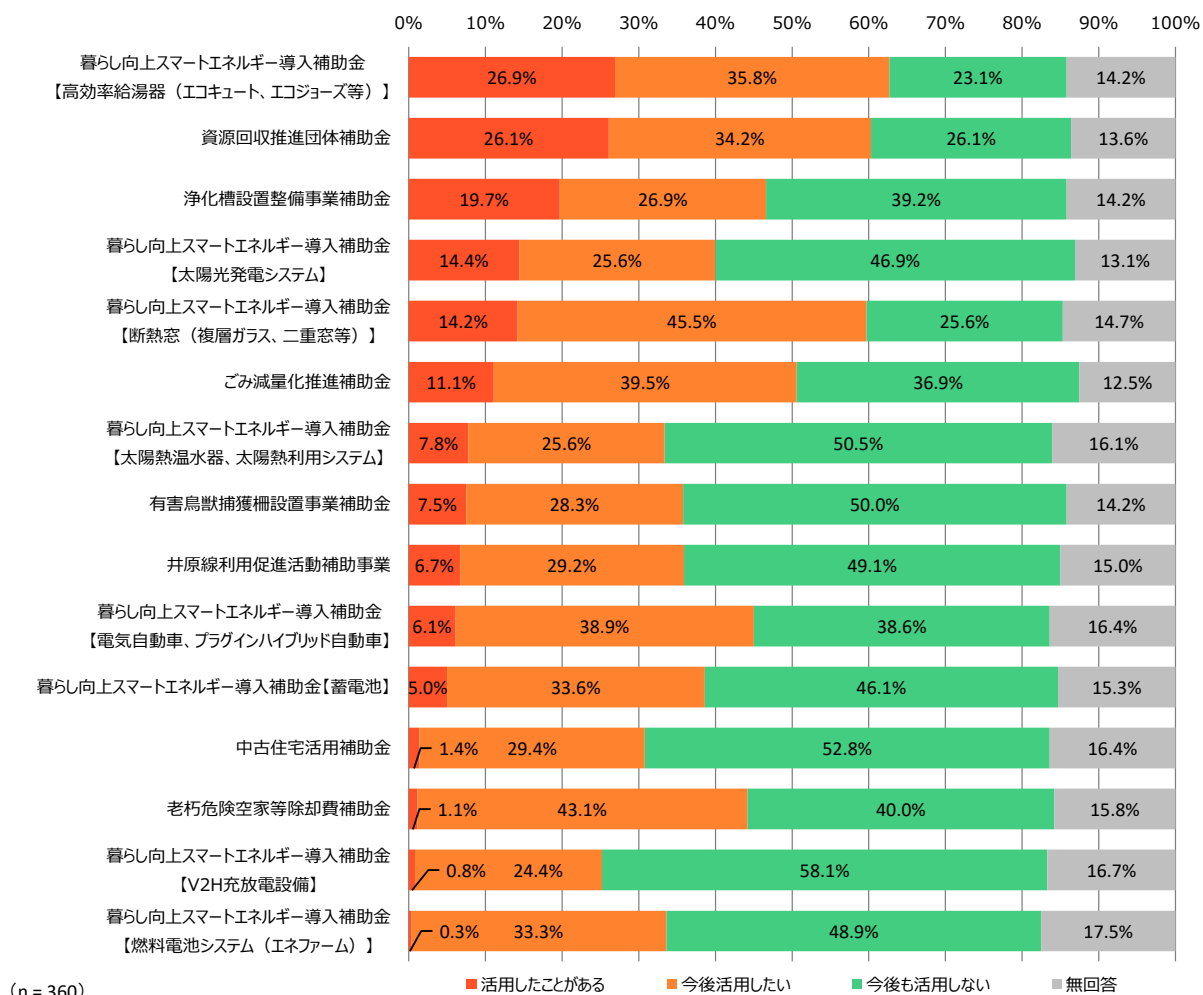
12) 環境保全に関する補助制度の認知度・活用経験について

問 14 井原市では、環境保全に関する取組への補助を行っていますが、あなたは知っていましたか。また、あなたのご家庭や所属する団体で、活用したことはありますか。各項目から、あてはまるものを「認知度」、「活用経験」でそれぞれ1つずつ選んで番号に○印をつけてください。

・認知度

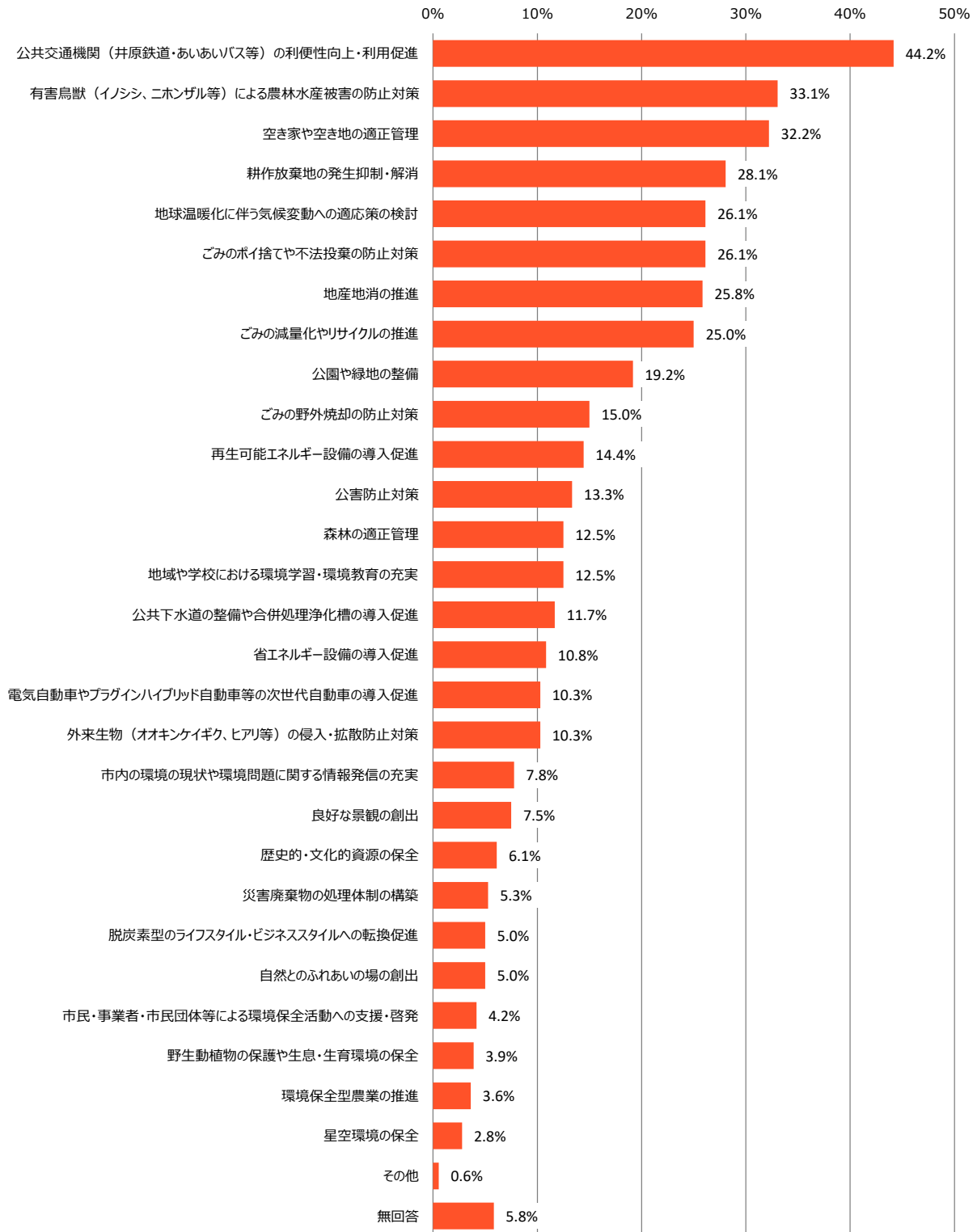


・活用経験・今後の活用意向



13) 今後重点的に進めるべき取組について

問 15 あなたは、井原市が重点的に今後進めるべき取組はどれだと思いますか。あてはまるものを5つまで選んで番号に○印をつけてください。

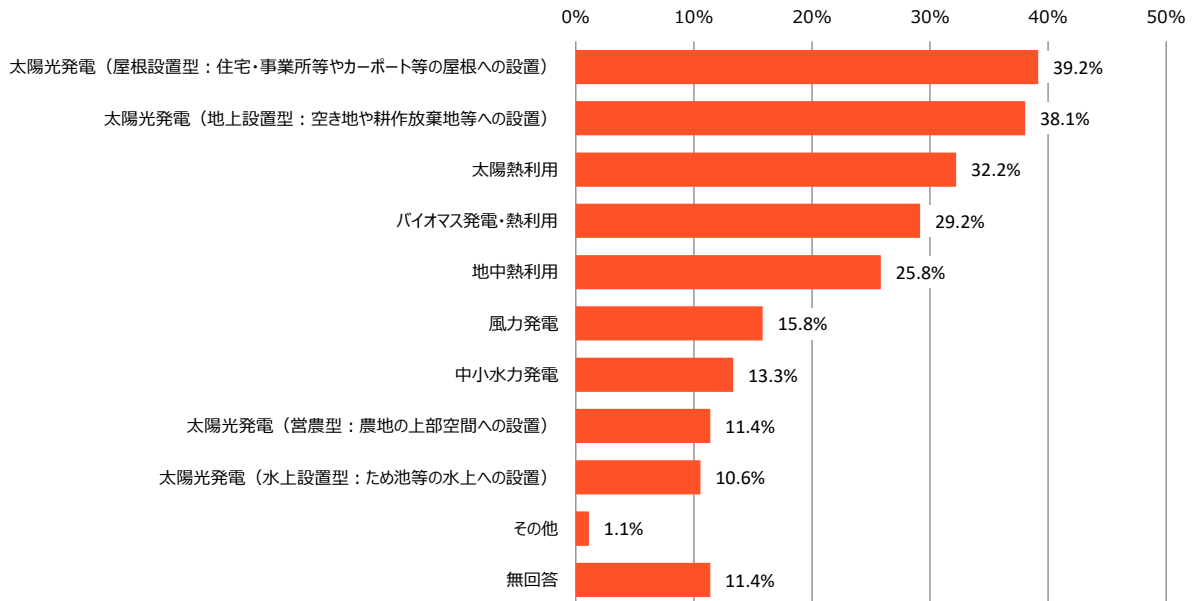


(n = 360)

14) 導入を進めるべき再生可能エネルギーについて

問 16 カarbonニュートラルを実現するためには、地域環境との調和を図りつつ、地域特性を活かした再生可能エネルギーを最大限導入していくことが重要となります。井原市では、本庁舎等での太陽光発電の導入や、井原体育館での地中熱を利用した空調設備の導入検討を進めています。

あなたは、今後、井原市域において導入を進めるべき再生可能エネルギーは何だと思いませんか。あてはまるものを3つまで選んで番号に○印をつけてください。

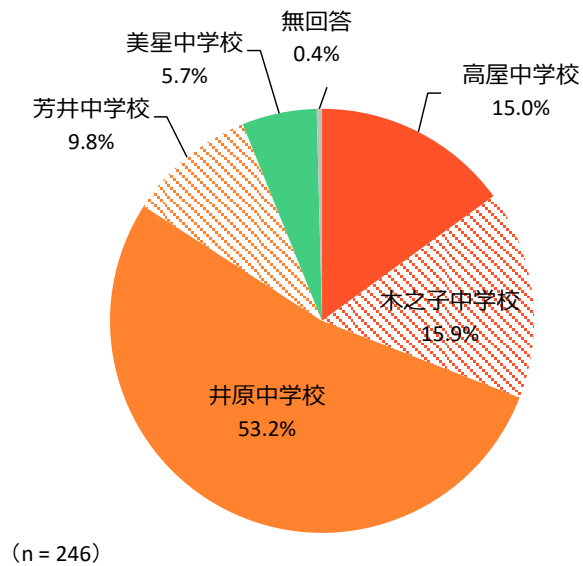


(n = 360)

(2) 中学生アンケート調査結果

1) 通学している中学校について

問1 あなたが通学している中学校はどこですか。あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。

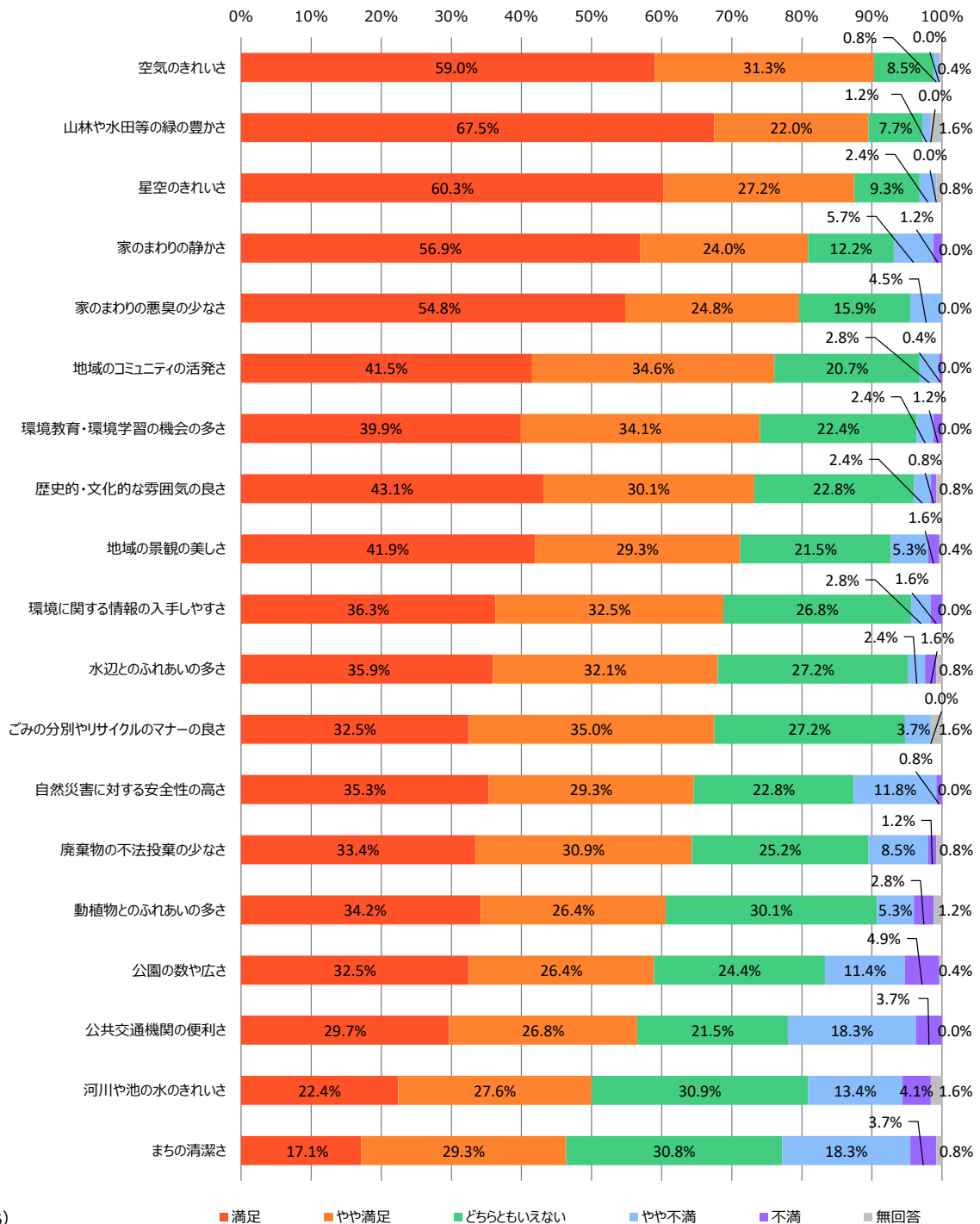


2) 環境に関する満足度・重要度について

問2 現在、あなたが住んでいる地域の環境に関する下記の項目について、どの程度満足していますか。また、将来の井原市全体の環境にとって、どの程度重要だと思いますか。

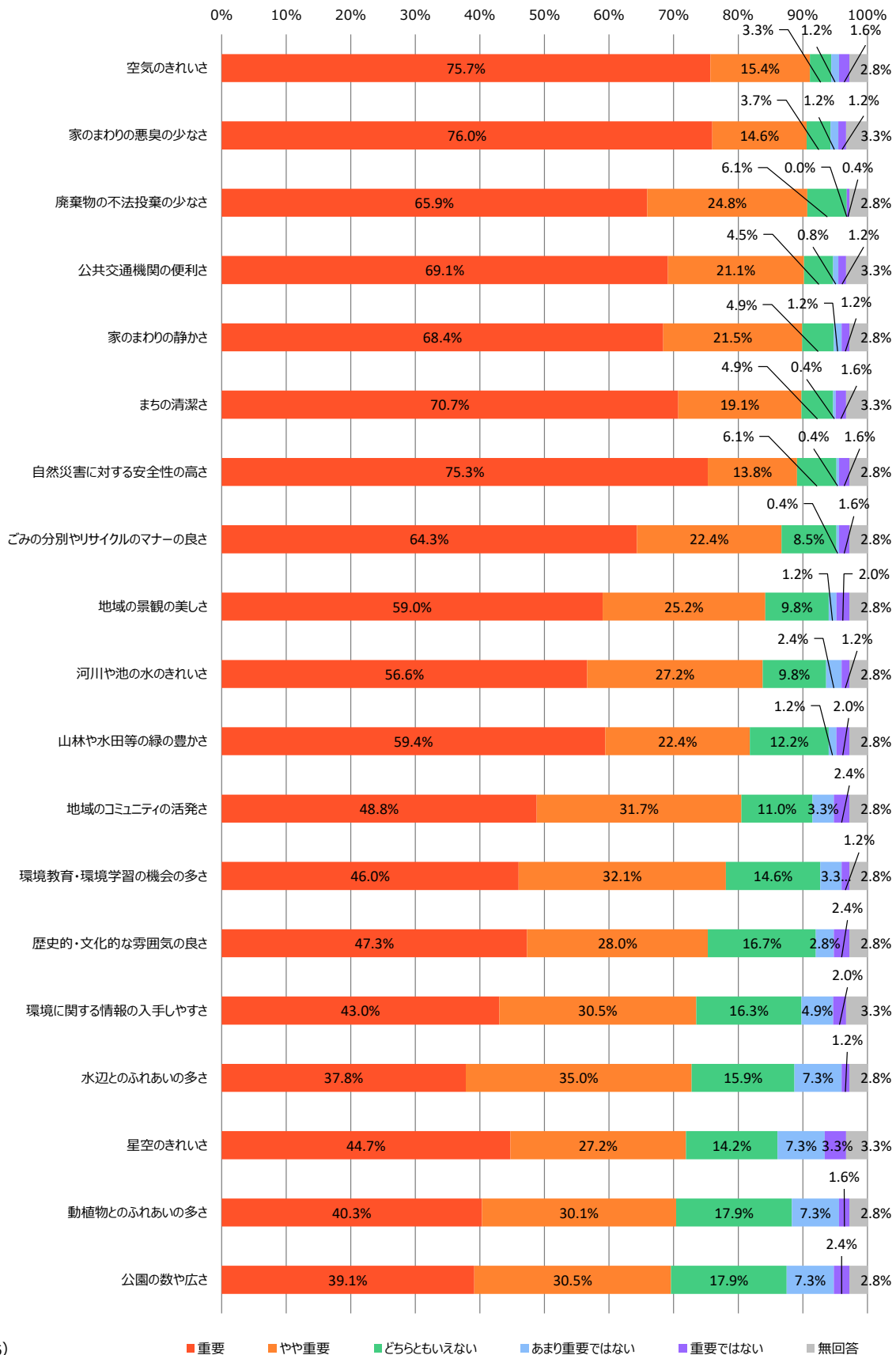
各項目から、あてはまるものを「満足度」、「重要度」でそれぞれ1つずつ選んで番号に○印をつけてください。

・満足度



(n = 246)

・重要度

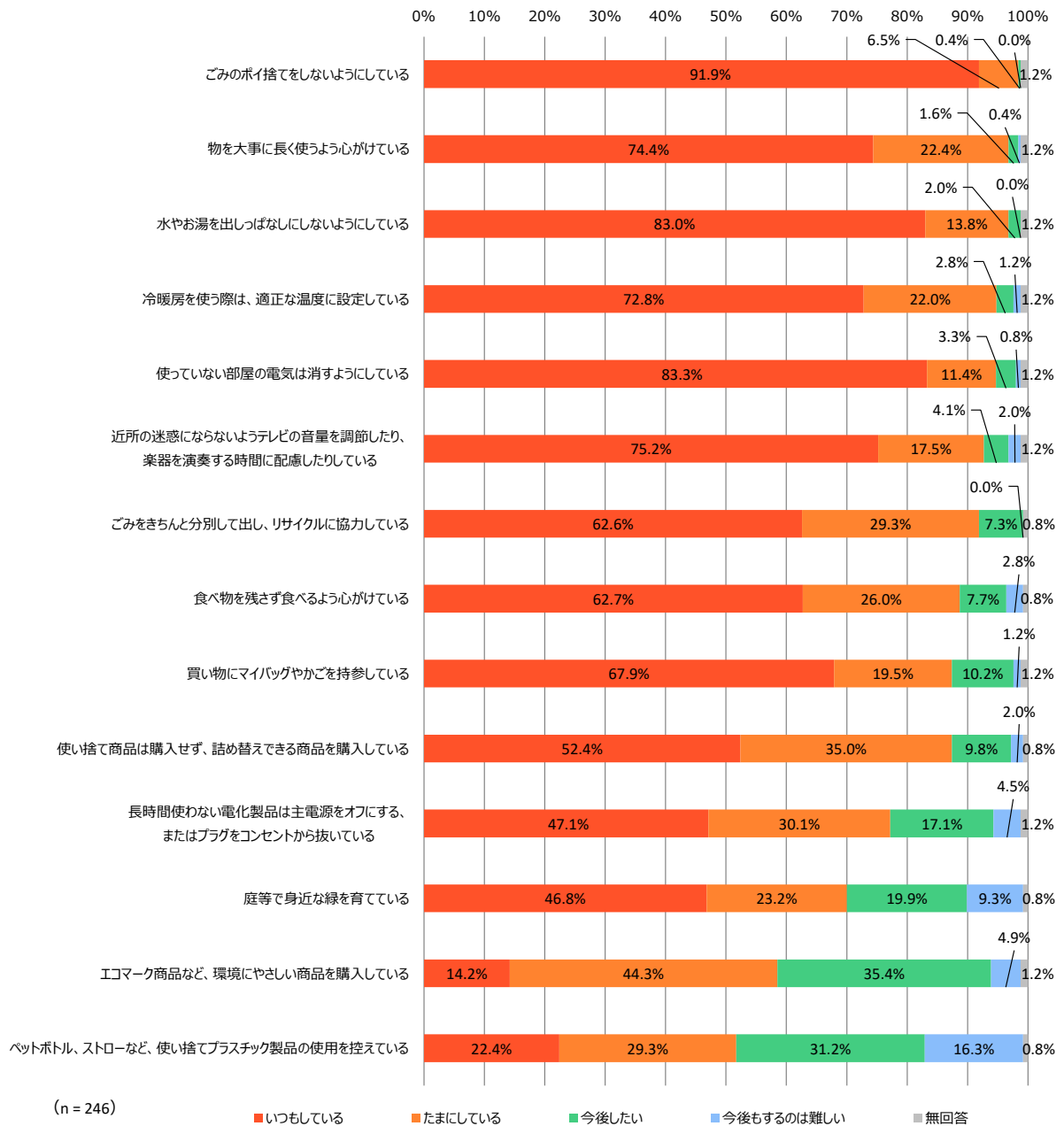


(n = 246)

重要 やや重要 どちらともいえない あまり重要ではない 重要ではない 無回答

3) 環境に関する取組の実施状況について

問3 あなたは、日常生活で下記のような取組をどの程度行っていますか。各項目から、あてはまるものをそれぞれ1つずつ選んで番号に○印をつけてください。

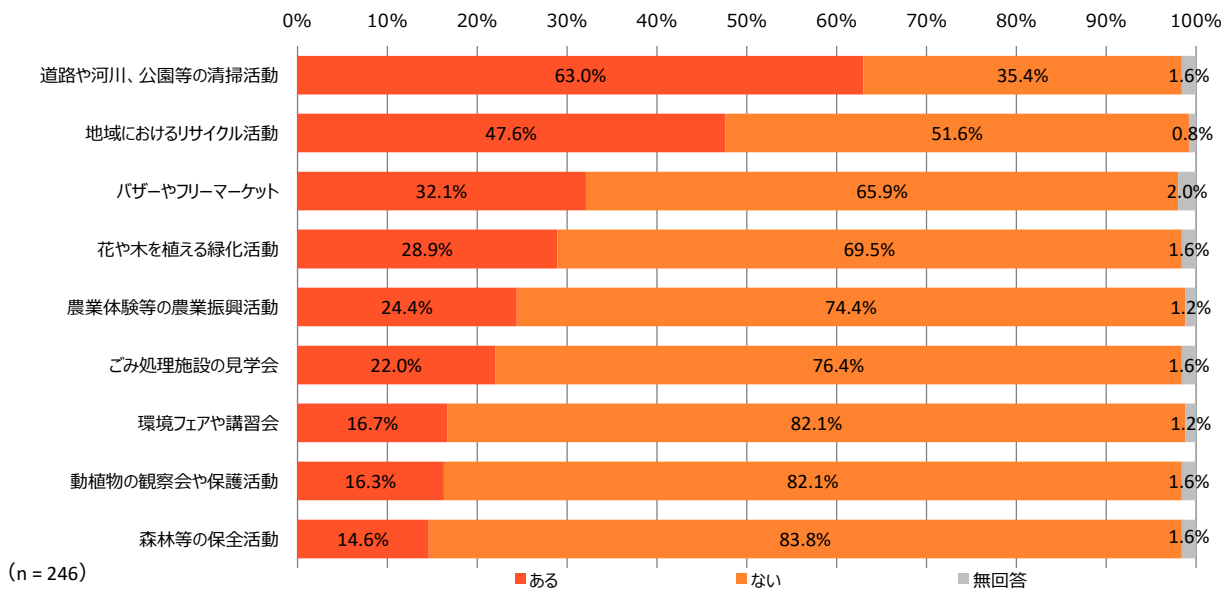


4) 地域の環境保全活動や環境学習への参加経験・今後の参加意向について

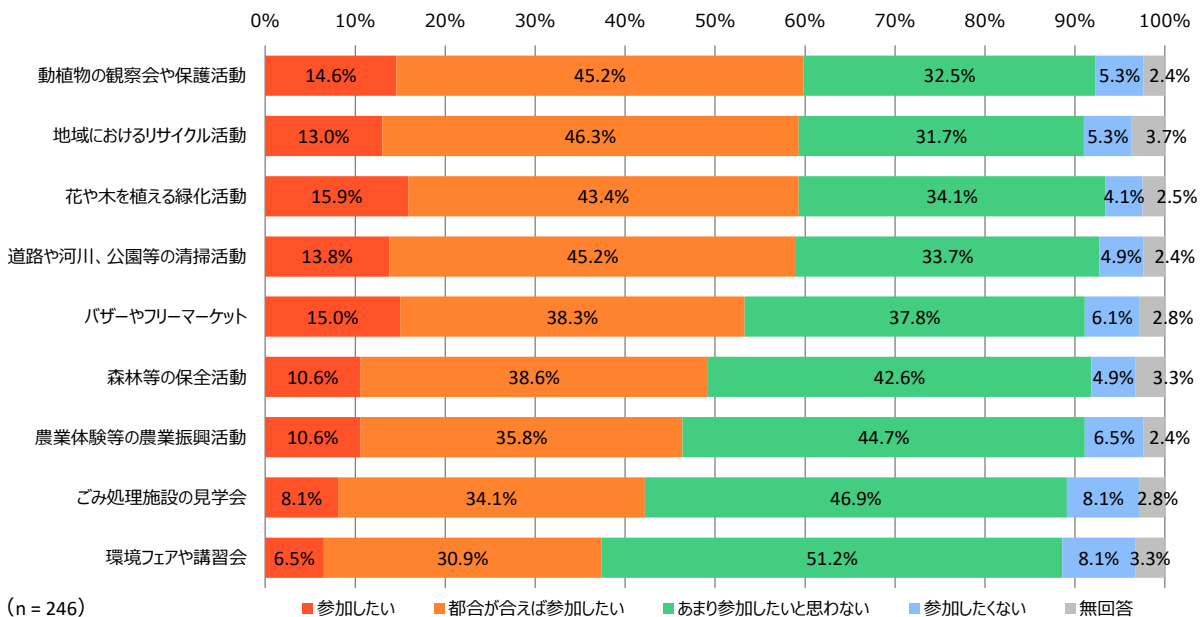
問4 今後、より良い環境づくりを進めていくためには、市民や事業者、市民団体、井原市等が協力して、環境保全に関する活動を進めていくことがより一層重要になります。

あなたは、地域の環境保全活動や環境学習等に参加したことがありますか。また、今後参加したいと思いますか。各項目から、あてはまるものを「参加経験」、「今後の参加意向」でそれぞれ1つずつ選んで番号に○印をつけてください。

・参加経験

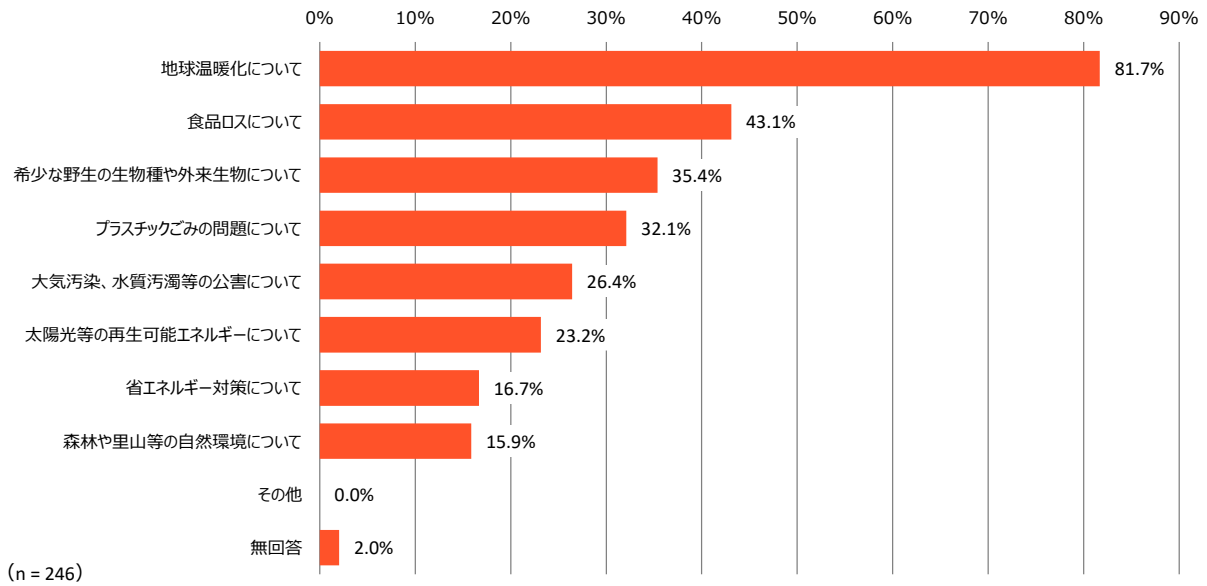


・今後の参加意向



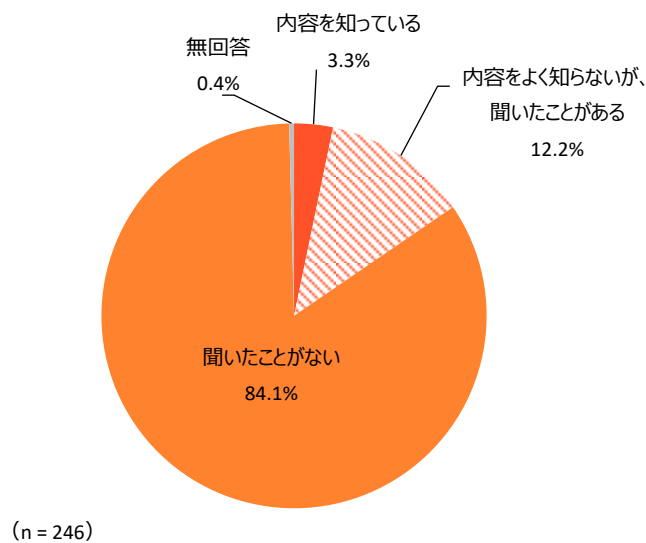
5) 関心がある環境のテーマについて

問5 あなたは、環境について、どのようなことに関心がありますか。あてはまるものを3つまで選んで番号に○印をつけてください。



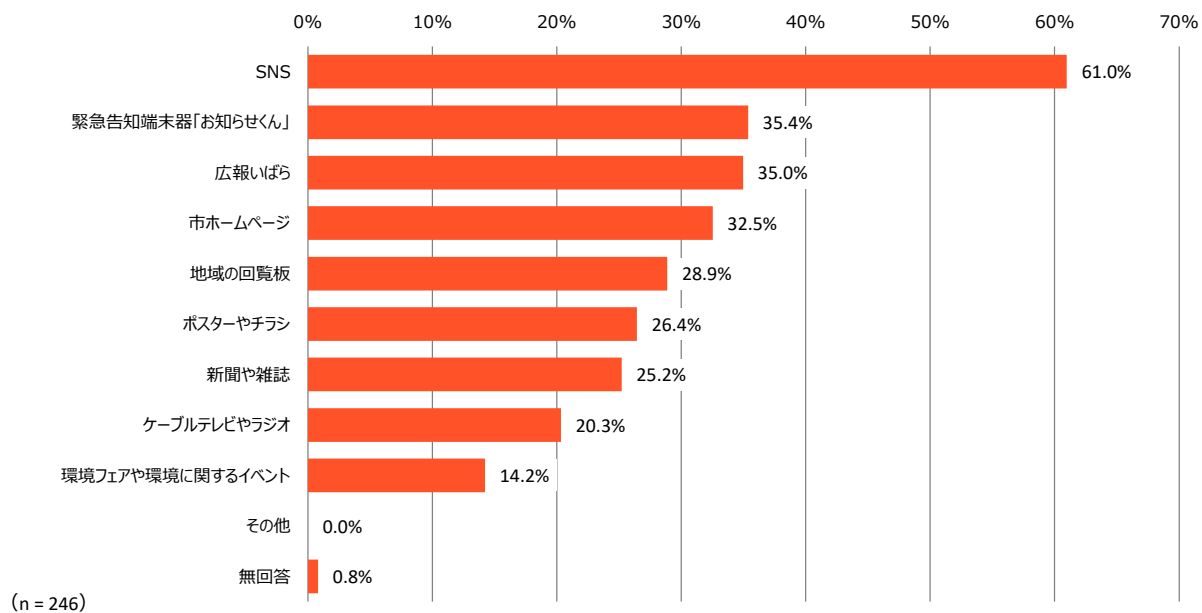
6) デコ活の認知度について

問6 井原市では、「デコ活」に賛同し、井原市による「デコ活」の実践はもちろん、市民、事業者等の取組を後押しすることを宣言しました。あなたは、「デコ活」を知っていますか。あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。



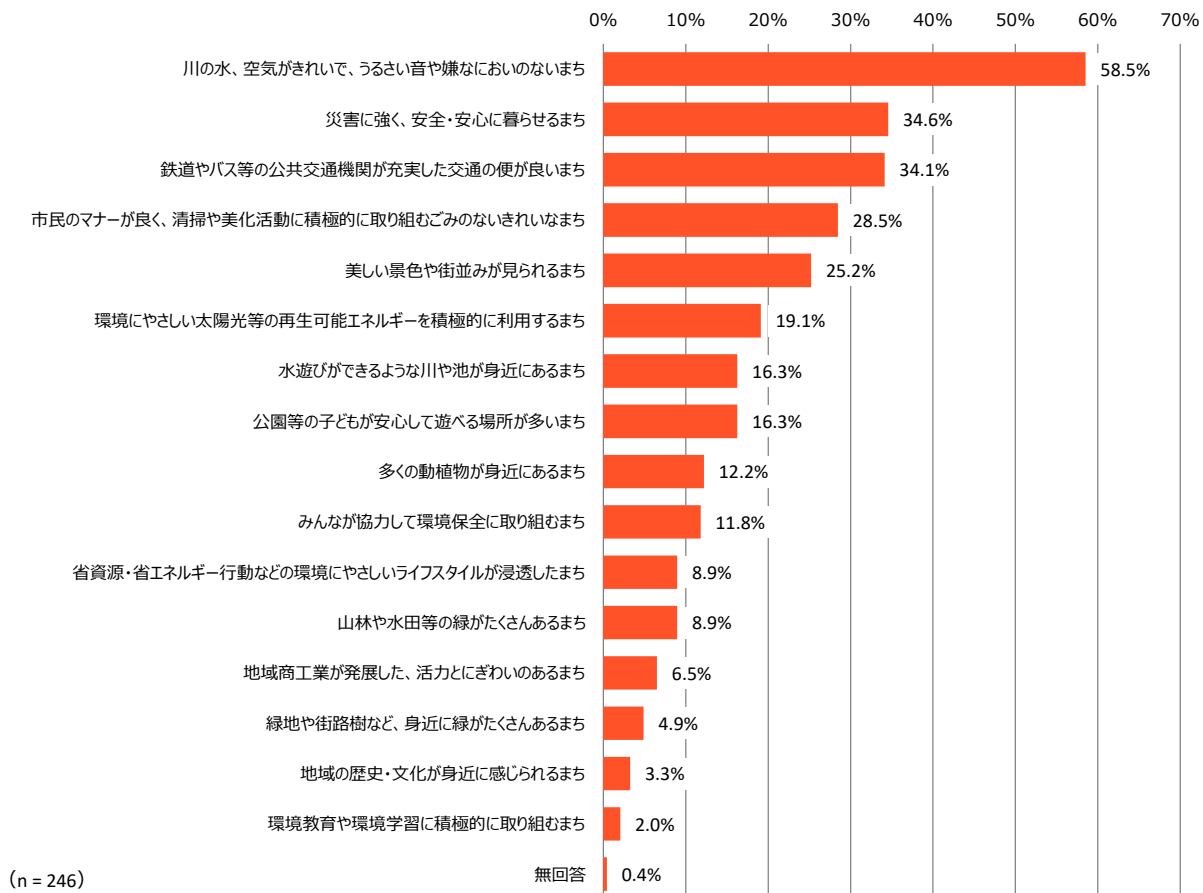
7) 有効な情報発信方法について

問7 あなたは、井原市が行う環境保全に関する情報発信方法として、どれが有効だと思いますか。あてはまるものを3つまで選んで番号に○印をつけてください。



8) 目指す環境像について

問8 あなたは、井原市が今後どのようなまちになれば良いと思いますか。特にあてはまるものを3つまで選んで番号に○印をつけてください。



(3) 事業者アンケート調査結果

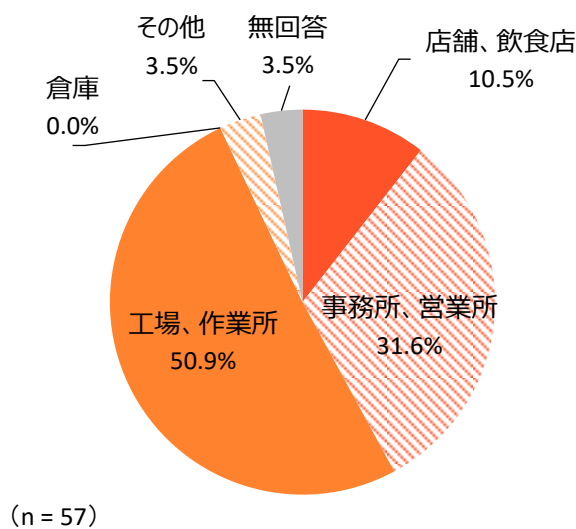
1) 回答事業所について

問1 貴事業所のことについてお聞きします。各項目から、あてはまるものをそれぞれ1つずつ選んで番号に○印をつけてください。

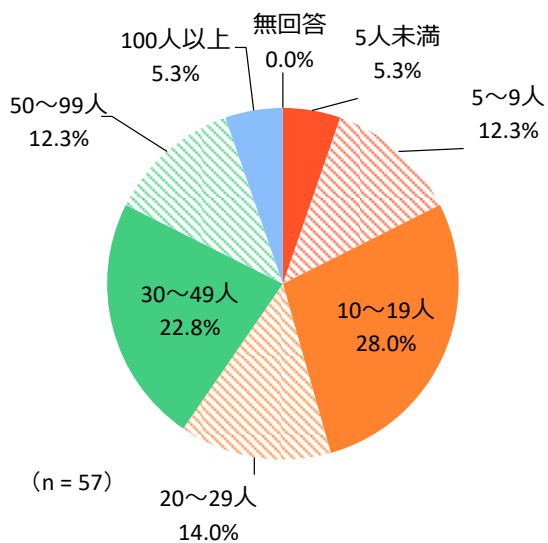
・業種

| 業種 | 回答割合 (n=57) |
|-----------------|----------------|
| 農林漁業 | 5.3% |
| 建設業 | 21.1% |
| 製造業 | 45.3% |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1.8% |
| 情報通信業 | 1.8% |
| 運輸業、郵便業 | 3.5% |
| 卸売業、小売業 | 5.3% |
| 金融業、保険業 | 5.3% |
| 不動産業、物品賃貸業 | 0.0% |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 0.0% |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 1.8% |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 0.0% |
| 教育、学習支援業 | 0.0% |
| 医療、福祉 | 1.8% |
| その他サービス業 | 3.5% |
| その他 | 3.5% |
| 合計 | 100.0% |

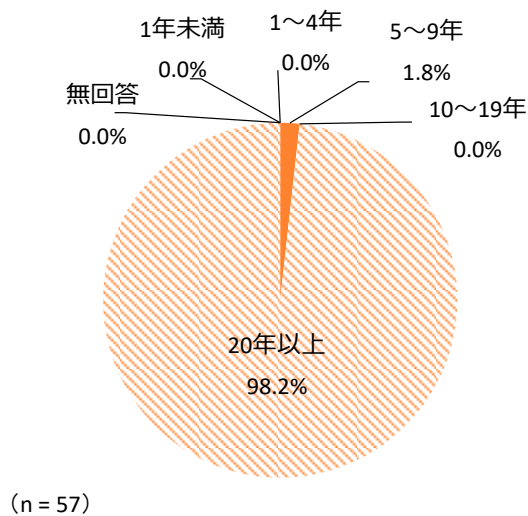
・業務形態



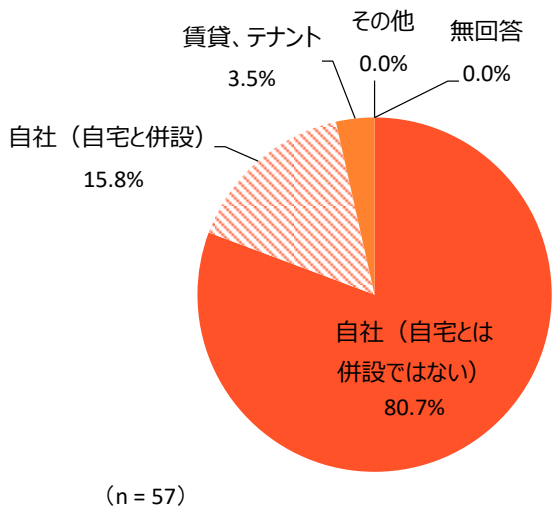
・従業員数



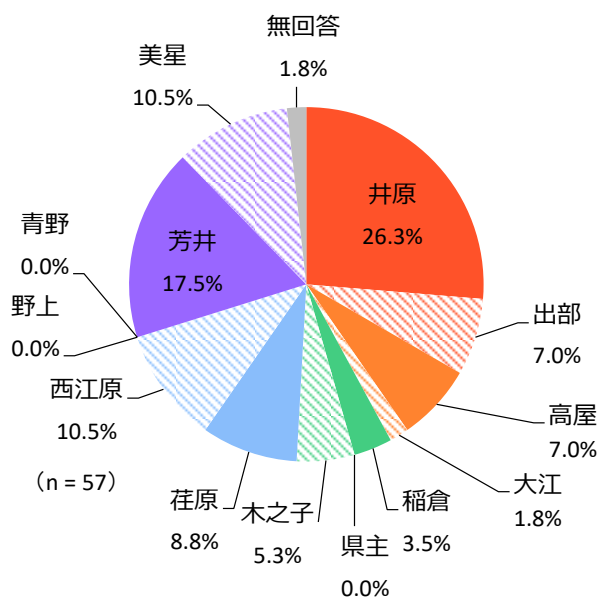
・事業年数



・所有形態

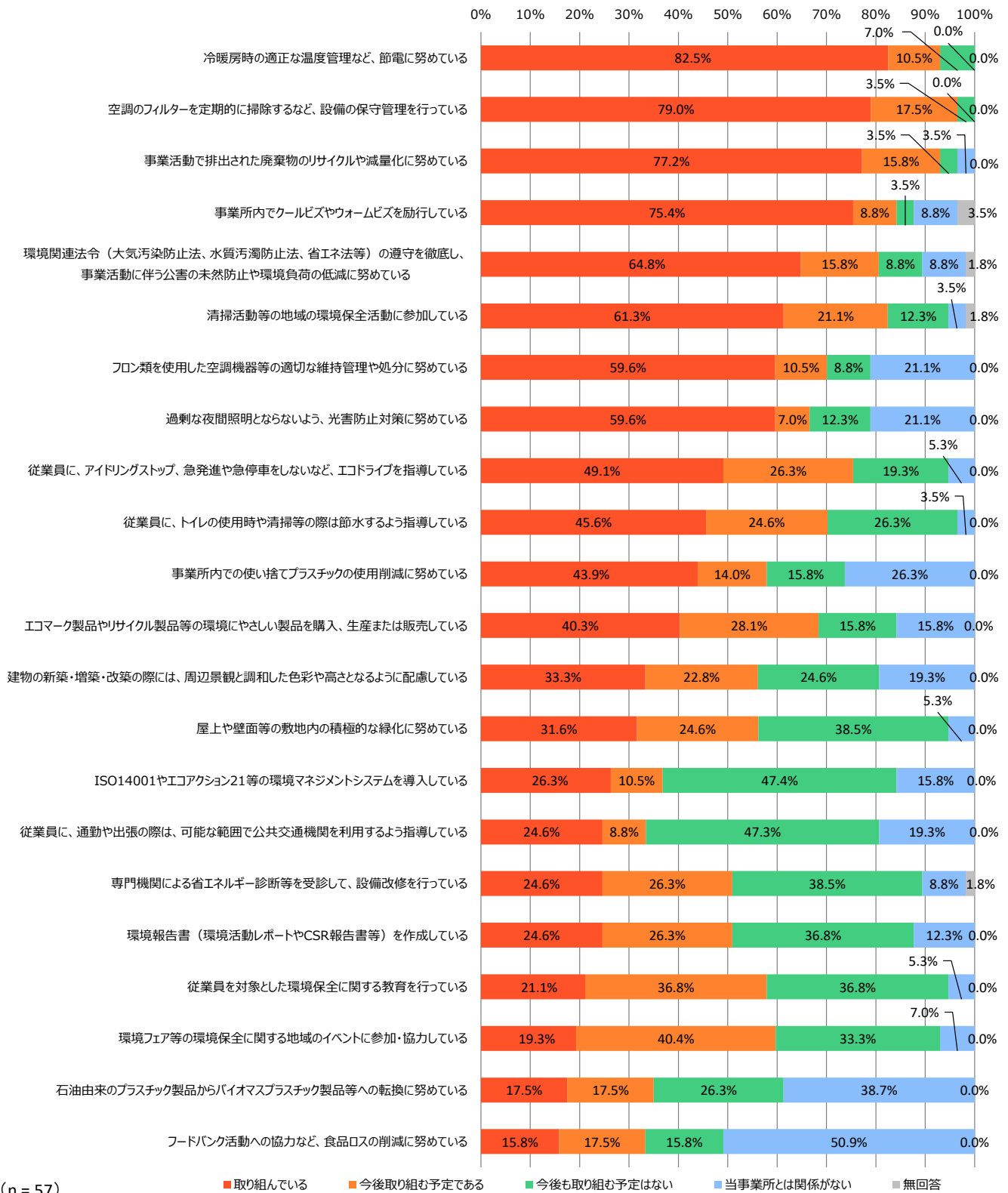


・所在地区



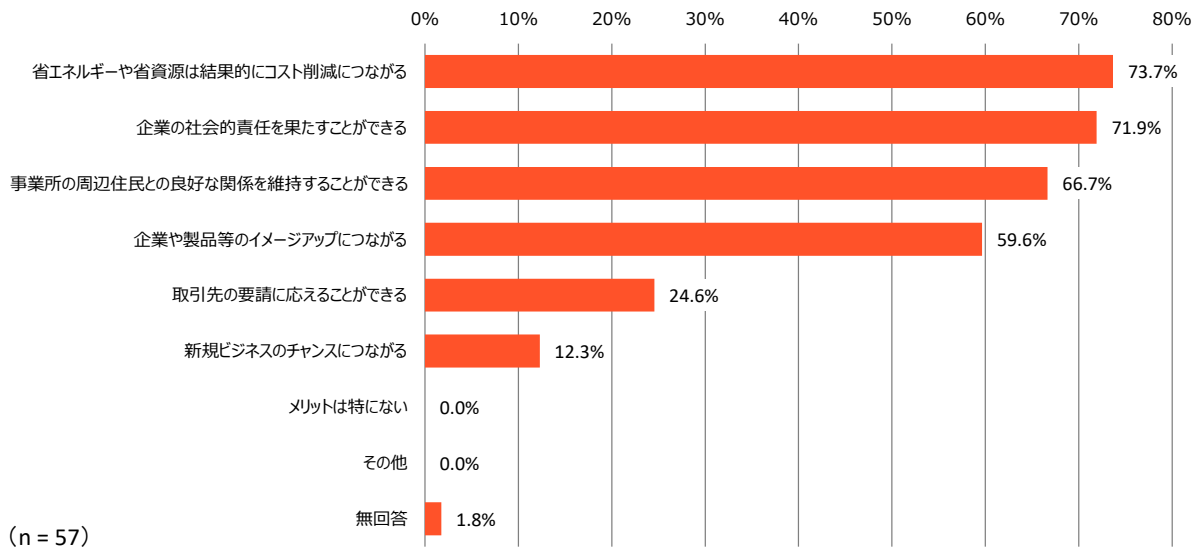
2) 事業活動における環境保全活動の取組状況について

問2 貴事業所では、事業活動で環境保全にどの程度取り組んでいますか。各項目から、あてはまるものをそれぞれ1つずつ選んで番号に○印をつけてください。



3) 環境保全に取り組むことによるメリットについて

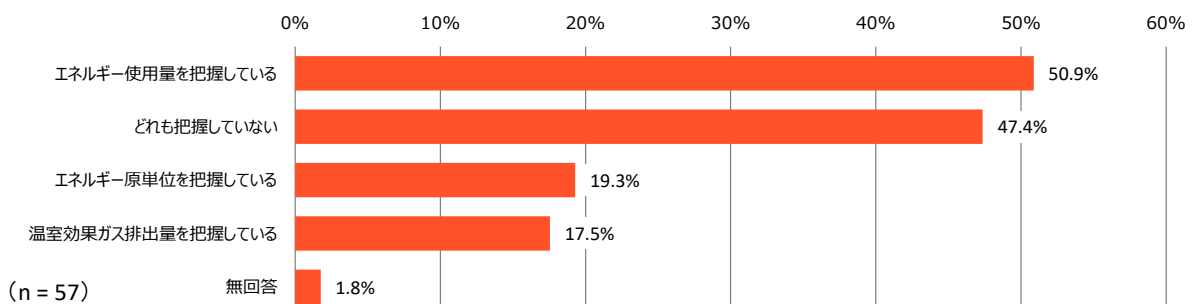
問3 貴事業所では、環境保全に取り組むことによるメリットについて、どのようにお考えですか。あてはまるものを全て選んで番号に○印をつけてください。



4) 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組状況について

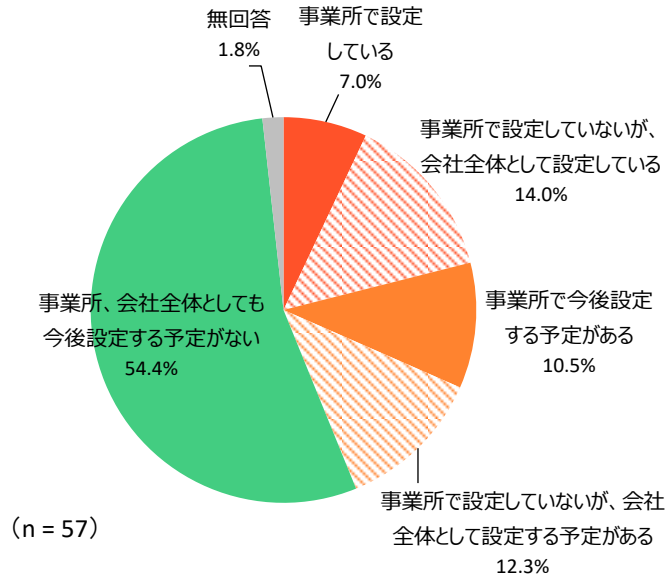
・温室効果ガス排出量等の把握状況

問4 貴事業所では、事業活動に伴う温室効果ガス排出量、エネルギー使用量またはエネルギー原単位を把握していますか。あてはまるものを全て選んで番号に○印をつけてください。



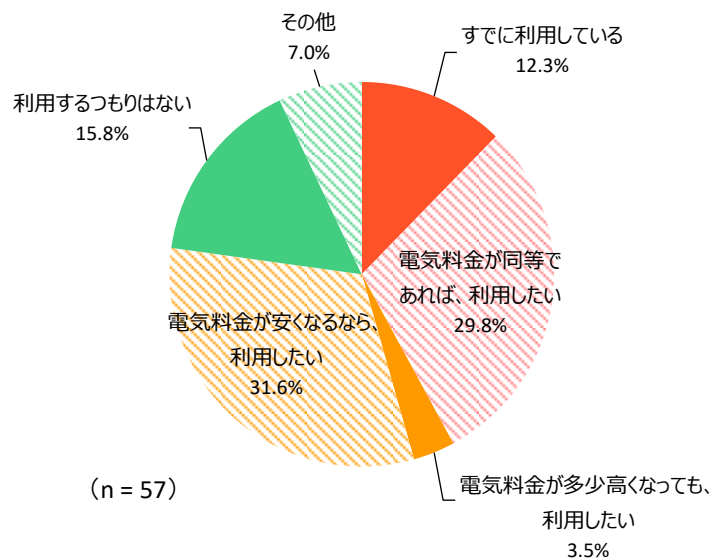
・ 温室効果ガス排出量等の削減目標の設定状況

問 5 貴事業所では、事業活動に伴う温室効果ガス排出量等の削減目標を設定していますか。あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。



・ 再生可能エネルギー由来の電力の利用意向

問 6 現在、一部の電力会社では、再生可能エネルギーによって作られた二酸化炭素排出ゼロの電力を供給するメニューが用意されています。こういった再生可能エネルギー由来の電力を利用することで、再生可能エネルギー設備を導入しなくても、地球温暖化問題の解決に貢献することができます。貴事業所は、再生可能エネルギー由来の電力を利用したいと思いますか。あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。



5) 環境保全に関する取組内容について

問7 貴事業所が、すでに実施しているまたは実施予定がある環境保全に関する取組で、井原市や他事業者と協力・連携して実施したいものや、先駆的な取組事例として地域にPRしたいものはありますか。貴事業所名や具体的な取組内容等をご記入ください。

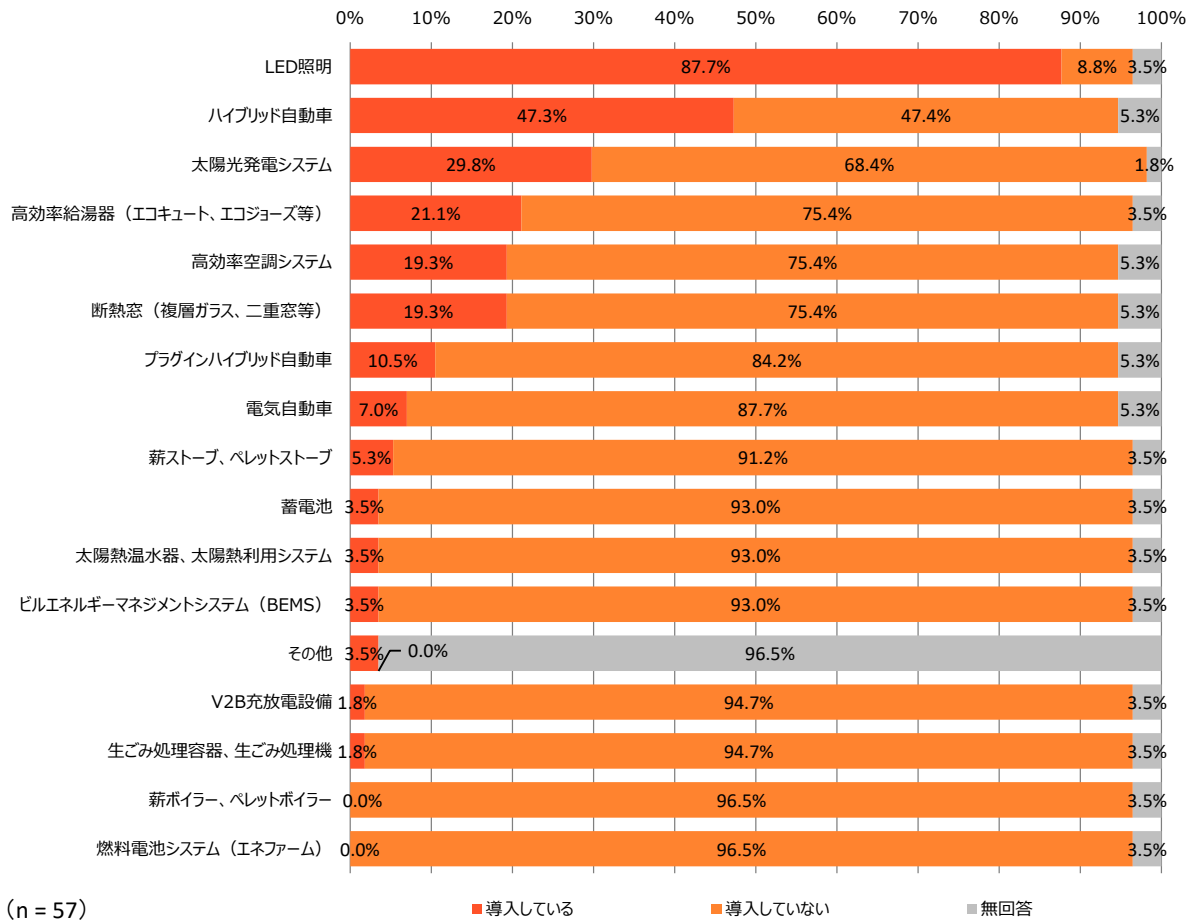
| No. | 取組内容 |
|-----|---|
| 1 | 電灯のLED化。太陽光パネルの設置。エアコンの更新による電力の削減。 |
| 2 | 主に一般市民の方からの鉄スクラップ等の資源を買上げ、仕分け、切断、粉碎し製鉄原料として新しい命に生まれ変わらせます。鉄を鉄鉱石から1t作るよりもCO ₂ を1.28t-CO ₂ 減らす事ができます。事業活動そのものが環境保全に貢献しています。 ・2021年6月エコアクション21導入。 ・2022年8月SDGs宣言 |
| 3 | カーボンニュートラルのカードゲーム公認ファシリテーター資格を社員が取得し、カーボンニュートラルへの機運を高めています。他の企業・団体等でも実施可能です。 |
| 4 | 1. 地域小学校と連携してごみの環境学習を実施 2. 会社周辺道路の清掃活動 3. 廃棄物収集等にデジタル管理導入 4. 事業継続化計画による社内設備更新 5. 井原市、委託業による災害協定 |
| 5 | ・ドローンを活用したスマート農業を推進し、休耕田、耕作放棄地を減らす ・水田の中干し期間延長を行い、水田の温室効果ガス発生を削減、カーボンクレジット(Jクレジット)を取得 |
| 6 | 産業廃棄物のうち、再生可能なものは専門業者に依頼している。 |
| 7 | 場内の雑草対策としてグランドカバー植物を植え、敷地内へ広げる活動をしている ・雑草の発生の抑制 ・草刈り労力の削減 ・草刈り機使用によるCO ₂ 発生の抑制などを期待して工場に取り組んでいる |

6) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入状況・今後の意向について

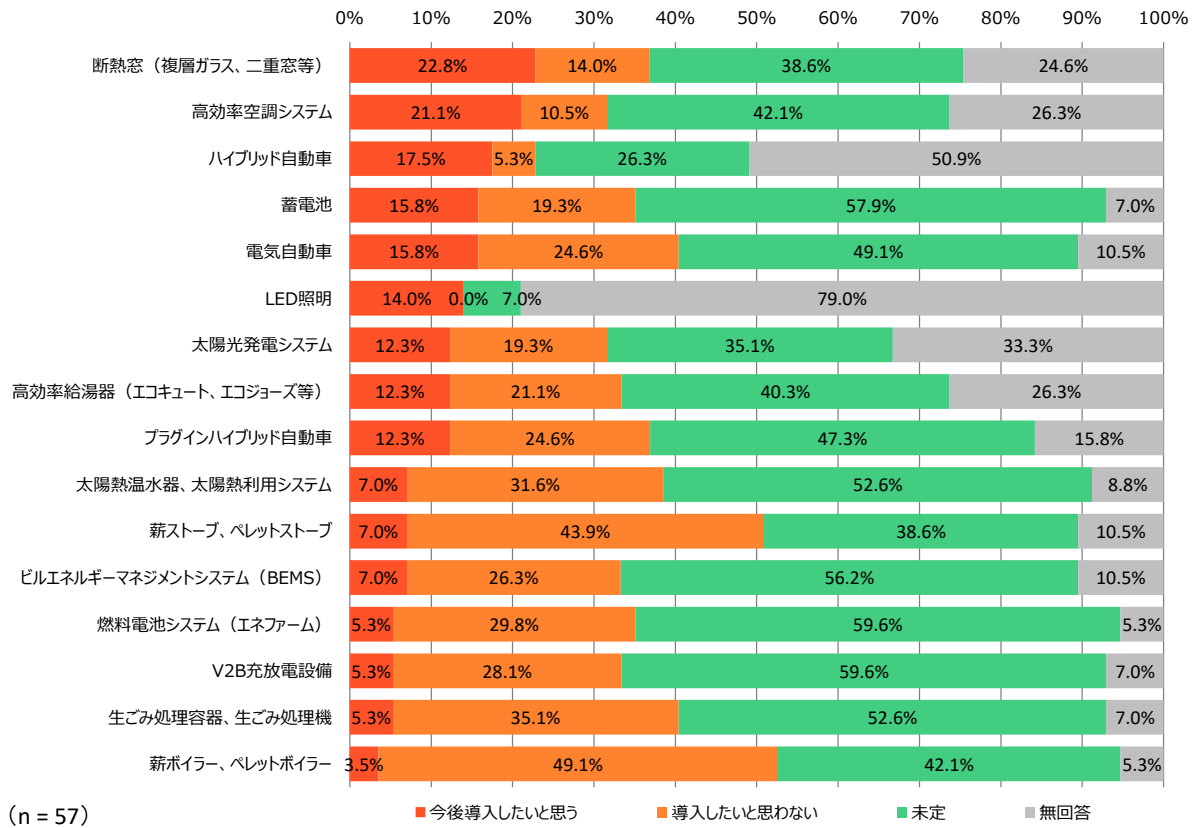
問8 貴事業所では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等を導入していますか。各項目から、あてはまるものをそれぞれ1つずつ選んで番号に○印をつけてください。

注)「現状」で「導入していない」と回答された方のみ、「今後の意向」を回答ください。

・現状



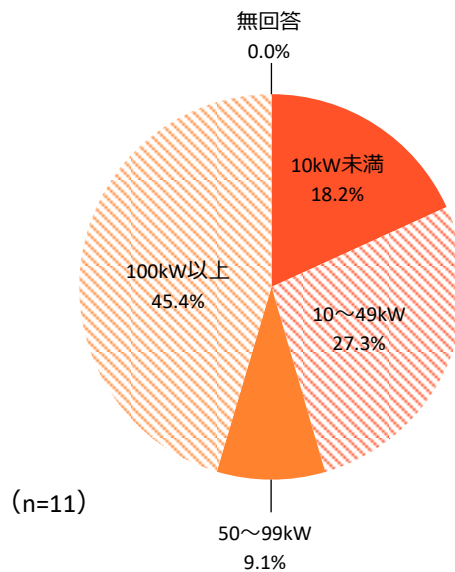
・今後の意向



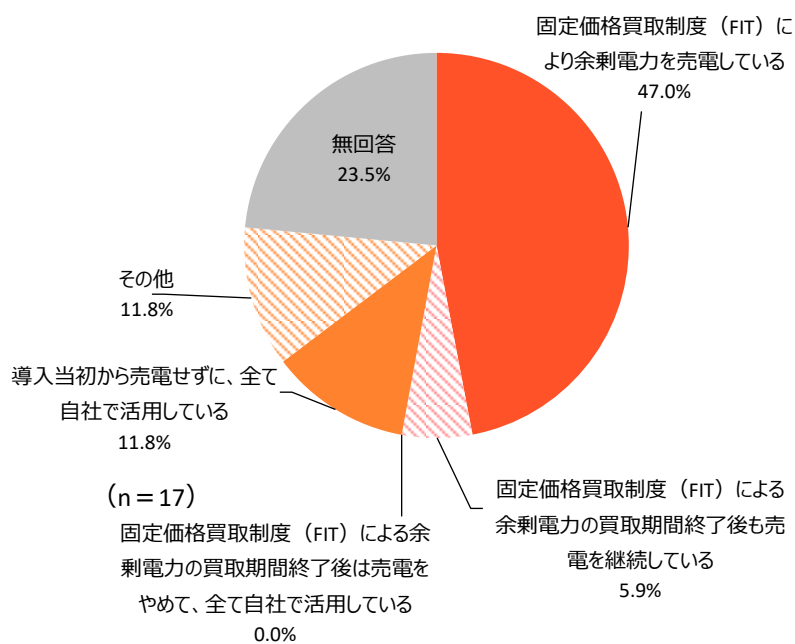
7) 太陽光発電システムの活用状況等について

問9 問8の「太陽光発電システム」について、「現状」で「1. 導入している」と回答された方にお聞きします。可能であれば、貴事業所に導入している太陽光発電システムの「容量」(複数導入している場合は、合計値)をご記入ください。また、発電した電気は、どのように活用していますか。あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。

・導入容量

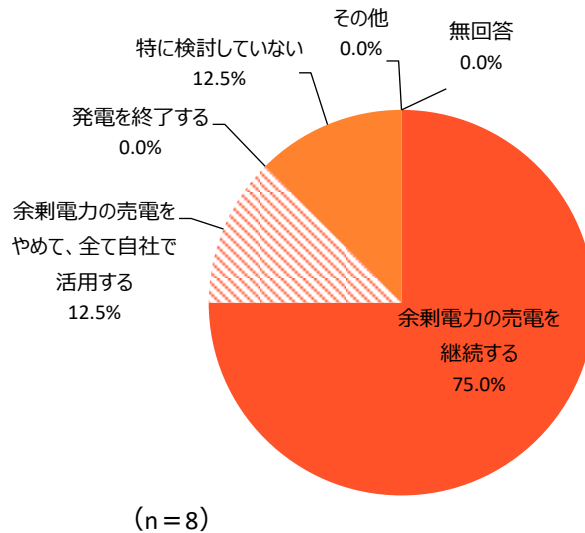


・活用状況



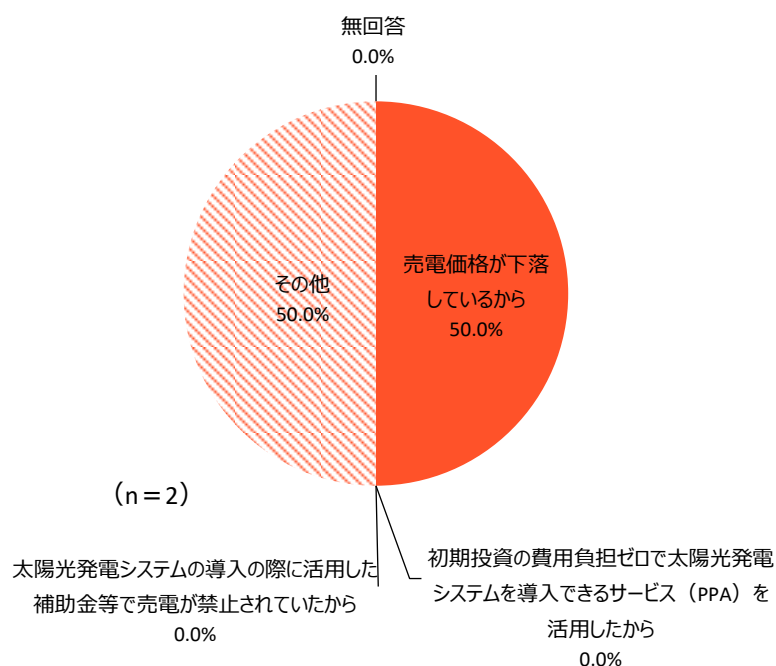
・ 固定価格買取制度（FIT）の買取期間終了後の予定

問 10 問 9 で「1. 固定価格買取制度（FIT）により余剰電力を売電している」と回答された方にお聞きします。固定価格買取制度（FIT）の買取期間が終了した後、発電した電気はどのように活用する予定ですか。あてはまるものを 1 つだけ選んで番号に○印をつけてください。



・ 売電をしていない理由

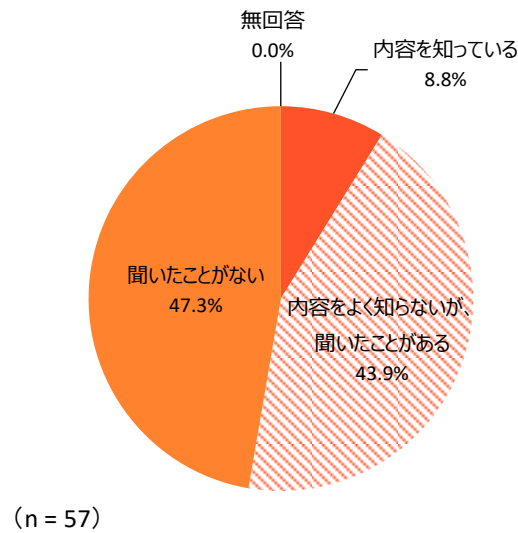
問 11 問 9 で「4. 導入当初から売電せずに、全て自社で活用している」と回答された方にお聞きします。売電をしていない理由は何ですか。あてはまるものを 1 つだけ選んで番号に○印をつけてください。



8) 第2次計画の認知度について

問 12 井原市では、「第2次井原市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策の推進を図っています。

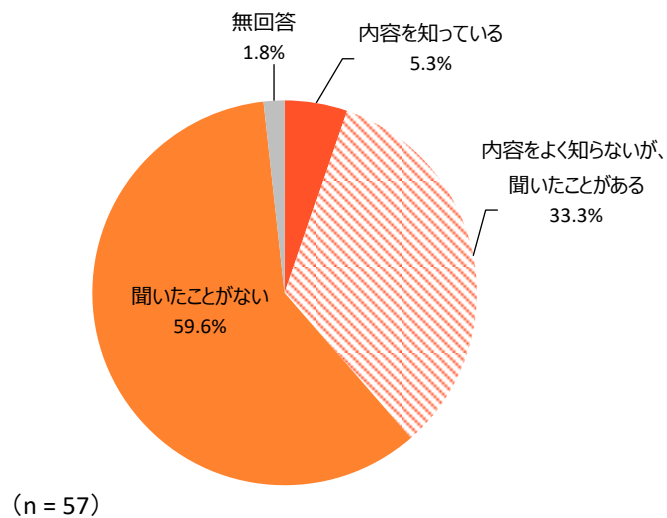
貴事業所は、「第2次井原市環境基本計画」を知っていますか。あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。



9) デコ活の認知度について

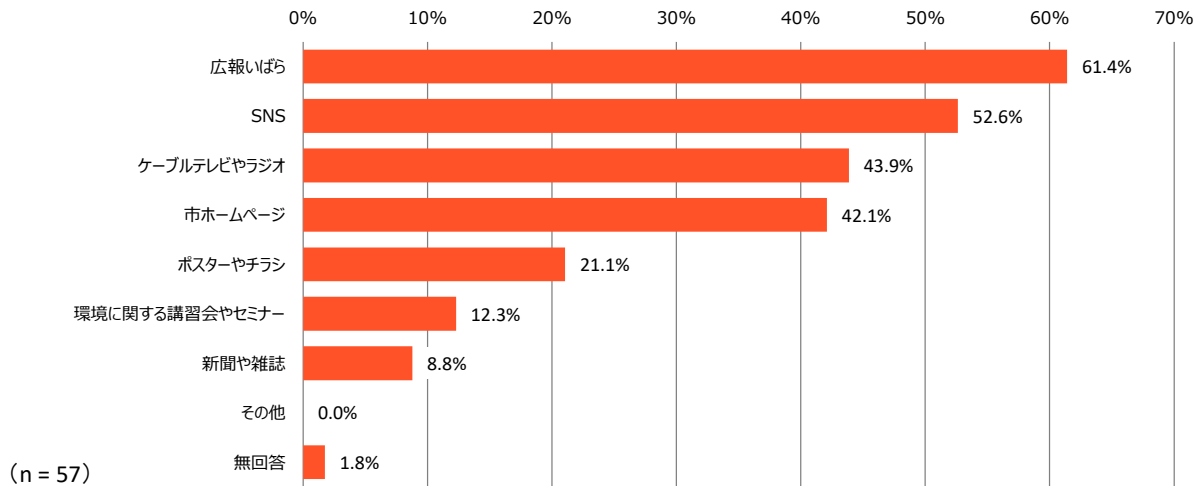
問 13 井原市では、「デコ活」に賛同し、井原市による「デコ活」の実践はもちろん、市民、事業者等の取組を後押しすることを宣言しました。

貴事業所は、「デコ活」を知っていますか。あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。



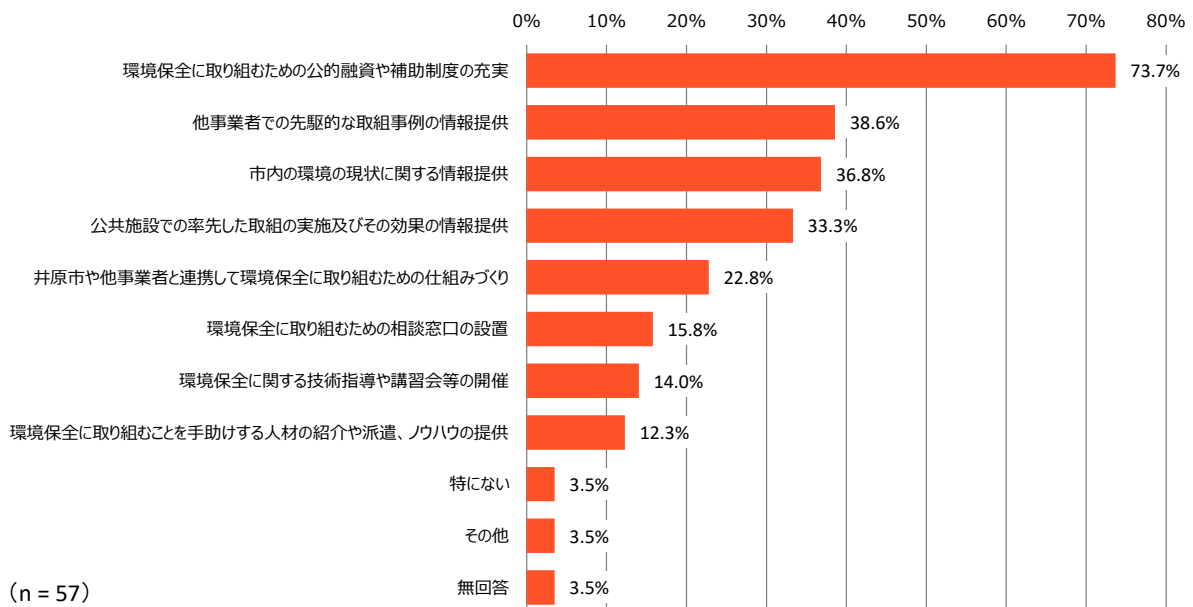
10) 有効な情報発信方法について

問 14 貴事業所は、井原市が行う環境保全に関する情報発信方法として、どれが有効だと思えますか。あてはまるものを3つまで選んで番号に○印をつけてください。



11) 今後期待する支援等について

問 15 貴事業所が、環境保全に取り組んでいくために、井原市に今後期待する支援等がありますか。あてはまるものを3つまで選んで番号に○印をつけてください。



資料7 環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準を以下に示します。

| 項目 | 環境上の条件 |
|------------------------------|---|
| 光化学オキシダント (Ox) | 1時間値が0.06ppm以下であること。 |
| 二酸化硫黄 (SO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 |
| 一酸化炭素 (CO) | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 |
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 |
| 微小粒子状物質 (PM _{2.5}) | 1年平均値が15 ^{マイクロ} μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 ^{マイクロ} μg/m ³ 以下であること。 |

(2) 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準には「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」があり、前者は全ての公共用水域に基準値が適用されます。後者は水域ごとに類型が指定された上で基準値が適用されます。また、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）及び海域の別に設定されています。

1) 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|-----------------|---------------|----------------|--------------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.02mg/L 以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| ヒ素 | 0.01mg/L 以下 | チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 | シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| PCB | 検出されないこと。 | ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 | セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 | フッ素 | 0.8mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | ホウ素 | 1mg/L 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 | | |

2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川【湖沼を除く】）

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|-------------------------------------|------------------|-------------------------|--------------------------|---------------|----------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌数 |
| AA | 水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 20CFU/100mL 以下 |
| A | 水道2級 水産1級及びB 以下の欄に掲 げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 300CFU/100 mL以下 |
| B | 水道3級 水産2級及びC 以下の欄に掲 げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L以下 | 25mg/L以下 | 5mg/L以上 | 1,000CFU/ 100mL以下 |
| C | 水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄 に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L以下 | 50mg/L以下 | 5mg/L以上 | — |
| D | 工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げる もの | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/L以下 | 100mg/L以下 | 2mg/L以上 | — |
| E | 工業用水3級 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/L以下 | ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。 | 2mg/L以上 | — |

注) 自然環境保全：自然探勝等を行える環境が保全されている

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行えば飲める程度

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行えば飲める程度

水道3級：前処理等を伴う高度な浄水操作を行えば飲める程度

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物が漁獲できる程度

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物が漁獲できる程度

水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物が漁獲できる程度

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行えば工業用水に利用できる程度

工業用水2級：薬品注入等による高度な浄水操作を行えば工業用水に利用できる程度

工業用水3級：特殊な浄水操作を行えば工業用水に利用できる程度

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質に係る環境基準を以下に示します。

| 項目 | 基準値 |
|----------------|---------------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.02mg/L 以下 |
| ヒ素 | 0.01mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 |
| クロロエチレン | 0.002mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| フッ素 | 0.8mg/L 以下 |
| ホウ素 | 1mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |

(4) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準には、「一般地域」、「道路に面する地域」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」にそれぞれ適用される基準値があり、その場所の用途地域の指定状況に応じた基準値が適用されます。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、都道府県道及び4車線以上の市町村道において、2車線以下の場合には道路端から15mの範囲、3車線以上の場合には道路端から20mの範囲を指します。

1) 一般地域（道路に面する地域以外の地域）

| 類型 | 基準値 | |
|----|--------------------|--------------------|
| | 昼間 (午前6時～午後10時) | 夜間 (午後10時～午前6時) |
| AA | 50dB以下 | 40dB以下 |
| A | 55dB以下 | 45dB以下 |
| B | | |
| C | 60dB以下 | 50dB以下 |

注) AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

2) 道路に面する地域

| 類型 | 車線 | 基準値 | |
|----|-------|--------------------|--------------------|
| | | 昼間 (午前6時～午後10時) | 夜間 (午後10時～午前6時) |
| A | 2車線以上 | 60dB以下 | 55dB以下 |
| B | 2車線以上 | 65dB以下 | 60dB以下 |
| C | 1車線以上 | | |

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の基準値を適用する。

| 基準値 | |
|--------------------|--------------------|
| 昼間 (午前6時～午後10時) | 夜間 (午後10時～午前6時) |
| 70dB以下 | 65dB以下 |

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

(5) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準を以下に示します。

| 区分 | 基準値 |
|-------------------|-----------------------------|
| 大気 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 |
| 水質 (水質の底質を除く。) | 1pg-TEQ/L 以下 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g 以下 |
| 土壌 | 1,000pg-TEQ/g 以下 |

- 備考) 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

資料8 用語解説

数字・アルファベット

●3R（スリーアール）

ごみの発生を抑制する「Reduce」、再使用する「Reuse」、再生利用する「Recycle」の頭文字をとった言葉のこと。

●BEMS（ベムス）

「Building Energy Management System」の略称で、ビルエネルギー管理システムのこと。ITを利用し、ビル内のエネルギー使用状況の確認や、空調、照明設備等の使用を制御することができる。

●FIP（フィップ）制度

「Feed In Premium」の略称で、FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再生可能エネルギー発電事業者が発電した電気を卸電力取引市場等で売電した際、その売電価格に対してプレミアム（補助額）が上乗せされる制度のこと。

●FIT（フィット）制度

「Feed In Tariff」の略称で、固定価格買取制度を意味し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定期間に一定価格で買い取ることを国が約束する制度のこと。

●HEMS（ヘムス）

「Home Energy Management System」の略称で、住宅エネルギー管理システムのこと。ITを利用し、住宅内のエネルギー使用状況の確認や、空調、照明設備等の使用を制御することができる。

●PFAS（ピーファス）

主に炭素とフッ素からなる化学物質（有機フッ素化合物）で、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。1万種類以上の物質があるとされている。

●PFOA（ピーフォア）

PFASの一種で、撥水剤、界面活性剤等として使用されてきた。環境中での残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進んでおり、現在では国内での製造・輸入等が原則禁止されている。

●PFOS（ピーフォス）

PFASの一種で、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤等として使用されてきた。環境中での残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進んでおり、現在では国内での製造・輸入等が原則禁止されている。

●V2H（バイ・ツー・エイチ）

「Vehicle to Home」の略称で、直訳すると「車から家へ」を意味し、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車のバッテリーに貯めている電力を自宅で使えるようにする機器のこと。

あ行

●空き家バンク

空き家の有効活用を目的として自治体が運営する空き家のマッチングシステムのこと。空き家の所有者が登録した情報を自治体がウェブサイト等で公開し、利用希望者とのマッチングを図る。

●ウェルビーイング（高い生活の質）

経済的な豊かさだけでなく、心身の健康や幸福を含めた高い生活の質を意味している。「第六次環境基本計画」では、環境政策を起点として経済・社会的な課題も統合的に解決していくため、最上位の目標として掲げられている。

●うちエコ診断

各家庭の年間エネルギー使用量や光熱費等の情報を基に、国の資格認定を受けた診断士が、環境省が作成した専用のソフトを用いてライフスタイルに合わせた省エネ対策を提案するもの。

●エコドライブ

燃費向上や温室効果ガス、大気汚染物質排出削減など、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用方法のこと。主な内容は、急発進や急加速・急ブレーキを控える、適切なエアコンの使用、アイドリングストップ、タイヤ空気圧の点検・整備、走行に妨げとなる駐車をしないなどが挙げられる。

●置き配サービス

自身の都合に合わせて、玄関前や宅配ボックス等の様々な場所で荷物を非対面で受け取ることができるサービスのこと。

か行

●環境基準

「環境基本法」に基づき、国が定める環境保全における目標のこと。大気、水、土壌、騒音を人の健康の保護及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が設定されている。

●環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）

人類が地球上で生存するために、地球環境が安定した状態を保つことができる限界の範囲のこと。

●クーリングシェルター

適当な冷房設備を有しており、誰もが利用可能で暑さをしのぐことができる施設として市町村が指定した施設のこと。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境への影響を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。例としては、環境ラベルが付いた製品や詰め替え式の製品を選んで購入すること等が挙げられる。

●光化学オキシダント（Ox）

工場の煙や自動車の排気ガス等に含まれている窒素化合物（NOx）や炭化水素（HC）が、太陽からの紫外線によって光化学反応を起こすことで生成されるオゾンや PAN（ペルオキシアセチルナイトレート）、アルデヒド等の物質の総称。光化学オキシダント濃度が高い状態が続くと、目がチカチカする、のどが痛い等の症状が見られることがある。

さ行

●災害レジリエンス

災害時において被害を最小化する「防災力」と、生活インフラや経済活動を速やかに立ち直らせる「回復力」のこと。

●省エネ診断

省エネの専門家が工場やビル等におけるエネルギーの使用状況について調査を行い、それぞれの建物に合った省エネルギー対策を提案するもの。

●食品ロス

本来食べられるのにも関わらず廃棄されてしまう食品のこと。これらの食品を国民 1 人あたりに換算すると、令和 7（2025）年 11 月時点では毎日おにぎり 1 個分（約 102g）の食品が廃棄されており、もったいないだけでなく、ごみの焼却に伴う二酸化炭素の排出による環境への負荷が問題視されている。

●森林環境譲与税

森林が持つ生物多様性の保全や二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源のかん養等といった多面的機能を維持・増進するため、間伐等の森林整備や、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備の促進に関する費用に充てることとされている。

●水素イオン濃度（pH）

水溶液の酸性、中性、アルカリ性の度合いを示す指標で、7 が中性、これより高いとアルカリ性、低いと酸性を示す。値に異常な変化が見られると、工場排水の混入など、水質に何か変化が起きたことが分かる。

●生物多様性

地球上の生物が互いの個性を認め合い、直接的・間接的に支え合って共存していること。「生物多様性条約」では、多様性には生態系、種、遺伝子の3つのレベルがあるとしている。生態系の多様性とは、森林、河川、湿原、干潟など、環境によって様々なタイプの生態系が形成されていること、種の多様性とは、多様な動植物や菌類、バクテリア等が生息・生育していること、遺伝子の多様性とは、同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルで違いがあることである。

●製品プラスチック

プラスチック製容器包装やペットボトル以外のプラスチック素材だけでできているプラスチック製品のこと。

●生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物により分解される過程で消費される水中の酸素の量のこと。河川の水質汚濁を示す代表的な指標であり、値が小さいほど良好な水質であることを意味する。

た行

●ダイオキシン類

塩素を含む有機化学物質のことで、主に廃棄物の焼却に伴い発生する。土壌や水中に長時間残留し、食物連鎖を通じて生物濃縮され、生体に悪影響を及ぼす。

●電気自動車

バッテリーに蓄えた電気をモーターで動力に変換して走行する自動車のこと。電気を動力としているため、走行中に二酸化炭素を排出せず、環境への負荷が小さい。

な行

●二酸化硫黄（SO₂）

重油や石炭等の硫黄を含む燃料の燃焼や原料の処理により生成される物質のこと。工場での事業活動等に伴い発生し、酸性雨の原因物質とされている。

●二酸化窒素 (NO₂)

物質が高温で燃焼する際に発生する一酸化窒素が大気中で酸化することで生成される物質のこと。工場での事業活動や自動車の走行等に伴い発生し、酸性雨や光化学スモッグの原因物質とされている。

は行**●バイオマス**

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、再生可能な生物由来のエネルギー資源のこと。

●微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊している $2.5 \mu\text{m}$ ($1 \mu\text{m} = 1\text{m}$ の 100 万分の 1) 以下の微小な粒子のこと。非常に小さいため (髪の毛の太さの 30 分の 1 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が危惧されている。

●フードドライブ

家庭で余っている食品をスーパーや自治体等の回収拠点やイベントに持ち寄り、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者支援団体等に寄付する活動のこと。

●フードバンク

食品関連の事業者等から未利用食品の寄付を受け、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者等に無償で提供するための活動を行う団体のこと。

●浮遊物質 (SS)

水中に分散している直径 2mm 以下の物質の量のこと。成分としてはプランクトン等の生物の死骸や下水・工場排水に由来する有機物や金属の沈殿等が含まれ、値が小さいほど良好な水質であることを意味する。

●浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している直径が $10 \mu\text{m}$ ($1 \mu\text{m} = 1\text{m}$ の 100 万分の 1) 以下の微小な粒子のこと。工場での事業活動や自動車の走行等に伴い発生し、肺や気管に沈着するなど、呼吸器系に悪影響を及ぼす。

●プラグインハイブリッド自動車

プラグを挿す (外部から充電する) ことができるハイブリッド自動車のこと。エンジンによる動力も持ち合わせており、エンジンで発電してバッテリーに充電しながら電気自動車として走行することもできる。

や行

●溶存酸素量 (DO)

水中に溶け込んでいる酸素の量のこと。値が小さくなると、水中の微生物の活動が鈍って腐敗臭がしたり、魚介類が窒息死したりすることもあるため、値が大きいほど良好な水質であることを意味する。

ら行

●類型指定

河川の水質環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準において指定される水域ごとの類型（等級）のこと。河川の場合、一般項目は AA～E の 6 種類の類型が指定され、AA 類型は最も厳しい環境基準が適用される。

第3次井原市環境基本計画

令和8（2026）年3月

発行：井原市

編集：井原市 市民生活部 環境企画課

〒715-8601 岡山県井原市井原町 311 番地 1

TEL：0866-62-9515

FAX：0866-62-1744

URL：<https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/13/1567.html>



市ホームページ
二次元コード



井原市 Ibara City

